

財団法人横浜市ふるさと歴史財団

年 報

平成22年度版

目次

1	事業報告	3
	実施事業の概要	4
	Ⅰ 法人事業	
	1 財団本部事業	5
	Ⅱ 公益事業	
	1 埋蔵文化財整備事業	7
	2 発掘調査事業	14
	3 市史資料室事業	15
	4 史跡等保存事業	17
	5 歴史博物館事業	19
	6 開港資料館事業	41
	7 都市発展記念館事業	52
	8 ユーラシア文化館事業	62
	9 三殿台考古館事業	70
	Ⅲ 収益事業	
	1 歴史博物館収益事業	76
	2 開港資料館収益事業	76
	3 都市発展記念館・ユーラシア文化館収益事業	76
	主な事業実績指標の推移	78
2	組織・施設概要	80
	Ⅰ 財団法人横浜市ふるさと歴史財団	81
	Ⅱ 横浜市歴史博物館	84
	Ⅲ 横浜開港資料館	86
	Ⅳ 横浜都市発展記念館	87
	Ⅴ 横浜ユーラシア文化館	88
	Ⅵ 埋蔵文化財センター	90
	Ⅶ 横浜市三殿台考古館	91
	Ⅷ 横浜市八聖殿郷土資料館	92
	Ⅸ 横浜市域の管理史跡等	92
3	規程集	95

1

事業報告

平成22年度事業報告書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

実施事業の概要

当財団は、横浜市の文化財行政と密接な連携を図りつつ、歴史資料及び文化財の保存・調査・研究・活用に関する各種の事業を実施し、さまざまな事業改善を行ってきました。

P D C Aサイクルによる評価・改善システムも軌道に乗り、前年度からはより厳しい基準に基づく評価を実施しています。当財団は、今年度も多様な活動を展開し、多くの評価項目で良好な成果を収めることが出来ましたが、入館者数に関する項目では不十分な結果となりました。なお、教育委員会外部評価委員会から、前年度につき、おおむね良好という評価をいただきました。

23年度から5年間、第2期指定管理者に当財団が5館一括で指定を受けることが出来ましたので、6月1日に公益財団法人に移行したのを機に、財団挙げて新たな気持ちで、指定管理提案書に即して、より多くの市民に親しんでいただける活動を展開して参ります。

実施した事業

法人事業

- 1 財団本部事業

公益事業

- 1 埋蔵文化財整備事業
- 2 発掘調査事業
- 3 市史資料室事業
- 4 史跡等保存事業
- 5 歴史博物館事業
- 6 開港資料館事業
- 7 都市発展記念館事業
- 8 ユーラシア文化館事業
- 9 三殿台考古館事業

収益事業

- 1 歴史博物館収益事業
- 2 開港資料館収益事業
- 3 都市発展記念館・ユーラシア文化館収益事業

(注) なお、新規、追加、さらには重点的に取り組んだ事業については、「事業内容」欄等をゴシック文字で表記しています。

I 法人事業

1 財団本部事業

1 財団本部事業（寄附行為第4条第8号）

22年度も、横浜市の指定管理者として財団独自の事業評価・改善システムを実施することで、より効率的な事業改善に取り組みました。

また、財団施設の安定的な運営を図るため、職員の採用を行うとともに、人材の確保、組織の強化・活性化を図るため有期契約職員等の正規職員の登用試験を実施しました。今年度の課題であった公益財団法人への移行申請を11月にし、新年度6月には新財団移行予定となりました。また、第2期指定管理者応募に関しても、5館一括指定とすることができました。

- (1) 財団管理施設の事業調整
- (2) 財団事業自主評価・改善システムの実施
- (3) 職員研修の実施
- (4) 理事会・評議員会の開催
- (5) 職員の人事労務・福利厚生管理
- (6) 共同広報の実施　メルマガ「よこはま歴史かわら版」の配信など
- (7) 財団施設案内の作成（1,000部作成）
- (8) その他本部事務

事業別評価

事業名称	実施概要	評価
本部事業	公益法人申請事務、指定管理応募事務等、適切に実施することができた。	B

(注) 評価について
 各事業について、平成 22 年度事業計画と比較した事業進捗・達成度合により、次の基準で自己評価を記載しています。
 評価基準については、平成 21 年 6 月の理事会・評議員会で決定されたものです。

S	目標を大きく上回る成果が上がった。新たな取り組みなどを行い予定より大幅に進めた。 定量評価：目標値 120%以上達成
A	目標を上回る成果が上がった。新たな取り組みなどを行い予定より進めた。 定量評価：目標値 105%以上 120%未満達成
B	目標通りの成果が上がった。予定通り進めた。 定量評価：目標値 95%以上 105%未満達成
C	目標を下回る成果にとどまった。予定通り進めることができなかった。 定量評価：目標値 80%以上 95%未満達成
D	目標を大きく下回る成果にとどまった。予定より大幅に遅れた。 定量評価：目標値 80%未満

Ⅱ 公益事業

1 埋蔵文化財整備事業

1 埋蔵文化財整備事業（寄附行為第4条第1・5号）

港北ニュータウン開発に伴う出土品・遺構測量図等の記録資料の整理を行い、成果を報告書としてまとめるほか、昨年度に引き続き、写真資料等のデジタル化・出土品保管状況の改善事業を実施しました。

（1）遺物整理・調査研究

項 目	事 業 内 容
大原遺跡の整理 (1/2年次)	実測図作成、トレース、図版作成、原稿執筆等を実施。 平成23年度に報告書を刊行する。 縄文時代中期・弥生時代後期・平安時代集落ほか。 現在地：都筑区早瀬1丁目（旧港北区新吉田町）
加賀原遺跡の整理 (1/3年次)	実測図作成、トレース、原稿執筆等を実施。 縄文時代中期集落ほか。 現在地：都筑区加賀原1丁目（旧港北区池辺町）
権田原遺跡の基礎整理 (1/4年次)	出土品接合・復元、図面等記録類の基礎整理作業を実施。 先土器時代・縄文時代・弥生時代・古墳時代・奈良平安時代集落ほか。 現在地：都筑区早瀬3丁目（旧港北区新吉田町）

（2）報告書刊行

項 目	事 業 内 容
大榎杉山神社遺跡	遺物整理・調査研究の成果を報告書として刊行した。 作成部数300部

（3）資料保存・整理

項 目	事 業 内 容
記録資料デジタル化	写真資料のデジタル化と整理を行い、資料保存と活用の利便性向上を図った。また、 昨年度に試行した測量図面のデジタル化についても、今年度より本格的に実施した。 デジタル化点数：（写真） 5, 987カット （原図） 13, 171カット
図書等の受入れ・整備	受贈図書の受入れ、整理、保管、データのカード化などの整備を行い、市民の利用に供した。 受入れ点数：（調査報告書） 1, 035点 （その他） 280点 （合計） 1, 315点

(4) 緊急雇用創出事業

項 目	事 業 内 容
埋蔵文化財（自然遺物） 水洗・選別事業 （緊急雇用創出事業）	<p>収蔵・保管されている出土品について整備し、保管状況の改善を図った。収蔵・保管されている貝塚出土の遺物について、ふるい掛け・水洗を行い、貝類、獣・魚骨等の自然遺物および人工遺物を分類・整理し、保管するとともにデータを作成した。平成22年度は、政府の緊急雇用創出事業として、平台貝塚（中区）の自然遺物を中心に整理した。</p> <p>実施期間：第1期5～9月 第2期10月～3月</p> <p>整理数：土のう袋778袋</p> <p>雇用人数：33人（延べ2,006人）</p>



遺物整理



緊急雇用創出事業



体験学習

2 普及啓発事業（寄附行為第4条第2・5号）

港北ニュータウン開発に伴う発掘調査及び公共事業等に伴う発掘調査により出土した遺物・遺構の整理を進め、その成果の市民への還元及び埋蔵文化財保護への市民の関心を高めるため、広報紙を発行し、歴史博物館や埋蔵文化財出土地域での展示・講演会などを実施しました。

(1) 広報

項 目	事 業 内 容
『埋文よこはま』の 刊行	<p>市内の埋蔵文化財情報を市民へわかりやすく発信した。</p> <p>埋文よこはま22・23（年2回）各11,000部</p>
インターネットによる 情報公開	<p>財団開設のホームページ上で、市内の埋蔵文化財情報や、Q&A、財団各施設の情報提供、アンケート調査を行った。</p> <p>アクセス件数14,023件（H22.6～H23.3）（前年度14,425件）</p>

(2) 講座・講演会等の開催

企画展名/開催期間	事業内容
<p>講座「横浜の考古学」 平成 22 年 11 月 11 日 (木)・ 11 月 18 日 (木) (連続 2 回)</p>	<p>「葬墓制から見た社会」をテーマに、連続講座を実施した。今年度も 1 日 2 講座を開催し、2 日間で全 4 講座とした。</p> <p>11/11 第 1 回 「考古学からみる葬墓制のはじまり～旧石器時代から縄文時代前期の葬墓制と社会～」山田光洋 第 2 回 「葬墓制から見た縄文社会の特質～縄文中期社会から晩期社会へ～」石井 寛</p> <p>11/18 第 3 回 「弥生時代～方形周溝墓の分析を中心に～」 古屋紀之 第 4 回 「古墳時代～葬墓制の変質と地域社会～」鈴木重信 会 場：横浜市歴史博物館 参加料：2,000円 参加者：94人</p>
<p>「横浜の遺跡展」関連講座 平成 23 年 1 月 9 日 (土)</p>	<p>「横浜の遺跡展」関連事業として、講演会を実施した。</p> <p>「横浜市北部と周辺域の弥生時代中期集落群」 ・「大塚遺跡の特性と弥生時代中期集落群」石井 寛 ・「南関東の宮ノ台式集落」小倉淳一 (法政大学文学部専任講師)</p> <p>会 場：横浜市歴史博物館 参加料：500円 参加者：142人</p>
<p>体験学習 定期開催：6～2月の偶数月最終土曜日及び夏休み期間3回</p>	<p>偶数月の最終土曜日と学校の夏休み期間中を定期開催日として、土器文様の拓本とりと勾玉づくりをセットとする体験学習教室を開催した。また今年度は、縄文土器パズルづくりを試験的に導入した。</p> <p>全 8 回開催 参加者：117人 定期開催のほか、臨時開催や出前での開催を実施した。</p> <p>臨時開催：全 3 回 参加者：33人 出前開催：全 7 回 参加者：164人</p> <p>5/15・16 本郷地区センター 勾玉作り実演とセンター紹介 5/22 豊田地区センター 参加者：40人 7/29 本郷地区センター 参加者：20人 8/1 睦コミュニティハウス 参加者：11人 8/22 栄区民文化センターリリス 参加者：39人 8/24 青葉台コミュニティハウス 参加者：40人 3/12 飯島町内会館 参加者：14人</p>

<p>講師派遣</p> <p>全7回</p> <p>参加者：合計367人</p>	<p>7/3 (土) 鈴木重信 会場：横浜市歴史博物館 企画展「古墳時代の生活革命」関連講演会 受講者：68人</p> <p>9/22 (火) 古屋紀之 会場：神奈川県埋蔵文化財センター かながわ考古学同好会講演会 受講者：41人</p> <p>10/15 (金) 古屋紀之 会場：神奈川県埋蔵文化財センター 受講者：67人</p> <p>神奈川県埋蔵文化財センター考古学ゼミナール</p> <p>11/2 (火) 古屋 紀之 会場：専修大学 専修大学講義 受講者：43人</p> <p>12/15 (水) 石井 寛 会場：横浜市歴史博物館 「横浜の遺跡展」解説 (かながわ考古学同好会) 参加者：20人</p> <p>1/6 (木) 石井 寛 会場：横浜市歴史博物館 「横浜の遺跡展」解説 (ガイドボランティアなど) 参加者：25人</p> <p>3/20 (日) 石井 寛 会場：相模原市立博物館 相模原遺跡リレートーク 受講者：103人</p>
<p>埋蔵文化財センター見学者対応</p>	<p>埋蔵文化財センターへ来館した市民に、センターを案内し、資料について解説を行った。</p> <p>見学者：230人</p>

(3) 展示等の開催

企画展名/開催期間	事業内容
<p>「リリースの大冒険」</p> <p>平成22年8月22日(日)</p> <p>会期1日</p>	<p>栄区民文化センターリリース主催の夏休みオープンデー「リリースの大冒険」に参加し、遺跡出土品や写真パネルを展示した。付帯事業として、体験学習「勾玉作り」・「土器パズル作成」・「拓本とり」を実施した。</p> <p>会場：栄区民文化センター「リリース」</p> <p>入場者：374人</p> <p>勾玉作り参加者：39人</p>

平成 22 年度「横浜の遺跡」展 平成 22 年 12 月 11 日(土)～ 平成 23 年 1 月 10 日(月・祝) 会期 20 日	平成 22 年度に発掘調査報告書を刊行した大榑杉山神社遺跡と、 大塚遺跡・綱崎山遺跡・折本西原遺跡を中心に、港北ニュータ ウン地域における弥生時代中期の集落動向についての展示を実 施し、関連事業として講演会を開催した。 会場：横浜市歴史博物館 観覧者：3,524人 また、開催中の2日間フロアレクチャーを実施した。 参加者：12/19 24人 1/11 28人 計52人
---	--

(4) 実物資料利用

項 目	事 業 内 容
発掘資料・写真資料の 貸出展示等	遺物貸出：市内小学校で常設展示 11件
	コミュニティハウスで常設展示 1件
	郷土史団体等市民団体 2件
	横浜市ほか公共機関 1件
	写真貸出：博物館等の施設 1件
	横浜市ほか公共機関 5件
	写真掲載：博物館等の施設 0件
	出版社等 9件
横浜市ほか公共機関 5件	

(5) 資料移管・受贈

項 目	資 料 の 内 容
資料の移管	野島公園内で発見された人骨(段ボール箱1箱) 移管元：金沢警察署(市教育委員会経由)
	市ヶ尾・川和地区内遺跡群(下根遺跡・下根2遺跡・中里遺跡・鶴蒔遺跡・ 上サ遺跡・下根横穴群・天ヶ谷横穴群)出土資料(縄文～古墳時代土器ほか 石器・玉類・鉄製品等整理コンテナ15箱・図面・写真ファイル等14冊) 移管元：日本窯業史研究所
	三保杉沢遺跡群(緑区No.81遺跡他)出土資料(縄文時代土器・石器・古墳 時代土器・埴輪ほか整理コンテナ10箱・図面・写真ファイル等) 移管元：日本窯業史研究所
	三保横穴墓(緑区No.84遺跡)出土資料(古墳時代須恵器整理コンテナ1箱・ 写真ファイル等) 移管元：日本窯業史研究所
	宮沢遺跡(旭区No.115遺跡)出土資料(縄文時代土器・石器整理コンテナ 4箱・写真ファイル等) 移管元：日本窯業史研究所
	虚空蔵山遺跡(青葉区No.140・141遺跡)出土資料(縄文時代土器・石器・ 古墳時代土器ほか整理コンテナ93箱・図面・写真ファイル等) 移管元：日本窯業史研究所

	<p>観福寺裏遺跡（青葉区 No. 135・137 遺跡）出土資料（縄文時代土器・石器・弥生時代土器ほか整理コンテナ 9 箱・段ボール箱 4 箱・図面・写真ファイル等）</p> <p>移管元：日本窯業史研究所</p>
	<p>釈迦堂遺跡（青葉区 No. 142 遺跡）出土資料（縄文時代土器・石器・弥生時代土器ほか整理コンテナ 29 箱・段ボール箱 4 箱・図面・写真ファイル等 3 冊）</p> <p>移管元：日本窯業史研究所</p>
	<p>馬場 3 丁目横穴墓群（鶴見区 No. 62）出土資料（古墳時代須恵器・玉類ほか整理コンテナ 29 箱・段ボール箱 1 箱・図面・写真ファイル等）</p> <p>移管元：日本窯業史研究所</p>
	<p>称名寺貝塚（金沢区 No. 34 遺跡）出土資料（縄文時代土器・石器・かわらけほか整理コンテナ 35 箱）</p> <p>移管元：横浜市立大学</p>
	<p>三ッ沢貝塚（神奈川区 No. 68 遺跡）出土資料（縄文時代土器・石器ほか整理コンテナ 12 箱・図面ケース・写真ファイル等 9 冊）</p> <p>移管元：有明文化財研究所</p>

（6）施設間連携

項 目	事 業 内 容
横浜都市発展記念館との連携事業	横浜都市発展記念館と連携して、近代の煉瓦造建築遺構（三溪園・松風閣）の測量調査を行った。
三殿台考古館との連携事業	三殿台考古館との連携事業として、三殿台遺跡出土資料の所在確認調査を実施した。



リリスの大冒険



横浜の遺跡展



瀬戸神社旧境内地内遺跡調査

事業別評価

事業名称	実施概要	評価
埋蔵文化財整備事業	<p>港北ニュータウン所在遺跡について、予定通り整理報告作業をすすめ、一遺跡の報告書を刊行しました。写真資料のデジタル化点数は、昨年度の140%を大幅に上回り、また昨年試行した記録図面のデジタル化に着手し、資料保存と活用の利便性向上を進めました。また、緊急雇用創出事業として、貝塚から出土した自然遺物の整理・データ化を行い、予定数600袋に対し、778袋を数え、保管状況を大幅に改善することができました。</p>	A
普及啓発事業	<p>外部の施設との連携事業や自主事業に積極的に参加しました。体験学習ではメニューを充実させ、出前開催を含め314人の参加者を数えました。協力して頂くボランティアも着実に増加しました。埋蔵文化財センター敷地内に発掘体験施設を製作しました。また、「横浜の遺跡展」でのフロアレクチャーの特別開催など、市民のニーズに応じてきました。</p>	A

2 発掘調査事業

1 発掘調査事業（寄附行為第4条第3号）

文化財保護法に基づき、埋蔵文化財の発掘調査及び発掘調査の成果を整理し、報告書を刊行する業務を行いました。

(1) 発掘調査

事業略名称	遺跡名	所在地	調査区分	委託者
瀬戸神社旧境内地内遺跡調査	瀬戸神社旧境内地内遺跡	横浜市金沢区 瀬戸	本発掘調査	横浜市土地整備局
三溪園内苑及び外苑流れ試掘調査		横浜市中区本 牧三之谷	確認調査	(財)横浜市 三溪園保勝会
北谷公園内やぐら調査	金沢区No.9遺跡 (北谷公園内やぐら)	横浜市金沢区 釜利谷東	本発掘調査	金沢土木事務所

(2) 整理報告書作成

事業略名称	遺跡名	所在地	委託者	備考
金沢高校内貝塚整理報告	市立金沢高校内貝塚	横浜市金沢区 瀬戸	横浜市教育委員会	資料整理・ 原稿執筆
三溪園内苑及び外苑流れ試掘調査		横浜市中区本 牧三之谷	(財)横浜市 三溪園保勝会	原稿執筆
北谷公園内やぐら整理報告	金沢区No.9遺跡 (北谷公園内やぐら)	横浜市金沢区 釜利谷東	金沢土木事務所	資料整理・ 原稿執筆
平台貝塚出土品整理	平台貝塚	横浜市中区本 牧緑ヶ丘	中区役所	資料整理

事業別評価

事業名称	実施概要	評価
発掘調査事業	昨年度に引き続き、三溪園整備事業に伴う試掘調査を実施しました。今年度の新たな事業として、 発掘調査・整理報告作業ともに各2件を受託しました。	B

3 市史資料室事業

1 市史資料室事業（寄附行為第4条第7号）

横浜市総務局が所管する横浜市史資料室の所蔵資料の保存活用事業について、引き続き、資料収集・整理・保存、資料公開、普及啓発業務を行いました。

(1) 資料の収集・管理・公開

項目	点数	事業内容
資料の寄贈・寄託	寄贈 21件 395点	主な収集資料：門司亮関係資料・渡辺歌郎関係資料・相澤詔二家資料ほかの寄贈を受けた。（注1）
図書・刊行物	約4000点	図書（約1000冊）・行政刊行物（約3000冊）の収集・整理を行った。
資料の移管	5件 6289点	移管資料：港北区・南区などの歴史的公文書（含写真）の移管を受けた。
資料のマイクロ化等	マイクロフィルム 86,710コマ プリント 24,380枚 写真複製 2,800枚	公開用の複製資料を作製するため、資料をマイクロフィルム撮影するとともに、一部の資料については、プリント製本を作製した。そのほか、写真資料の複写・スキヤニングによりデータ化を行った。
資料整理		受け入れた資料の整理を行い、目録を作成するとともに、一部の資料については、公開に向けて再整理を行った。
資料保存		中性紙封筒への封入及び再整理資料の中性紙封筒への入れ替えを行った。
資料公開		資料閲覧・複写・レファレンス等を行った。
資料貸出	貸出件数 135件	出版物掲載（54件）、放映等利用（40件）、展示出陳（29件）、その他授業で使用、HP掲載など（12件）のために写真、パネル及び資料の貸出を行った。（計135件）

（注1）寄贈を予定して受け入れ、整理中の資料は含まない。

(2) 利用状況

項目	平成22年度	平成21年度	平成20年度
展示見学者（人）（注1）	5,971	6,282	5,700
入室者数（人）	899	1,105	1,139
資料閲覧室利用者数（人）（注2）	196	233	191
複写申込件数（件）	280	331	347
レファレンス件数（注3）	119	96	189
電話レファレンス件数（注4）	233	279	153

（注1）市史資料室内展示コーナーの見学者数

（注2）資料閲覧室は、一次資料専用の閲覧室であり、開架資料の閲覧室とは別室

(注3) レファレンス件数は、来室者からレファレンスを受け付けた件数

(注4) メールレファレンス含む

(3) 普及啓発事業

項目	事業内容
『市史通信』の刊行	情報誌として『市史通信』(No. 8~No. 10)を刊行(各5,000部)した。資料提供者(機関)、及び関係者(機関)へ発送するとともに、市民に配布した。また、同一内容のPDFファイルをホームページ上でも公開した。
『紀要』の刊行	横浜の昭和史に関する研究成果を発表するため、『横浜市史資料室紀要』第1号(2,000部)を刊行した。
報告書『横浜・関東大震災の記憶』の刊行	市史資料室が所蔵する関東大震災関係の写真目録と、震災直後に発行された新聞の記事目録、シンポジウム「横浜・関東大震災の記憶」の内容を一書にまとめ、報告書『横浜・関東大震災の記憶』(2,000部)を刊行した。
展示コーナー	市史資料室内展示コーナーにて、所蔵資料の紹介・展示を随時行い、「マツダ灯火管制電球」など横浜の空襲と戦災関連資料などを展示した。
展示会の開催	写真パネル展「昭和初期の体操」 平成22年7月6日(火)~9月5日(日) 市内小学校で行われた運動会や体操、町内で行われたラジオ体操・建国体操、体操教育に貢献した三橋喜久雄などの写真・資料を展示した。
	展示会「戦後横浜の復興を支えた文化人たちー牧野勲をめぐる人々ー」 平成22年11月29日(月)~平成23年1月30日(日) 牧野勲関係資料・半井清資料より、戦後の文化行事・文化人に関する写真を中心に展示した。
講演会の開催	展示記念講演会「牧野勲と戦後横浜の文化人たちー牧野勲が語る父勲ー」 平成22年12月19日(日) 会場：横浜市中央図書館ホール スライド上映「牧野勲と戦後横浜の文化人たち」 「父 勲を語る」牧野勲氏 参加者 73名

事業別評価

事業名称	実施概要	評価
市史資料室事業	閲覧室利用者数、展示見学者とも目標をほぼ達成できました。展示会・講演会の開催も計画通り実施しました。「紀要」第1号を刊行しました。	B

4 史跡等保存事業

1 八聖殿郷土資料館事業（寄附行為第4条第7号）

（1）横浜市八聖殿郷土資料館事業

横浜市の歴史・文化財関連諸施設の維持管理及び運営を行いました。

項 目	事 業 内 容
連続講座の開催	本牧地域の歴史を交えて歴史講座を開催した。 毎月第3土曜日（全12回） 参加料：無料 参加者：計501人
特別講座の開催	月1回の連続講座に参加できなかった市民を対象に、連続講座3回分を集約した講座を開催した。 4回開催 参加料：無料 参加者：計156人
歴史散歩の開催	連続講座で取り上げた地域を中心に、実際に現地へ赴いて、散策しながら地域の歴史について解説した。 4回開催 参加料：無料 参加者：計105人 第1回 10/9（土） 玉縄城周辺 参加者：20人 10/14（木） " 参加者：33人 第2回 2/17（土） 泉区岡津周辺 参加者：31人 2/26（土） " 参加者：21人
学校連携	近隣の小学校教員に資料館を紹介し、学校による資料館利用を検討する研究会を実施した。 8/11（水） 8/28（土） 「少し昔の暮らし」を体験する授業をエドューケーターとともに実施した。 2/24（木） 市立間門小学校3年 95人 ・石臼による製粉 ・鯉節削り ・唐箕による選別
展示更新ほか	2階「農村の暮らし」をテーマにした展示物を入れ替えし、説明文をリニューアルした。また、展示物の解説シートの種類を追加した。
八聖殿郷土資料館ブログの開設	ホームページの施設紹介のページとは別に、八聖殿郷土資料館周辺の情報をブログ形式で紹介し、郷土資料館の周知に努めた。

（2）横浜市八聖殿郷土資料館入館者の推移

項 目	平成22年度	平成21年度	平成20年度
横浜市八聖殿郷土資料館(人)	7,741	10,238	9,366

2 史跡保存事業（寄附行為第4条第7号）

管理対象施設等	事業内容・所在地など
国指定史跡称名寺境内	史跡の維持管理 所在地：金沢区金沢町
県指定史跡稻荷前古墳群	史跡の維持管理 所在地：青葉区大場町
県指定史跡市ヶ尾横穴古墳群	史跡の維持管理 所在地：青葉区市ヶ尾町
上行寺東遺跡復元整備地	史跡の維持管理 所在地：金沢区六浦二丁目

事業別評価

事業名称	実施概要	評価
史跡等保存事業	八聖殿郷土資料館では、昨年度に比し入館者が76%となっておりますが、講座参加者数は4割増となっております。	B

5 歴史博物館事業

横浜市歴史博物館は、開港に至るまでの市域の歴史を「人々の生活」の視点から解明し、市民が「ふるさと横浜」の歴史と文化に親しみ、学ぶことに寄与するため、高い専門性に裏付けられた事業を進めるとともに、地域や学校との連携を一層深め、市民の期待や要望に即した幅広い活動を目指し、本年度も各種事業に積極的に取り組みました。

博物館事業の根幹となる資料の収集・保管・整理、修繕・燻蒸等は着実に実施しました。また調査研究事業は5本を行い、その成果は講座・講演会、企画展の開催に活用しました。

企画普及事業では、展覧会を7回開催すると共に、学校団体による利用促進のための月曜日開館、**児童向けの考古学入門展示**、小学校への出前授業・出張土器焼き体験や、集客イベントとしての学芸員による常設展示解説、収蔵資料ミニ展示と解説などを実施しました。市民協働では、地元の郷土史の会や企業との連携、遺跡公園ガイドボランティアの活動とともに、**活動支援ボランティアの活動も定着し、着実な成果をあげています**。次期の遺跡公園ガイドボランティアの募集・研修も実施しました。また、**都筑民家園と協働して地元町内会や商業施設の協力を得て、歴史博物館・民家園・遺跡公園を会場に現代アート展を開催しました**。さらに、博物館の講座OB会の4団体が博物館の支援、博物館との協働を目的に「関連団体連絡会」を作り、活動をはじめました。軌道にのった市民協働による民俗調査もふくめ、市民協働では多様な形の活動を展開しました。

施設の管理運営面では、**空気調和機修繕及び蒸気加湿器更新、野外施設の高床倉庫カヤ壁改修を行いました**。

これらの事業を通して、施設の有効利用と認知度・来館者満足度が向上し、当初設定した目標もほぼ達成することができました。

各事業報告

1 資料収集保管事業（寄附行為第4条第1号）

横浜市歴史博物館における展示・教育・普及・閲覧公開等の博物館活動に活用する資料を、購入・複製・マイクロ撮影等により収集し、分類・整理するとともに、良好な状態で保管するため、資料の修繕・燻蒸を行いました。

(1) 資料の収集・管理

項目	点数	事業内容
資料の寄贈・寄託	寄贈 112件 665点 寄託 1件 1点	主な収集資料：紙芝居、銭、船模型、漁労具、膳椀、記念たばこ、行火ほか
実物資料の購入	16件 75点	主な収集資料：佐久間象山書状、本朝世紀（版本）、成田名所図会（版本）、相模国鎌倉郡上野庭村絵図、武州都筑郡本郷村絵図、ほか
レプリカ製作	3件 3点	主な資料：室町幕府管領細川頼之奉書、将軍家足利義詮御内書、三輪田遺跡出土「大住団」木簡

マイクロ撮影	3,600 コマ(複製7本、 製本75冊)	主な資料：金沢藩士萩原家文書、松沢家文書
資料の修繕・保存	2件 2点	主な資料：赤羽刀の研磨、西の谷遺跡出土鉄製品の 補修
資料の整理活用(収集 資料のデータ入力)	2,096件	実物資料・図書文献資料のデータ入力を行った。
資料の整理活用(収集 資料の貸出)	11件38点	他の博物館・資料館での企画展・特別展に本館所蔵 資料の貸出を行った。
図書資料の公開	4,174件	図書閲覧室で、文献資料の公開及びレファレンスを行 った。
写真資料の撮影・整理	撮影数 800カット 新規登録件数 750件	常設展示や企画展・特別展に関する資料及び収蔵資 料の撮影と整理・登録を行った。
画像資料の貸出	貸出件数 57件 109点	他の博物館や公共機関、出版社などへの写真資料の 貸出を行った。

(2) 資料収集内訳

区 分	購入	複製	寄贈	寄託	合計	累計
絵 画 (点)	5 (4)	— (—)	— (—)	— (—)	5 (4)	1,925 (1,920)
工芸品 (点)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	132 (132)
彫 刻 (点)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	20 (20)
書 跡 (点)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (—)	1 (—)	47 (46)
典 籍 (点)	63 (60)	— (—)	— (—)	— (—)	63 (60)	3,982 (3,919)
古文書 (点)	1 (—)	2 (1)	— (—)	— (—)	3 (1)	31,168 (31,165)
古記録 (点)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	39 (39)
絵 図 (点)	6 (—)	— (—)	— (—)	— (—)	6 (—)	165 (159)
歴史資料 (点)	— (—)	— (—)	117 (310)	— (—)	117 (310)	11,075 (10,958)
考古資料 (点)	— (—)	1 (1)	— (—)	— (—)	1 (1)	1,029 (1,028)
民俗資料 (点)	— (—)	— (—)	547 (371)	— (—)	547 (371)	8,392 (7,845)
図書文献資料 (点)	411 (146)	— (—)	1,492 (1,476)	— (—)	1,903 (1,622)	57,207 (55,304)
合 計	486 (210)	3 (2)	2,156 (2,157)	1 (—)	2,646 (2,369)	115,181 (112,535)

※ () 内は、前年度点数。



寄贈資料 膳碗



寄贈資料 網針

(3) 図書閲覧室利用状況

項目	平成22年	平成21年	平成20年
閲覧室利用者数(人)	7,871	7,520	8,131
複写申込件数(件)	549	925	531
複写枚数(枚)	5,043	7,000	6,019
レファレンス件数(件)	575	491	392

(4) 資料の保管

項目	目的・意図 及び 内容・成果
保存燻蒸処理	燻蒸庫を使った二酸化炭素燻蒸のほか、資料に則した簡易燻蒸も合わせて行った。
環境検査	館の環境を把握するため、定期的に昆虫類モニタリング、菌類測定、塵埃測定、光学的測定を行った。

(5) 資料保管施設の管理

保管施設	保管資料
横浜市歴史博物館収蔵庫(1,901 m ²)	原始・古代から近現代までの考古資料・歴史資料・民俗資料。

2 調査研究事業(寄附行為第4条第1号)

収集資料の整理や調査研究、企画展や講座・講演会の基礎的資料収集のための調査研究・資料整理を行いました。

(1) 基礎的調査研究1: 収蔵資料に関する調査研究

項目	目的・意図 及び 内容・成果
縄文時代漁労具の研究(2/2年次)	資料の豊富さに比べると研究は必ずしも進展していない。関東地方の縄文貝塚出土の銚頭や釣針などの骨角製漁労具に関する集成・分析のため、関連資料の観察・図化を行った。2年間の成果は、調査研究報告書第6・7号に掲載し、市民に公開した。
誠拙周樗関係資料の研究(3/3年次)	誠拙資料とともに古月派の関係資料も収集し、近世後期に横浜で活躍した禅僧たちの事績を明らかにすることを目的として、本年度は、誠拙関係資料の所在確認と関係論文等の収集を行うとともに、当館所蔵の誠拙関係及び白隠派下の禅僧の絵画・墨蹟の調査

	を実施した。3年間の成果は、調査研究報告書第5～7号に掲載し、市民に公開した。
軍記物語の研究（3／3年次）	所蔵資料をテーマとした調査研究の一環として軍記物を取りあげ、その位置づけを考察する。今年度は「仮名手本忠臣蔵」で名高い吉良氏をテーマとし、一時期横浜市域に拠点を吸えた中世の吉良氏にかかわる資料を渉猟した。3年間の成果は、調査研究報告書第5～7号に掲載し、市民に公開した。

（2）基礎的調査研究2：地域資料に関する調査研究

項 目	目的・意図 及び 内容・成果
船釘の比較研究（3／3年次）	和船の建造に欠かせない船釘を対象に、横浜市と他地域との差異について、種類、製造、地域差などの視点から比較研究する。本年度は広島県呉市周辺の調査・ヒアリングを行った。3年間の成果は、調査研究報告書第5～7号に掲載し、市民に公開した。
市民協働による市域の民俗調査（3／3年次）	市民協働事業の一環として、「民俗に親しむ会」を組織し、市域の民俗調査を実施した。鶴見川流域を具体的なフィールドとして現地踏査を10回（他に雨天中止1回）と特別講座1回を実施した。3年間の成果は、調査研究報告書第5～7号に掲載し、市民に公開した。

（3）横浜の歴史をテーマにした調査研究：企画展開催に向けての調査研究

項 目	目的・意図 及び 内容・成果
「ムラに生きる人々」に関する調査研究	23年度以降に開催する予定の企画展の検討と、基礎的な資料の調査を行った。
「人と物の流れ」に関する調査研究	23年度以降に開催する予定の企画展に関わる資料の調査、借用交渉などを行った。
「変わる横浜の形」に関する調査研究	23年度以降に開催する予定の企画展の計画立案、基礎的な資料の確認調査を行った。

（4）資料の調査整理

項 目	目的・意図 及び 内容・成果
資料の整理	資料収集活動や調査研究で収集した資料・データなどの整理を行った。

3 常設展事業（寄附行為第4条第2号）

常設展示室において、収蔵資料の公開や、学芸員による解説を実施することで、積極的な集客を図りました。また、展示資料・ジオラマ類・映像機器類の保守点検を実施し、円滑な博物館運営を行いました。

（1）常設展示室での実施事業

項目	目的・意図 及び 内容・成果
常設展示解説	毎月末土曜日に「ラストサタデープログラム」の一環として、学芸員による常設展示解説を行った。 参加者：196名（1日2回：全12回）
収蔵資料ミニ展示	7・8・9月と1・2・3月の6回、各時代の収蔵資料をスタディサロンで展示し、各最終日に解説を行った。 解説参加者：88人（1日2回：全6回）

（2）常設展示室観覧者の推移

	有料観覧者（人）				無料観覧者 （人）	合計 （人）	前年比	開館 日数	1日平均 入館者(人)
	大人	高大	小中	計					
22年度	11,804	1,078	10,751	23,633	46,868	70,501	95.2%	305日	231
21年度	12,129	1,357	11,944	25,430	48,615	74,045	96.8%	311日	238
20年度	14,084	1,331	14,188	29,603	46,875	76,478	100.5%	311日	246

4 企画普及事業（寄附行為第4条第2・4・5・6・8号）

常設展示を補うテーマや新たな調査研究の成果に基づく企画展示を開催しました。同時に、市民に横浜の歴史をより身近で興味深く感じてもらえるように体験学習や歴史講座等を開催し、生涯学習活動を支援しました。

また、地域・学校や市民ボランティアと連携した事業や、施設の有効利用と認知度・顧客満足度を高めるための事業を実施しました。

（1）企画展・特別展の実施

画展名/開催期間	観覧料	観覧者数	目的・意図 及び 内容・成果
企画展 考古学ってなに？ H22.4.10(土) ～H22.5.23(日) 会期42日	大人 200円 大高 100円 小中 50円	20,518人 1日あたり 489人	横浜市内の遺跡調査により出土した資料（横浜市歴史博物館・横浜市埋蔵文化財センター所蔵）を中心に、考古学の基本を分かりやすく展示。一つのテーマによる時代を超えた縦切りの展示や、遺跡出土資料と現生標本を組み合わせた立体的な展示を行い、子供たちの関心を引き付けるように工夫した。一般客の満足の得られるよう、最新の研究成果を反映させる展示も行った。 ①講演会 5/2(日) 藤本強氏「考古学ってなに？」 参加料500円、参加者106人 ②フロアーレクチャー 4回 参加者66人

			<p>③親子向フロアレクチャー 3回 参加者123人</p> <p>④学校対象フロアレクチャー 5/7(金) 神奈川県齊藤分小 33人</p> <p>⑤古代米一口体験 5/5(水・祝) 参加者166人</p> <p>⑥火起こし体験 5/5(水・祝) 参加者267人</p> <p>⑦担当学芸員による研究講座 4/17(土) 「竪穴住居について」 参加料300円、参加者23人 5/1(土) 「漁具の考古学」 参加料300円、参加者20人 5/15(土) 「コロポックルと千島探険」 参加料300円、参加者25人</p> <p>⑧関連遺跡散歩 4/22(木) 「港北ニュータウンの遺跡を歩く」 参加料300円、参加者19人</p> <p>⑨関連遺跡見学バスツアー 5/20(木) 「釈迦堂遺跡博物館と山梨の博物館を訪ねて」、参加料4000円、参加者40人</p> <p>⑩図録等刊行物の作成 1500部作成 定価300円、売上244部</p> <p>⑪小学生向け展示パネルの設置</p> <p>⑫関連図書コーナーの設置 (図書閲覧室)</p>
<p>企画展 「古墳時代の生活革命—5世紀後半・矢崎山遺跡—」 H22.6.5(土) ～H22.7.11(日) 会期32日</p>	<p>大人 300円 高大 200円 小中 100円</p>	<p>8,533人 1日あたり 267人</p>	<p>南関東では数少ない古墳時代中期の拠点集落である矢崎山遺跡(横浜市都筑区)の重要性を紹介した。そのうえで、初期須恵器・鍛冶技術・カマドという朝鮮半島由来の最新文化や石製模造品の祭祀をともなう彼らの生活の実相、ムラの開発を主導した首長の姿を探り、展観した。</p> <p>①講演会 6/20(日) 杉山林継氏「古墳時代の祭祀と石製模造品」 参加料500円、参加者96人 7/3(土) 鈴木重信氏「矢崎山遺跡の発掘調査」 参加料500円、参加者68人</p> <p>②フロアレクチャー 4回 参加者71人</p> <p>③関連遺跡バスツアー 5/8(木) 「かみつけの里博物館と日本のポンペイ黒井峯遺跡を訪ねて」、</p>

			参加料4000円、参加者46人 ④図録等刊行物の作成 1500部作成 定価800円、売上355部 ⑤関連図書コーナーの設置（図書閲覧室）
企画展 「大紙芝居展 よみがえる昭和の街頭文化」 H22.7.24(土) ~H22.9.5(日) 会期38日	大人 400円 高大 300円 小中 200円	6,684人 1日あたり 152人	昭和初期に登場し、30年代前半まで、子どもたちの娯楽・遊びに大きな位置を占めていた街頭紙芝居を中心に、紙芝居の成立・展開の歴史や文化、そして現代から次代に向けての紙芝居の姿などを紹介した。 ①のぞきからくり組立見学 7/21(水) 参加料無料、参加者21人 ②復活！街頭紙芝居 7/31(土) 参加料無料、参加者220人 8/1(日) 参加料無料、参加者190人 9/5(日) 参加料無料、参加者304人 ③実演！のぞきからくり 8/7(土) 参加料無料、参加者283人 8/8(日) 参加料無料、参加者203人 ④大道芸！物売り口上 8/14(土) 参加料無料、参加者279人 8/15(日) 参加料無料、参加者193人 ⑤21世紀紙芝居「新訂蛇蝎姫と慙愧丸」 8/14(土) 参加料600円、参加者124人 8/15(日) 参加料600円、参加者89人 ⑥立絵紙芝居 8/21(土) 参加料無料、参加者193人 8/22(日) 参加料無料、参加者236人 ⑦新大衆紙芝居 8/28(土)

			<p>参加料無料、参加者269人 8/29(日)</p> <p>参加料無料、参加者338人 ⑧シンポジウム「文化資源としての街頭紙芝居」 9/4日(土)</p> <p>参加料500円、参加者46人 ⑨突然実演!紙芝居 会期中の平日1日3~4回実施 参加者合計2880人</p> <p>⑩のぞいてみよう、のぞきからくり 会期中の平日午後 参加者合計1539人</p> <p>⑪出張紙芝居 8/21日(土) 参加者32人</p> <p>⑫フロアレクチャー 3回 参加者65人</p> <p>⑬図録等刊行物の作成 1500部作成 定価800円、売上376部</p> <p>⑭関連図書コーナーの設置(図書閲覧室)</p>
<p>企画展 「近世横浜 海岸部の新田開発」 H22.9.18(土) ~H22.11.3(水・祝) 会期40日</p>	<p>大人 300円 高大 200円 小中 100円</p>	<p>3,662人 1日あたり 82人</p>	<p>平成18年度に開催した特別展「横浜の礎(いしずへ)・吉田新田いまむかし」に引き続き、江戸時代の横浜市域を考える上で、大きな要素の一つである新田開発について、東京湾に面した海岸部で行われた主要なものを選び、その実態について紹介した。</p> <p>①研究講座 9/26(日)「池上幸豊による新田開発計画」 参加料200円、参加者29人 10/3(日)「潮田村の開発」 参加料200円、参加者28人 10/16(土)「帷子川河口部の開発」 参加料200円、参加者36人 10/24(日)「大岡川河口部の開発」 参加料200円、参加者34人 10/31(日)「泥亀新田・入江新田の開発」 参加料200円、参加者34人</p> <p>②フロアレクチャー 10回 参加者109人 ③図録等刊行物の作成 2種類合計4000部作成 定価1000円・300円、売上合計650部 ⑤関連図書コーナーの設置(図書閲覧室)</p>
<p>テーマ展 「東海道と江戸時代の旅」</p>	<p>大人・大学生 200円</p>	<p>2,352人 1日あたり 147人</p>	<p>短期間の収蔵資料展である「テーマ展」として、当館で収集してきた資料のうち、東海道と横浜市域の3つの宿場(神奈川・保土ヶ谷・戸塚)に関する資料を中</p>

<p>H21. 11. 13(土) ～H21. 11. 28(日) 会期 14 日</p>			<p>心に、東海道と横浜市域の 3 宿、および江戸時代の旅について紹介した。 ①フロアレクチャー 4 回 参加者 1 1 8 人 ②親子向けフロアレクチャー 2 回 参加者 3 7 人 ③関連図書コーナーの設置 (図書閲覧室)</p>
<p>「平成 22 年度 横浜市指定・登録文化財展」 H22. 12. 11(土) ～H23. 1. 10 (月・祝) 会期 20 日</p>	<p>無料</p>	<p>3, 524 人 1 日あたり 168 人</p>	<p>市民に文化財指定・登録事業及び文化財への理解と関心を深めてもらうことを目的に、市指定文化財の公開を行った。今回は、平成 2 1 年度と 2 2 年度に指定した彫刻 4 件を展観した。また平成 2 1 年度の登録文化財については、廊下でパネル展示を行った。同時に市内遺跡の調査・整理の成果を報告する「横浜の遺跡展」、横浜市立学校総合文化祭「社会科作品展」を開催した。 ①フロアレクチャー 3 回 参加者 5 4 人 ②「横浜の遺跡」展講演会 1 / 9 (日) 小倉淳一氏「南関東の宮ノ台式期集落」 石井寛氏「大塚遺跡の特性と弥生時代中期集落群」 参加料 5 0 0 円 参加者 1 4 2 人 ③関連図書コーナーの設置 (図書閲覧室)</p>

企画展 「ウズマキかわらけ の謎を解く―都筑 区・茅ヶ崎城跡と南 関東の中世城館―」 H23. 1. 29(土)～ H22. 3. 21(月・祝) 会期 40 日(震災によ る臨時休館 5 日を 除く)	大人	7,168 人	本展では、ウズマキかわらけの出土した茅ヶ崎城跡の遺物を中心に、南関東の武士の館や城を紹介し、かわらけをはじめとするさまざまな出土遺物を見ていく中で、南関東の中世社会と戦乱について展示した。 ①講演会 2/19(土)「関東かわらけ研究の現在・都筑区茅ヶ崎城・伊勢原市丸山城を皮切りに」 講師：坂本彰氏・諏訪間伸氏・田中信氏 参加料1000円、参加者88人 3/13(日)「伊豆かわらけ・小田原北条氏の権力とかかわらけ」 講師：池谷初恵氏・佐々木健策氏 参加料600円、参加者48人 ②バスツアー 2/10(木)「伊勢原市・大山阿夫利神社と太田道灌の古蹟をめぐる」、 参加料2000円、参加者22人 3/17(木)「室町期の陣所『上戸の陣』跡・河越館と川越城をめぐる」 参加料4000円 ※震災のため中止 ③茅ヶ崎城見学と企画展示解説のミニツアー 2/5(土) 参加料300円、参加者32人 2/26(土) 参加料300円、参加者27人 ④フローアークチャー 6回 77人 ※当初予定の3/12(土)は震災のため中止 ⑤茅ヶ崎城発掘写真展を1階エントランスにて開催 ⑥図録等刊行物の作成 1500部作成 定価600円、売上403部 ⑦関連図書コーナーの設置(図書閲覧室)
	400 円 高大 250 円 小中 100 円	1日あたり 179 人	

(2) 企画展示室観覧者の推移

	有料観覧者(人)				無料観覧者 (人)	合計 (人)	前年比	開催 日数	1日平均 入館者(人)
	大人	高大	小中	計					
22 年度	7,898	632	4,960	13,490	38,951	52,441	107.2%	226 日	232
21 年度	7,873	675	2,152	10,700	38,191	48,891	89.5%	239 日	205
20 年度	8,115	585	6,090	14,790	39,860	54,649	97.0%	233 日	235



考古学ってなに？ バスツアー



大紙芝居展 復活街頭紙芝居



大紙芝居展 展示室の様子

(3) 歴史講座等の開催

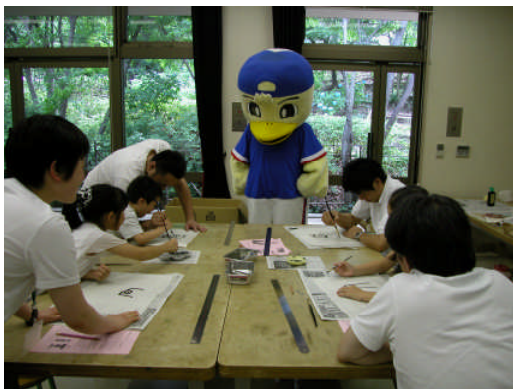
講座名称/開催日	参加者数	事業内容
古文書解読教室 初めての古文書 H22. 10. 1(金) ～H22. 12. 3(金) 毎金曜 10回連続	各回 24人 合計 240人	初心者を対象に江戸時代の古文書を教材として解読の初歩を学ぶ講座を行った。 講師：井上攻、小林紀子 会場：歴史博物館 研修室 参加料：5,000円
古文書解読講座（上級） H23. 1. 13(木) ～H23. 2. 10(木) 毎木曜 5回連続	各回 39人 合計 195人	古文書解読の経験がある人を対象に、内容を重視した上級講座を行った。 講師：斉藤司 会場：歴史博物館 講堂 参加料：2,500円
古代史料講読講座 H23. 1. 13(木) ～H23. 2. 10(木) 毎木曜 5回連続	各回 52人 合計 260人	日本古代史の主要な問題について関係史料を読み解く講座を行った。 講師：平野卓治、柳沼千枝 会場：歴史博物館 講堂 参加料：2,500円

土器づくり教室 H23. 2. 13(日) ～H23. 3. 19(土) 全4回 ※3月19日は中止	各回 14人 合計 42人 (3回)	横浜縄文土器づくりの会の指導で、港北ニュータウン出土の縄文土器をモデルに土器づくりの体験教室を行った。3月19日に予定していた野焼きは震災のため中止となった。 会場：歴史博物館 工房・野外広場 参加料：3,500円
出張土器づくり教室	22人	横浜縄文土器づくりの会との協働で、市内の公立小学校へ出張して、土器づくりの指導を行った。 10/7(木)、10/21(木)、11/11(木) 下末吉小学校
竪穴住居に泊まろう H22. 9. 18(土) ～H22. 9. 19(日)	26人	小学生とその親を対象に遺跡の復元住居で、火起こしや遺跡解説、竪穴住居に宿泊する体験教室を行った。 参加料：大人1,500円、子供700円 参加者：8世帯26人
開館16周年記念特別 講演会 H23. 2. 6(日)	207人	開館16周年を記念して「関東と関西—生活文化の東と西—」と題する特別講演会を行った。 講師：福田アジオ(神奈川大学教授) 会場：歴史博物館 講堂 研修室
講師派遣		地域の研究団体、歴史研究サークル等が主催する講座・講演会へ学芸員を派遣した。延べ32回。

(4) 体験学習の実施

会場/開催日	参加者数	参加料	事業内容
体験学習室 毎日開催	57,796人	無料	さまざまな道具に直接触れ、歴史を実感できる内容で実施した。
			常時開催：銅鐸鳴らし、石臼で粉ひき、火打石、あかり比べ等 ミニ展示 ・私たちが作った縄文土器展 4/1(水)～4/6(火) ・ちょっと昔を探してみよう 7/17(土)～9/30(木) 12/1(水)～3/31(木) ・江戸時代の旅 10/1(金)～11/30(火) ・「江戸時代の旅」「ちょっと昔をさがしてみよう」に合わせ、子ども向けのワークシートなどを用意し、放課後や週末のこどもの居場所を提供した。

体験コーナー H22. 4. 7(水) ～H22. 6. 30 (水)	29,819 人	無料	小学校団体が多い4～6月にかけて、エントランスホール・復元住居等で、火起こし疑似体験や貫頭衣を試着したりできるコーナーを設置し、ミニ体験を実施した。
工房 土日開催(1日2回) 25日50回	991 人	300 円	小学生の親子を中心に、楽しみながら歴史に触れる教室を開催した。 勾玉づくり、土偶づくり、小田原提灯づくり、凧づくり、草履編み、紙すき体験、万祝染体験等 小田原提灯づくりは横浜F・マリノスとタイアップし、日産スタジアムで飾られた。
日産スタジアムワークショップ H22. 5. 1 (土)、 8. 29(日)	270 人	100 円(勾玉作り)	横浜マリノス株式会社と協同で、日産スタジアムに出張し勾玉作りや土器パズルのワークショップを実施した。
出張ワークショップ H22. 5. 23 (日) H23. 2. 26(土)	114 人	500 円	美しが丘西地区センターと都筑地区センターに出張し、勾玉作りのワークショップを実施した。
海外日本人学校体験学習 H22. 6. 23(水)	22 人	300 円	活動支援ボランティアとともに、日本人学校の生徒を対象に勾玉作りのワークショップを実施した。
不登校学級ワークショップ H22. 7. 28(水)	20 人	無料	不登校学級「ハートフルスペース都筑」の児童・生徒を対象に現代アートのワークショップを実施した。
学童保育ワークショップ H22. 7. 29(木)	32 名		「学童保育すずらん」の児童・生徒を対象に工房にて現代アートのワークショップを実施した。
体験広場野焼き	639 人	無料	工房で作った土偶等の野焼きを横浜縄文土器づくりの会と協働で行い、市民に公開した。 5/5 (水)、8/21 (土)、11/6 (土)



体験学習 小田原ちょうちん作り



竪穴住居に泊まろう

(5) 「夏休み博物館たんけん隊」の実施

会場	開催日	参加者数	事業内容
常設展示室 企画展示室 博物館バックヤード	H22. 8. 1、 8、15、22、 29 (日) 1日2回	258人	博物館を楽しみながら関心を高めてもらうために、親子や児童生徒を中心に開催した。 内容：企画展の展示ポイント解説、常設展示室の照度測定体験、赤外線テレビカメラでの調査体験、博物館バックヤード見学など

(6) 「ふるさと横浜探検」の実施

探訪地	開催日	参加者数	事業内容
よこはま事始め 横浜道 を歩く	H22. 4. 22 (木)	26人	開港場への歴史の道「横浜道」を散策した。 参加料：700円
釈迦堂遺跡博物館と山梨の博物館を訪ねて	H22. 5. 20 (木)	40人	企画展「考古学ってなに？」との共同企画で山梨県の考古系博物館をめぐる。 参加料：4000円
国史跡称名寺と金沢周辺の歴史散歩	H21. 7. 1 (木)	37人	称名寺と野島周辺を考古学的見地から探訪した。 参加料：700円
鶴見川と寺家の里山を訪ねて	H22. 10. 16 (木)	6人	自然観察を中心に鶴見川流域の川と谷戸を探訪した。 参加料：大人700円、小学生300円
東海道鶴見周辺の歴史散歩	H22. 11. 18 (木)	22人	旧東海道の鶴見周辺と総持寺を探訪した。 参加料：700円
国史跡八王子城を訪ねて	H22. 3. 24 (木)	—	震災のため開催中止となった。

(7) 集客イベント等

項目	開催日	参加者数	事業内容
こどもの日遺跡公園イベント	H22. 5. 5 (水)	433人	横浜縄文土器作りの会と博物館支援ボランティアの協力を得て遺跡公園で公開野焼きや古代米体験、火起こし体験を実施した。
都筑アートプロジェクト 2010 ニュータウン・ニュータウン・ニュータウン アートでつなぐ物語のかけら—	H22. 10. 1 9(火)～ 11. 5(金)	9,700人 (入場者)、 1,020人 (ワークショップ参加者)	都筑民家園と協働で町内会や商業施設の協力を得て歴史博物館・民家園・遺跡公園を会場に現代アート展を開催した。関連企画として8月から周辺小学校等でのワークショップを実施した。
博物館感謝デー	H23. 1. 29 (土)～ 30(日)	2,880人	常設展示室・企画展示室の無料開放。常設展示・特別展解説、時代衣装を装着した案内係、紙芝居、勾玉づくり、「昭和の横浜」ビデオの上映、土器復元パズル、鏡パズル、ショップフェアを実施した。

ラストサタデープログラム	全9回	741人	常設展示解説のほか、4,5,6,7,8,9,11,1,2月には正面玄関にて火起こし・昔の遊び体験を実施した。
--------------	-----	------	--

(8) エントランスホールコンサートの実施

横浜市歴史博物館の認知度を高め、新規来館者の開拓を図るため、博物館エントランスホールを会場としてコンサートを開催しました。

事業名/開催日	事業実績等
第18回コンサート 「Saxophone&Piano CONCERT」 H22.7.10(土)	演奏者：サキソフォン 尾中勇太、ピアノ 加納麻衣子 来場者数：187人
第19回コンサート 「ストリングスの響きで贈る名曲の玉手箱」 H22.12.25(土)	演奏者：Les Freres Quartet with Friends(鈴木梨津子、堀江冬子、元吉元子、渡辺真帆子、石塚千絵、しょうた、元吉寿夫、森田宏樹) 来場者数：315人



ふるさと横浜探検



博物館感謝デー 時代衣裳



博物館感謝デー 土器パズル



エントランスコンサート

(9) ボランティアの活動支援

項 目		事 業 内 容		
ボランティア事業		<ul style="list-style-type: none"> ・市民ボランティアにより、小中学校団体、及び一般来館者へ大塚・歳勝土遺跡公園、旧長沢家住宅の無料解説ガイドを行った。また、当事業は、ガイド研修を通じて登録者の考古学・歴史学に関する自己学習・生涯学習の支援を兼ねている。 ①ガイド登録者数：50人 ②登録期間 2年間（6期生 平成21・22年度） ③基本ガイド時間 小学校団体 45分間 一 般 60分間 ・学校団体来館時の対応や、ラストサタデープログラムなどの事業を支援してもらうことを目的とした、活動支援ボランティアを実施した。 ①登録者数：24人 ②活動実績 4～6月学校団体対応火起こし疑似体験活動 ラストサタデープログラム体験イベント 勾玉教室、区民まつり、感謝デー アートプロジェクト 活動のべ人数603人 		
ガイドボランティア研修の実施		<ul style="list-style-type: none"> ・館外研修会・研修講座等を開催した。 ・本年度は第6期の2年目で、活動期間は、平成21年4月1日～23年3月31日。 ・第7期の募集、平成22年11月～23年3月に研修を実施。 		
項 目		平成22年度	平成21年度	平成20年度
活 動 実 績	ガイド実施日数(日)	305	306	302
	解説回数(回)	951	920	952
	1日平均解説回数(回)	3.02	2.87	3.04
	参加者数(人)	28,672	28,296	30,008
	団体対応(件)	292	306	336
	団体のうち学校数(校)	277	270	288

(10) 学校連携事業の実施

学校利用を促進するために、エドューケーターを中心に「学校の博物館利用研究会」を運営し、展示資料案内の作成、教師向けと児童向けのホームページの作成、区別展示物の児童向け資料作成を行いました。また、「吉田新田」「出張土器づくり」についての小学校への出前授業と、近隣4区の小学校向けに常設展示室で吉田新田の説明を行いました。また、教職員を対象とした、吉田新田の学習会を行い、各区社会科研究会研修会の運営に参加協力しました。

事業名／開催日	事業内容等
学校の博物館利用研究会 第1回 H21. 6. 27(土) 第2回 H21. 8. 29(土) 第3回 H21. 12. 13(土) 第4回 H22. 2. 27(土)	①横浜市小学校社会科研究会所属の教員5名及び関係職員で構成。区ごとの常設展示物と史跡紹介資料作成を行った。 ②財団諸施設に対する学校ニーズについて調査した。 ③歴史博物館をはじめ、他館についての利用方法も検討した。 ④区ごとの歴史ポイント見直し、展示物説明を作成した。
教材開発研究会 第1回 H22. 5. 7(土) 第2回 H22. 8. 7(土) 第3回 H23. 1. 15(土)	市内中学校社会科教員4名と北部ハマアップ職員1名の協力による教材開発の研究を行った。 ・博物館の資料を利用した学習指導案の検討
教職員専門研修 H22. 8. 4(水)	市教育委員会が主催する教職員研修を受け入れて実施した。 参加人数：47人
月曜開館	学校団体の来館が多い4・5月の月曜日に臨時開館し、混雑緩和と積極的な学校団体誘致を図った。
吉田新田出前授業 14校1,204人	10/7(木) 東市ヶ尾小学校 126名 10/26(火) 瀬谷小学校 149名 10/28(木) 菊名小学校 132名 10/29(金) 永谷小学校 90名 11/12(金) 市ヶ尾小学校 128名 11/25(木) 六ツ川台小学校 60名 11/26(金) 下和泉小学校 94名 12/2(木) 川和東小学校 12/3(金) 川和東小学校 210名 12/7(火) 大豆戸小学校 95名 12/9(木) 浜小学校 57名 12/21(火) 立野小学校 141名 1/11(火) 南山田小学校 134名 1/14(金) 稲荷台小学校 53名
常設展示室吉田新田説明 14校 1,353人	9/28(火) 山下みどり台小学校 2クラス 68名 10/7(木) 池上小学校 63名 10/19(火) 竹山小学校 50名 10/21(木) 荏田小学校 65名 10/26(火) 鴨志田小学校 47名 11/9(火) 茅ヶ崎小学校 185名 11/2(火) 横浜三育小学校 21名 11/9(火) 茅ヶ崎東小学校 158名 11/16(木) 都筑小学校 143名 11/26(金) 牛久保小学校 103名 11/30(火) 荏田東第一小学校 66名

	12/16 (木) 平沼小学校 92名 1/28 (金) 六ツ川西小学校 81名 2/10 (木) つつじが丘小学校 107名 2/17 (木) 山下小学校 104名
その他出前授業	H.22.11.4 (木) 森の台小学校 (於川和郷土資料館) 78名 H.23.3.11 (金) 川和小学校 (於川和郷土資料館) 76名
教職員対象の吉田新田の学習会	授業での学習ポイントを説明 8/3 (火) 2回 68人、8/24 (火) 2回75人
各区社会科研究会への事業	6/10 (水) 美しが丘小学校職員研修会 7人 「青葉区内の遺跡について」

(11) 市民諸団体との協働事業

横浜市歴史博物館では市民と共に歩む博物館を目指して、博物館に集う市民諸団体と博物館のあり方を検討しつつ、協働事業を実施しました。館主催の講座〇Ｂ会である「横浜古文書を読む会」、「横浜縄文土器作りの会」、「横浜古代史料を読む会」、ガイドボランティアの〇Ｂ会である「横浜さいかちの会」の4団体は博物館の支援、博物館との協働を目的に「横浜市歴史博物館関連団体連絡会」が作られ、活動しています。

項目	事業内容
「横浜古文書を読む会」との協働	当館の学芸員と史料の翻刻を行い、紀要に発表した。 「金川日記について(3)」(『横浜市歴史博物館紀要』)
「横浜縄文土器作りの会」との協働	・出張土器づくり教室(下末吉小、10/7(木)、10/21(木)、11/11(木))を実施した。 ・土器づくり教室(H23.2.13(日)~H23.3.19(土)全4回)を実施した。
「横浜さいかちの会」との協働	講演会を共催した。 小田静夫「壺屋焼が語る琉球外史」12/5(日) 講堂 120人
「横浜市歴史博物館連絡団体連絡会」との協働	講演会を共催した。 平川南「博物館における市民協働を考える」10/23(土) 講堂 77人

(12) 小・中学校団体利用の推移

項目	平成22年度	平成21年度	平成20年度
学 校 数 (校)	415	393	452
児 童 ・ 生 徒 数 (人)	39,984	38,132	41,639

(13) 実習・研修の受け入れ

項 目	事 業 内 容
博物館館務実習の受け入れ	博物館学芸員資格の取得を目指す「博物館実習」受講生を受け入れ、指導を行った。 (A日程) 期間：H22.5.29(土)～12.4(土)の内、9日間 受入数：6人 (B日程) 期間：H22.7.27(火)～8.24(火)の内、8日間 受入数：12人
社会研修の受け入れ	生徒・学生・社会人の社会体験・研修等を受け入れた。 8/25(水) 県立田奈高校 6人 11/16・17(火・水) 私立横浜女学院中学校 2人 11/24～26(水～金) 市立東山田中学校 2人 1/18・19(火・水) 市立荏田南中学校 2人 1/26(水) 市立あざみ野中学校 4人 1/27(木) 市立中川中学校 4人 2/11(金) 私立武蔵高校 4人 2/15～25(火～金) フェリス女学院大学 2人

(14) 広報出版

項 目	事 業 内 容
リーフレット類作成	歴史博物館案内パンフレット 歴史博物館案内児童用パンフレット 歴史博物館催し物案内(年2回) 通史展示解説シート
出版物発行	横浜市歴史博物館ニュース(2回) 各20,000部作成 横浜市歴史博物館資料目録 第19集 700部作成 横浜市歴史博物館紀要 第15号 800部作成 横浜市歴史博物館調査研究報告 第6号・第7号 各800部作成
その他広報	市営地下鉄6駅構内の広報案内看板による広報 市営地下鉄の車内放送による広報 インターネットによる広報 一般新聞・雑誌等への広告掲載による広報 都筑区民まつりへの出店参加による広報 市営地下鉄車内吊り広告による5施設紹介の広報 FM放送への情報提供 グランドミュージアム北部エリア会議参加 埋文センター・三殿台考古館との連携チラシ「よこはま古代人ワールド」による広報

5 情報事業（寄附行為第4条第4・5・6号）

インターネット等を利用して、文化財・歴史資料及び展示等に関する情報を提供するために、データの入力等を行い、文化財情報の発信に関わる機器類の保守管理を行いました。

項目	事業内容
収蔵資料等データ入力及びインターネット公開	収蔵資料、図書文献資料等のデータ入力及びインターネット公開を行った。 ・データ入力件数 合計 3,336件 ・インターネット公開 収蔵資料情報の公開 合計 50件（前年度50件） 図書文献資料情報の公開 合計 2,096件（前年度1,766件）
映像資料の公開	スタディサロンで映像ビデオを公開した。
文化財情報システムの運用・保守	インターネット等による文化財情報の管理・発信やグループウェアに関わる機器類の保守を行った。
ホームページを利用した博物館情報の発信と市民ニーズの把握	博物館のホームページ上で、博物館の催し物案内をはじめ、展示・催し物・刊行物の広報や、収蔵資料・図書文献資料・市内文化財等の紹介を行った。 アクセス件数 合計 322,525件（前年度 97,666件）

6 歴史博物館施設維持事業（寄附行為第4条第7号）

横浜市歴史博物館及び野外施設の維持管理・運営を行いました。

（1）横浜市歴史博物館等の維持管理

管理対象施設等	事業内容・所在地など
横浜市歴史博物館	施設の維持管理、補修・修繕、燻蒸 スタディサロン・歴史劇場の運営 講堂、研修室の貸出 主な修繕：空気調和機修繕及び蒸気加湿器更新 所在地：都筑区中川中央一丁目
横浜市歴史博物館野外施設	国指定史跡「大塚・歳勝土遺跡公園」の管理 主な修繕：高床倉庫のカヤ壁改修 所在地：都筑区大榎西

（2）講堂・研修室利用の推移

項目		平成22年度	平成21年度	平成20年度
講堂	利用者数（人）	25,219	25,120	26,152
	利用件数（件）	145	133	154
	うち有料貸出件数（件）	16	13	18
研修室	利用者数（人）	7,331	7,088	7,525
	利用件数（件）	230	252	301
	うち有料貸出件数（件）	151	152	198

(3) 横浜市歴史博物館野外施設入場者の推移

項 目		平成22年度	平成21年度	平成20年度
横浜市歴史博物館野外施設 (人)		59,174	63,315	61,701
内 訳	大塚遺跡 (人)	52,775	58,496	56,203
	工 房 (人)	6,399	4,819	5,493

事業別評価

事業名称	実施概要	評価
資料収集保管事業	資料購入・寄贈・寄託による資料収集を行うとともに、複製資料の制作やマイクロフィルム制作などによる収集活動を行いました。収集資料の整理・保管・データ入力、資料の修繕を進め、保管環境の維持につとめました。また、画像資料の有料貸出も継続しました。本年度の収集資料は2,646点です。	B
調査研究事業	収蔵資料に関する調査研究を3本、また地域資料に関する調査研究を2本実施し、その成果は報告書・紀要等として刊行・公開すると共に、講座・講演会、企画展等に反映させました。市民協働による民俗調査研究も軌道にのりました。23年以降の企画展の基礎調査も計画の通り実施しました。	B
常設展事業	常設展示室の展示環境を整え、来館者に気持ち良く観覧してもらうため、定期のメンテナンスや部品交換、修繕、清掃等を計画通り実施し維持管理に努めました。また、学芸員による展示解説、収蔵資料ミニ展示及び解説等は定着し、高い満足度を得てリピーターもみられます。ただし常設展示の入場者数は、当初目標の87%で、前年を下回りました。夏期の猛暑の影響、秋期の入場者が伸びなかったこと、震災による臨時閉館などが要因として考えられます。今後も、市内外の学校への働きかけ強化、IT等の活用による拡充を図ります。	C
企画普及事業	当初計画した様々な事業は予定通り実施しました。企画展・特別展の入場者は目標の96%に留まりましたが、前年の108%となりました。	B

	<p>市民協働においては、活動支援ボランティアが定着し、調査研究やOB団体の活動など、多様な展開がありました。学校連携としては、学校団体見学数は当初目標の85%に留まりましたが、吉田新田の出前授業・常設展示室吉田新田コーナーの解説・教職員向けの研修など着実に成果を上げています。また、IT活用の準備も進めました。</p>	
<p>情報事業</p>	<p>館内の端末での情報提供とインターネットでの収蔵資料情報の公開等、情報発信を計画に基づき実施しました。インターネットへのアクセス数は、当初事業計画で上げた目標値の430%を達成しました。</p>	<p>S</p>
<p>施設維持事業</p>	<p>博物館・遺跡等施設の維持管理を適切に実施しました。空気調和機修繕及び蒸気加湿器の更新、野外施設の高床倉庫カヤ壁改修を実施しました。</p>	<p>B</p>

6 開港資料館事業

平成22年度については、前年度1月からの空調機器の改修工事のため、全館オープンが4月下旬となりましたが、4回の企画展及び企画展関連事業を展開し、横浜郷土史団体連絡協議会をはじめとする市民団体との協働事業を積極的に展開しました。また、収蔵資料の紹介コーナーについても展示入替回数を増やすなどして、積極的な実物資料の紹介を行いました。しかしながら、空調工事による4月の臨時閉館、猛暑による周辺観光客の激減や、震災による臨時休館などの影響もあり、来館者数が約5万人と平成21年度の開港150周年事業開催時から2万人以上減少しました。

新たな試みとしては、これまで自由見学として受け入れしてきた小学校団体に対し、**中庭展示の充実や展示解説付きの学校団体受入をすることで、一層の学校授業との連携を策定し、一部試行することができました。**また、中庭のみを利用される観光目的をはじめとするお客様の動向を掴むためのカウンターを3台設置し、**12万人以上の方が中庭の野外展示などをご覧になっていることが分かりました。**

また、市民の利便性と集客力の向上をめざすべく、**横浜都市発展記念館・横浜市史資料室との連携をより強化するために、第2期指定管理者獲得時に提出した提案書からさらに組織再編・事業の見直しを行い、順次改善していく準備を進めています。**

各事業報告

1 資料収集保管事業（寄附行為第4条第1号）

開港期を中心として明治・大正にかけての横浜の歴史とその関連資料を収集し、収集資料を良好な状態で保存するために資料の保管・修繕を行いました。また、閲覧室での資料公開・コピーサービスにより、資料や研究成果の普及を行いました。

(1) 資料の収集・管理・公開

項目	点数	事業内容
資料の寄贈・寄託	寄贈 12件 226点 寄託 5件 413点	主な収集資料：小林政晴家資料、村田禎男家資料、持丸和久家資料、樋口みどり家資料ほか
資料の購入	41件 543点	主な収集資料：下岡蓮杖撮影古写真、横浜貿易協会員写真名簿、横浜絵葉書ほか
資料のマイクロ化	11件	主な複製（マイクロ撮影）資料：岩澤家文書ほか
資料の保存処理・修繕	7件	洋装本1冊、洋新聞6冊
資料の分類・整理	古文書など 約1,600点	収集した歴史資料を保存・公開するため、資料群ごとに分類整理した。
資料のデジタル化	約1,200点	横浜市史編集室旧蔵絵葉書のうち、横浜関係絵葉書のデジタル化を実施した。

文献資料のコンピュータ検索の実施	1, 441件	所蔵文献資料のデータベース化、閲覧室での検索システムの整備を行った。
閲覧室における資料の公開	閲覧室利用 2, 900人 書庫内資料の出納 4, 432点	邦字・欧字新聞複製、図書等の開架資料の公開と、文献・古文書等の閉架資料の出納・公開を行った。補修工事のため4/24から開室。
写真資料・画像資料の撮影・整理	撮影件数(59件) 開港当初に作成された絵図など	企画展や閲覧公開に供する資料及び収蔵資料の撮影と整理・登録を行った。
複製フィルム等の貸出	貸出件数614件 1, 817点	市民や企業、他の博物館や公共機関、出版社などへの写真資料の貸出を行った。
実物資料の貸出	貸出件数6件 125点	他の博物館へ実物資料の貸出を行った。

(2) 資料収集内訳

区 分	購入	複製	寄贈	寄託	合計	累計
行政資料(点)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1,851 (1,851)
政府資料(点)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	16,137 (16,137)
海外資料(点)	— (—)	2 (1)	— (—)	— (—)	2 (1)	13,027 (13,025)
文書・記録(点)	208 (37)	9 (12)	166 (43)	409 (232)	792 (324)	74,392 (73,600)
新聞資料(点)	5 (4)	— (—)	44 (2)	— (—)	49 (6)	9,766 (9,717)
横浜絵・写真等(点)	237 (133)	— (—)	15 (22)	4 (—)	256 (158)	31,473 (31,217)
コレクション(点)	— (—)	— (—)	1 (—)	— (—)	1 (—)	50,166 (50,165)
文献資料(点)	93 (292)	— (2)	— (16)	— (—)	93 (310)	56,257 (56,164)
合 計	543 (466)	11 (18)	226 (83)	413 (232)	1193 (799)	253,069 (251,876)

※()内は、前年度点数。

(3) 複製フィルム等の貸出実績

項 目	平成22年度	平成21年度	平成20年度
出版社(一般書・教科書・雑誌)、放送・テレビ会社、官公庁、横浜市及び横浜市関連機関への貸出	614件	864件	810件

(4) 閲覧・資料相談・複写サービス利用状況

項 目	平成22年度	平成21年度	平成20年度
閲覧室利用者数(人)	2,900	3,196	3,873
複写申込件数(件)	1,462	1,719	2,748

複写枚数(枚)	34,467	43,176	47,403
レファレンス件数(件)	2,730	3,117	3,251

(5) 資料の保管

項目	目的・意図 及び 内容・成果
害虫防止策	収蔵庫・展示室窓に紫外線防止フィルム貼付、害虫忌避剤の散布
環境検査	5回/年 実施

(6) 資料保管施設の管理

保管施設	保管資料
横浜開港資料館収蔵庫 (310 m ²)	文書記録、画像資料、個人文庫、文献等の収蔵と管理を行った。
大黒埠頭倉庫他	マイクロフィルム、器物資料等の収蔵と管理を行った。

2 調査研究事業（寄附行為第4条第1号）

開港期を中心として明治・大正にかけての横浜の歴史とその関連資料について調査研究を館外の研究者とも協力して行いました。調査研究項目を一部組替・統合しましたが、当初事業計画の所期目的を達成しました。

(1) 基礎的調査研究

項目	目的・意図 及び 内容・成果
開国・開港期の歴史 ・幕末・明治期の史跡と古記録の研究（5/5年次）	①長野県で発見された貿易関係資料の分析を実施。 ②遠山文庫は整理すべき図書のリストアップを完了。 ③横浜の歴史を普及するための新聞連載（神奈川新聞）。 ④読売新聞の連載を明石書店から編集、発行。
横浜近代政治史 ・横浜市政史の研究（5/5年次）	①泉区奥津家文書・磯子区平井家文書などの整理の実施。 ②町村長データの作成を行った。 ③横浜の歴史を普及するための新聞連載（神奈川新聞）。 ④22年度第1回企画展示「地域メディアの誕生」を実施。
横浜近代経済史 ・茂木商店関係資料及び興行関係資料の研究（5/5年次）	①伊勢佐木1・2丁目商和会資料調査を実施。 ②横浜産業史創業者調査を実施。 ③生糸商標の画像化を実施。 ④22年度第1回企画展示「地域メディアの誕生」・第3回企画展示「ときめきのイセザキ140年」を実施。
横浜近代文化史 ・横浜の教育史に関する調査 ・横浜の出版、及び出版文化に関する調査（5/5年次）	①横浜海岸教会資料の整理を実施。 ②宮本家の資料整理、石井氏資料などの整理を継続。 ③洋装本の整理の実施。 ④22年度第4回企画展示「痛っ歯が痛い」を実施。
横浜近代欧米関係史 ・横浜外国人社会に関する研究（5/5年次）	①萩原延壽文庫（洋図書）整理・公開を実施。 ②ブレンワルド日記新聞連載記事作成と取り纏めを実施。 ③22年度第2回企画展示「横浜山手コスモポリタンたちの1世紀」を実施。

横浜近代アジア関係史 ・ 横浜在留華僑・華人に関する研究（5／5年次）	①華僑口述記録調査・編集作業を実施。 ②アジア関係画像資料調査を実施。 ③『横浜華僑の記憶』を編集・発行。
歴史情報に関する研究 ・ 明治・大正期の横浜関係情報に関する研究（5／5年次）	①22年度第1回企画展示「地域メディアの誕生」を実施。 ②三宅馨関係資料の整理を実施。 ③新聞・雑誌の整理。

(2) 委託調査

項目	委託先	目的・意図 及び 内容・成果
横浜と周辺郡部を対象とした地域研究と経済貿易史に関する研究（5／5年次）	横浜近代史研究会 (代表 大豆生田稔)	①鎌倉郡の地域資料の調査と整理 ②横浜と周辺郡部の地域資料の整理と分析（磯貝久の日記・清水製糸関係資料など） ③横浜の経済・貿易に関する調査研究（長野県下伊那郡喬木館関係資料ほか）
幕末・明治初年の貿易史と古記録に関する調査研究（5／5年次）	横浜史料調査研究会 (代表 井川克彦)	①江戸時代に作成された古文書を所蔵する旧家の調査 ②開港資料館が所蔵する和本などの整理 ③シイベル・ブレンワルド商会の日記翻訳 ④市外の機関が所蔵する古文書の調査（上田市上丸子飯沼区有文書・上田市立博物館蔵文書ほか）
横浜外国人社会に関する調査研究（5／5年次）	横浜外国人社会研究会 (代表 大西比呂志)	①横浜居住外国人関係者の調査とインタビュー ②横浜居住外国人関係資料の調査・収集・分析 ③幕末期、フランス式軍事教練関係資料の翻刻 ④横浜居住外国人リストのデータベース化

(3) 研究紀要の発行

出版書籍名	作成部数	頒布価額	事業内容
横浜開港資料館 紀要 第29号	1,250部	1,529円	当館専門職員による資料の調査研究、整理等の成果をまとめた。 ・論文「一九三〇年代後半の横浜中華街とその周辺ー中国系・インド系商店の状況を中心に」ほか ・史料紹介「福田重固手控「陸軍局御用留」」ほか ・研究ノート「横浜周辺4郡の歴代町村長一覧稿」

3 常設展事業（寄附行為第4条第2号）

常設展示室において、資料・展示ケースなどの保守点検を実施し、円滑な展示室運営を行いました。

(1) 常設展示室観覧者の推移

	有料入館者 (人)				無料入館者 (人)	合計 (人)	前年比	開館 日数	1日平均 入館者(人)
	大人	小中	閲覧室	計					
22年度	24,496	7,405	1,204	33,105	16,758	49,863	69.6%	295日	169
21年度	41,164	8,287	1,416	50,867	20,824	71,691	103.9%	230日	312
20年度	40,316	8,827	1,715	50,858	18,132	68,990	115.6%	303日	228

※ 平成21年12月28日から平成22年4月9日まで、空調機器全館改修工事のため休館。

※ 平成22年4月24日全室開館まで、展示室を無料開放した。

(2) 新収蔵資料や新発見資料紹介コーナーの設置

常設展示室の一角に、新収蔵資料や新発見資料の紹介コーナーを設け、調査研究の成果をいち早く紹介した。今年度は、**資料紹介回数を増やしたほか、記念室・旧館ホールでのミニ展示も積極的に行った。**

項目	内容・成果
資料紹介	第20回 4 / 10～4 / 23 「勝海舟と神奈川台場」 第21回 4 / 24～7 / 25 「ジョセフ・ヒコ『海外新聞』」 第22回 7 / 28～8 / 31 「横浜の海水浴場」 第23回 9 / 1～9 / 30 「関東大震災 2010.9」 第24回 10 / 1～10 / 24 「三宅磐関係資料」 第25回 10 / 27～11 / 21 「絵葉書にみる100年前の環太平洋の諸都市」 第26回 11 / 23～1 / 14 「年賀状」 第27回 1 / 15～2 / 18 「横浜写真の誕生」 第28回 2 / 19～3 / 31 「エリザ・シドモアと杉田の梅」
開港記念日関連事業	開港記念日に合わせ記念室等を公開し、記念室や常設展示室で特別展示を行った。 ・「E・サトウが妻に贈った文机」 ・「よみがえるペリー時計」(ペリーが幕府役人に贈った時計)
ワールドカップ関連事業	ワールドカップ開催に合わせ、ミニ展示「横浜サッカー事始めとW.ヘーグ」を行い、選手のスパイク等も展示した。

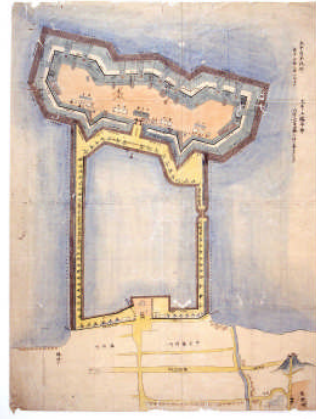
(3) 旧館ホール・中庭展示

今年度から来館者の動向調査を兼ねて、無料展示スペースである旧館ホール・中庭展示の見学者数の集計を始めた。

また、**中庭のみを利用される観光目的をはじめとするお客様や、社会科見学・修学旅行で来館する小中高校生を対象に、吉田新田の開発からペリー来航・横浜開港までの横浜の歴史をやさしく解説したパネルを中庭に設置し、横浜開港の歴史をよりわかりやすく理解してもらえる展示を充実させた。**

旧館ホール見学者： 47, 296人

中庭展示見学者： 127, 667人



第20回展示資料 神奈川台場



中庭への解説パネル増設

4 企画普及事業（寄附行為第4条第2・4・5・6・8号）

開港期を中心として明治・大正にかけての横浜の歴史とその関連資料の研究成果を企画展開催や紀要・資料集・書籍出版等で発表しました。また、市民との協働を積極的に進め、講演会の実施や会報の作成指導等を行いました。

(1) 企画展の実施

企画展名/開催期間	入館者数	目的・意図 及び 内容・成果
『横浜貿易新聞』創刊120周年「地域メディアの誕生—横浜・神奈川のオピニオンリーダーをめざして」 H22. 4. 24(水)～H22. 7. 25(日) 会期 80日	16,121人 1日あたり 202人	『横浜貿易新聞』創刊120周年を記念して、『横浜貿易新聞』の歩みとそこに集った人びとを紹介し、新聞が地域に果たした役割を明らかにする。 ①フロアレクチャー 6/5・26、7/19 参加者：延べ50人 ②『神奈川新聞』連載 ・横貿の遺産 (6/29～7/3 全5回) ・横貿、その時代 (4/3～9/25 全26回)
横浜山手コスモポリタンたちの1世紀 H22. 7. 28(水)～H22. 10. 24(日) 会期 77日	12,224人 1日あたり 159人	国際都市横浜の礎をつくった欧米外国人社会の歴史を、横浜山手に居住した欧米外国人の子孫の家々に伝わる資料を中心に紹介し、市民に開港後の横浜の歴史への理解をふかめることを企図した展示をおこなった。 ①企画展関連講座の実施 9/18～10/23 (毎週土曜、全6回) 参加料：3,000円、参加者：69人

ときめきのイセザキ展 140 年 盛り場からみる横浜庶民文化 H22. 10. 27(水)～H23. 1. 30(日) 会期 77 日	13,392 人 1日あたり 174 人	横浜唯一の盛り場として繁栄した伊勢佐木界隈の歴史を、集客をささえた主体の移り変わりを軸に紹介する。娯楽や買い物の世界における資本主義経済の展開と地元資本への介入のありさまを紹介する。 ①企画展関連講座の実施 11/20～12/18 (毎週土曜、全5回) 参加料：2,500円、参加者：51人 ②図録等刊行物の作成 1500部作成 定価：850円、売上：309部 ③横浜都市発展記念館、横浜市史資料室との関連展示として、協同広報や複数館来館者への特典を行った。
「痛っ歯が痛いー歯科医学の誕生と横浜」展 H23. 2. 2(水)～H23. 4. 24(日) 年度中会期 53 日	8,145 人 1日あたり 154 人	幕末から明治初頭にかけて横浜に上陸した西洋人歯科医が、日本の歯科医学の近代化に果たした役割を明らかにし、口腔衛生の普及と変遷について、理解を深める。 ①フロアレクチャー 2/27、3/26 (期間中3回、うち22年度2回) 参加者：延べ38人 ②記念講演会の実施 3/13 (日) 参加料：1,000円、参加者：57人

(2) 歴史講座等の開催

講座名称/開催日	参加者数	事業内容
放送大学連携授業	120人	放送大学との協働講座として当館で実施する放送大学面接授業の講師をつとめた。 8/7・8 (計2日間)、定員各60人
企画展「横浜山手コスモポリタンたちの1世紀」関連連続講座	69人	9/18、9/25、10/2、10/9、10/16、10/23の全6回 講師は櫻井良樹、今井清一、天川晃、大西比呂志、大山瑞代、本宮一男
企画展「ときめきのイセザキ展 140年」関連連続講座	51人	11/20、11/27、12/4、12/11、12/18の全5回 講師は平野正裕、羽田博昭
企画展「痛っ歯が痛いー歯科医学の誕生と横浜」記念講演会	57人	3/13 講師は大野肅英、羽坂勇司

(3) 各種出版物の作成・編集

出版書籍名	作成部数	頒布価額	事業内容
展示図録 「ときめきのイセザ キ展140年 盛り場 からみる横浜庶民 文化」	1,500部	850円	平成22年度第3回企画展示の図録。横浜庶民の「ときめき」を一身にあつめたまち、イセザキ界隈の140年をふりかえる。

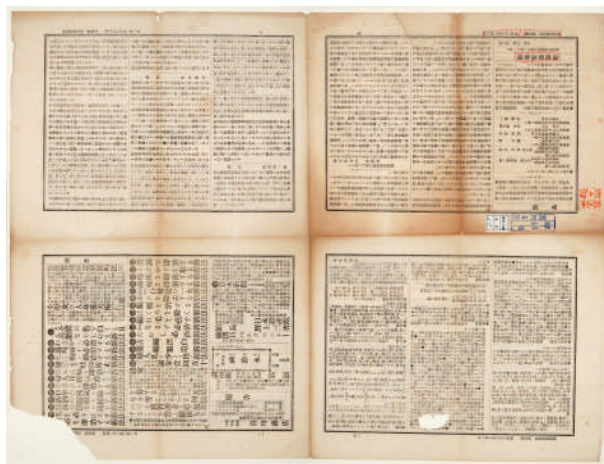
(4) 市民との協働事業の実施

横浜の郷土史に関心の深い市民団体相互の交流促進及び横浜開港資料館と各団体との協働事業を推進することを目的に、平成18年度末に設立した横浜郷土史団体連絡協議会との共催事業として、会報の作成や、講座等を行いました。(平成22年度末現在、加盟51団体)

項目	事業内容等
横浜市郷土史団体連絡協議会との共催事業	①研修会 第17回 6 / 16(水) 第18回 9 / 28(水) 第19回 12 / 10(水) 第20回 3 / 9(水)全4回 参加者：延べ 156人 ②横浜郷土史連絡協議会 News の発行17号～20号 ③瀬谷古文書学習会との共催で連続講座を実施(全4回) ④磯子区の加盟団体と古文書解説テキストを編集

(5) 新聞社各社への記事連載

項目	事業内容等
神奈川新聞への記事連載および連載のDVD出版と読売新聞連載の単行本としての出版	神奈川新聞で「横貿その時代」、「横貿の遺産」、「ときめきのザキ140年」、「港都の黎明—ブレンワルド日記から」を連載。神奈川新聞2006年～2010年まで連載した「横浜開港新聞」が神奈川新聞からDVDとなって出版。読売新聞で2007年～2009年にかけて連載した「開港場物語」が明石書店から出版された。



企画展展示資料の一例



新聞記事連載
神奈川新聞

(6) 実習・研修の受け入れ

項 目	事 業 内 容
博物館館務実習の受け入れ	博物館学芸員資格取得を目指す「博物館実習」受講生を受け入れ、指導を行った。 期間：8/24（火）～8/29（日）（6日間） 受入数：11人

(7) 広報紙の発行、一般広報等

項 目	事 業 内 容
館報「開港のひろば」発行	企画展示・収蔵資料・館活動の紹介 第108号～111号（年4回）合計55,000部
リーフレット類作成	横浜開港資料館案内パンフレット（小中学生用） 横浜開港資料館案内パンフレット（一般用） 横浜開港資料館催し物案内
その他広報	①インターネットによる広報 ②メールニュースによる催し物などの情報発信 ③市営地下鉄関内駅構内の広報案内看板利用 市営地下鉄電車内ポスター掲示、各駅構内掲示版利用 市営地下鉄駅PRボックスへのチラシ掲出 ④みなとみらい線日本大通り駅構内の広報案内看板利用 みなとみらい線駅構内のパンフレットラック、ポスター掲示 ⑤市内類似観光施設・主要ホテル・観光案内所等への広報印刷物の配布 ⑥市内小中高校へのポスターチラシ配布 区校長会への企画展事業案内 区連会掲示板へのチラシ掲出 ⑦一般新聞・タウン情報誌、旅行情報誌等への記事掲載 ⑧TV、ラジオ、FM放送、CATV等の放送メディア利用 ⑨企画展後援新聞紙（連載）・市広報誌等への記事掲載 ⑩フィルムコミッション等に協力し、撮影場所を提供 ⑪各種団体のスタンプラリー等参加による集客活動

5 情報事業（寄附行為第4条第4・5・6号）

インターネット等を利用して、文化財・歴史資料及び展示等に関する情報を提供するためにデータの入力等を行い文化財情報の発信に関わる機器類の保守管理を行いました。

項 目	事 業 内 容
インターネットによる情報公開	ホームページの内容、体裁を一新し、展示・催し物・刊行物の広報や、収蔵資料の紹介を行った。また、 次年度からOPACでの図書情報の発信を開始するための準備を完了させた。 アクセス件数 合計89,743件（前年度148,674件）

メールニュースの配信	「横浜開港資料館メールニュース」を毎月1回計12回、約700名をこえる登録者に配信した。
------------	--

6 開港資料館施設維持事業（寄附行為第4条第5号）

横浜開港資料館の維持管理及び運営を行いました。

管理対象施設	事業内容・所在地など
横浜開港資料館	施設の維持管理 主な修繕： 喫茶室空調機器改修工事 所在地：中区日本大通3

事業別評価

事業名称	実施概要	評価
資料収集保管事業	古文書・写真・絵画など17件、639点の寄贈・寄託を受け入れたほか、41件413点の資料を購入した。22年度末の所蔵資料総点数は25万3千点を超え、着実に業務を進めている。	B
調査研究事業	調査研究員がおこなう研究事業のほか、外部研究者に委託しての調査研究活動も予定通りの成果をあげた。成果は順次、展示・講座で公表しているが、新聞やテレビで取り上げられ大きな話題になった研究成果もある（神奈川台場やペリー時計についての研究成果の公表など）。	A
常設展事業	新収・新発見資料コーナーで9回にわたって展示を開催したほか、開港記念日の記念室でのミニ展示、旧館ホールでのミニ展示を開催した。	A
企画普及事業	前年度からの空調機器の改修工事によって年度当初に休館を余儀なくされたこと、夏期の猛暑と地震の影響などによって入館者は約5万人と低迷した。この数字は、事前に予定した入館者6万3千人の79パーセントにあたる。しかし、現在は連休明けから19年度水準にまで回復しつつある。	D
情報事業	HPでの収蔵資料の公開を拡充したほか、OPACでの図書情報の発信を来年度から開始すること	A

	になった。また、横浜郷土史連絡協議会会員へメールニュース発信を広報し、受信者を増加させた。	
施設維持事業	昨年度から今年度初頭にかけて横浜市と協議し空調機器の改修をおこなった。旧館のドアなどのペンキ塗り直しをおこなったほか、施設設備については日常の維持管理を実施した。	A

7 都市発展記念館事業

今年度は昭和はじめ（1920～30年代）の「モダン」な都市文化・生活史にスポットを当てた特別展「モダン横濱案内」を開催し、開港資料館・市史資料室とは「都市文化」という統一テーマを掲げて、広報や関連事業において、積極的に三施設で連携を進めました。モダン文化というテーマ設定によって新たな来館者層も獲得でき、常設展示を含めた来館者数は昨年度から約10%の増加となりました。

また第1期提案書のなかで提案事項としていた「横浜歴史情報マップ」について、昭和初期の地図をベースにした「モダン横浜歴史情報マップ」を作成し、ホームページ上で公開しました。今後もこの歴史情報マップをベースに、ホームページ上での資料公開を拡張していきます。

普及事業では、市民団体と共催した遺跡めぐりや、地域事業者と連携したスタンプラリー・パネル展示など、諸団体と連携した事業を館の内外で実施しました。出版事業では、調査研究の成果を豊富な図版と平易な文章で市民にわかりやすく伝える「都市横浜歴史ビジュアル」シリーズを製作しました。戦後の横浜を映像で紹介するDVDシリーズも好調な売り上げが続いています。

各事業報告

1 資料収集保管事業（寄附行為第4条第1号）

横浜の都市形成、生活文化の歴史に関する資料を、購入・複製・マイクロ撮影等により収集し、分類・整理するとともに、良好な状態で保管するため、資料の修繕・燻蒸や定期的な環境調査を行いました。

（1）資料収集

項目	点数	事業内容
資料の寄贈・寄託	寄贈16件140点 寄託3件3点	主な収集資料：生糸検査所新築関係図面、横浜関係絵葉書・写真、空襲で焼け残った金庫の内箱など
資料の購入	116件894点	主な収集資料：昭和初期デパートチラシ、鉄道路線図類、建築写真集、マッチラベル張り込み帖など
資料修繕	2件	主な修繕資料：「東海道パノラマ地図」「東海道沿線旅行案内図」
資料の複製収集	0件0点	主な複製資料：
複製資料デジタル化	59点	主な資料：モーガン関係資料撮影フィルム
複製資料の提供	32件77点	他の博物館や公共機関、出版社などへ当館所蔵資料を画像で提供した。
資料の貸出	4件34点	他の博物館・資料館での展覧会に当館所蔵資料の貸出をおこなった。

(2) 資料収集実績

区 分	購入	複製	寄贈	寄託	合計	累計
遺物	— (—)	— (—)	28 (4)	1 (—)	29 (4)	1218 (1189)
図書	49 (102)	— (—)	1 (—)	— (—)	50 (102)	1919 (1869)
新聞雑誌	1 (2)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (2)	1792 (1791)
文書	469 (2)	— (—)	12 (255)	— (—)	481 (257)	3300 (2819)
紙票類	136 (149)	— (—)	50 (26)	1 (—)	187 (175)	1892 (1705)
写真	— (2)	— (84)	17 (995)	— (—)	17 (1081)	6647 (6630)
絵葉書	183 (45)	— (—)	30 (11)	— (—)	213 (56)	2243 (2030)
地図	56 (3)	— (9)	— (—)	— (—)	56 (12)	649 (593)
図面	— (—)	— (—)	2 (2)	1 (—)	3 (2)	937 (934)
絵画	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
映像	— (23)	— (—)	— (—)	— (—)	— (23)	47 (47)
録音資料	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	167 (167)
電子資料	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	11 (11)
合 計	894 (328)	0 (93)	140 (1293)	3 (—)	1037 (1714)	20822 (19785)

※ () 内は、前年度点数。

(3) 資料の保存・管理

項 目	目的・意図 及び 内容・成果
保存燻蒸処理	収蔵資料（建築部材、キャッシュレジスター、鈴木家文書など）の燻蒸処理
環境調査	虫菌による被害を未然に防ぎ、大気・塵埃・光線等の影響を最小限に抑えるため、年6回の環境調査を実施した。

(4) 資料保管施設

保管施設	保 管 資 料
横浜都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館収蔵庫 (200㎡)	図書、文書、紙票類、地図、図面、出土遺物などを収蔵
外部倉庫 (子安台)	大型家具 (昭和初期の置時計・大テーブル他) などを収蔵
外部倉庫 (大黒ふ頭)	麻真田関係資料、映像フィルム、未整理資料などを収蔵

(5) 画像資料の公開

事業提案書のなかで提案事項として特記していた「横浜歴史情報マップ」について、第1弾「モダン横浜歴史情報マップ」を作成し、ホームページで公開した。また「WEB写真アルバム『横浜グラフ』」の画像306枚に画像拡大縮小機能を付加し公開した。



モダン横浜歴史情報マップ



モダン横浜歴史情報マップ内情報ウィンドウ

2 調査研究事業（寄附行為第4条第1号）

「都市形成」「市民のくらし」「ヨコハマ文化」の三つのテーマに即して、資料調査および整理・研究を行いました。

(1) 基礎的調査研究

項目	目的・意図 及び 内容・成果
近代遺跡調査（5／5年次）	埋蔵文化財センターと共同で旧松風閣（三溪園内の煉瓦造遺構）の遺構調査を実施し、 調査報告を紀要で報告した 。また、これまでに収集した出土遺物（山手97番地・元町公園・旧露亜銀行採集遺物）の記録化を進めた。
横浜歴史情報マップの作成（1／1年次）	デジタル化した過去の横浜の地図上に、各地点に関する歴史資料（画像）・歴史的情報を表示させる「横浜歴史情報マップ」の基本設計をおこなった。その第1弾として昭和初期の横浜中心地区を紹介する「モダン横浜歴史情報マップ」（32施設・画像111点）をホームページ上で公開した。
昭和戦前期都市横浜における生活・文化史の調査（2／2年次）	1920～30年代の都市文化・都市生活にみられた「モダニズム」がどのような形で横浜において現出したのかという点について調査・研究した。成果は特別展「モダン横浜案内」、上記「歴史情報マップ」その他で報告した。
昭和期の写真・映像に関する調査（3／3年次）	所蔵映像・写真資料の公開準備作業（整理、デジタル画像への変換、および内容分析）を行った。映像フィルムのデジタル化は資料公開事業として来年度以降も適宜実施する。

(2) 資料の調査整理

項目	目的・意図 及び 内容・成果
資料の整理	調査研究で収集した資料・データなどの整理をおこなった。 旧松風閣の遺構調査で採集した遺物については、紀要にて報告した。その他整理済みの出土遺物は次年度に報告予定。

(3) 研究紀要の発行

書名	発行部数	目的・意図 及び 内容・成果
横浜都市発展記念館 紀要 第7号	1,000部	当館調査研究員による調査研究、資料整理等の成果を公開した。 ・ 建築家デ・ラランデと横浜 ・ 三溪園旧松風閣調査報告

3 常設展事業（寄附行為第4条第2号）

常設展示室の維持管理を行うとともに、「掘り出し物コーナー」を定期的に更新して収蔵資料を紹介し、集客と来館者サービスに努めました。

(1) 常設展示に関する実施事業

項 目	事 業 内 容
展示資料の更新	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「都市形成」「市民の暮らし」ゾーンで現物資料の新規公開 ・ 掘り出し物コーナーの更新 従来年2回だった展示更新を4回に増やし、展示ケースを増やすとともに、コーナー展と改称して幅広いテーマで特集展示が構成できるようにした。 4/1（木）～「都市シリーズ（その1）神戸」 7/1（木）～「都市シリーズ（その2）大阪」 10/1（金）～「昭和の鎌倉案内」 1/12（水）～「わたしのモダン横濱」
展示解説の実施	調査研究員によるリレー形式の展示解説 7/3（土）、8/7（土）、9/4（土）

(2) 常設展示観覧者の推移

	有料入館者（人）			無料入館者（人）	合計（人）	前年比	開館日数	1日平均入館者(人)
	大人	小中	計					
22年度	6,025	989	7,014	5,170	12,184	109.6%	302日	40
21年度	5,975	1,168	7,143	3,973	11,116	64.9%	307日	36
20年度	9,317	1,606	10,923	6,208	17,131	77.5%	303日	57

4 企画普及事業（寄附行為第4条第2・4・5・6・8号）

「都市形成」「市民の暮らし」「ヨコハマ文化」のテーマをより深く理解するための企画展を開催しました。あわせて市民が横浜の歴史をより身近で興味深く感じてもらえるように、展示解説や歴史散歩などの関連イベントを開催しました。また市民団体や地域事業者と連携した各種普及事業を実施しました。

(1) 企画展の実施

展示名／開催期間	観覧料	入館者数	目的・内容
企画展「西洋館とフランス瓦ー横浜生まれの近代産業」 H22. 1. 23 (土) ～H22. 5. 9 (日) 22年度中会期39日	一般 500円 小中 250円	1,582人 1日あたり 41人	横浜の多くの西洋館の屋根を彩った西洋瓦（フランス瓦）に焦点をあて、日本で初めてフランス瓦の製造に成功した実業家ジェラルトと、その近代設備を備えた工場を中心に、洋風建築が広がる背景にあった近代産業の姿を紹介した。 ①展示解説（22年度中） 4／3、5／3 参加者：35人 ②企画展関連「ヨコハマ居留地遺跡めぐり」の実施 4／17、5／1 参加者：41人 ③展示図録「西洋館とフランス瓦」の発行
特別展 「モダン横濱案内」 H22. 9. 18(土)～ H23. 1. 30(日) 会期110日	一般 300円 小中 150円	5,171人 1日あたり 47人	1920～30年代の都市横浜における「モダン」な文化・生活の諸相について、ハマっ子が街を案内するかにように紹介した。 ①展示解説 10／1・23、11／23、12／11 1／21 参加者：99人 ②イベント「ハマにモダンガールあらわる」 【協力】大正愛好会・日本モダンガール協会 1／21（金） 参加者：41人 ③図録等刊行物の作成 1500部作成 定価：1500円、売上：290部 ④料金設定の見直し（500円→300円） ⑤平日の夜間開館実施 毎週金曜日20：00まで開館 ⑥当館と横浜開港資料館・横浜市史資料室の三館セットにした広報の実施 ⑦当館と開港資料館の二館にご来館いただいたお客様への特典（絵葉書のプレゼント、1462枚の利用）
次年度企画展調査			次年度開催予定の企画展の調査を行った。



特別展「モダン横濱案内」



関連イベント「ハマにモダンガールあらわる」

(2) 企画展示室観覧者の推移

	有料入館者 (人)	無料入館者 (人)	合計(人)	前年比	開館日数	1日平均 入館者(人)
22年度	3,485	2,805	6,290	112.6%	150	42
21年度	3,417	2,171	5,588	53.3%	168	33
20年度	6,533	3,943	10,476	106.8%	176	60

※都市発展記念館とユーラシア文化館は企画展示室を共用しており、都市発展記念館は、20年度は2回、21・22年度は各1.5回(年度をまたぐ展示が1回)の企画展示を開催しました。

(3) 講座・講演会・歴史散歩など普及事業

事業名称	参加者数	事業内容
夏休み子どもウォーク「ハマのミナト探検 ～線路をたどって歴史遺産を探れ!～」	25人	親子で参加する歴史散歩。横浜港の歴史遺産をテーマに汽車道・赤レンガ倉庫・氷川丸などを見学した。 参加費 大人800円、子ども400円 8/8(日) 参加者14人 8/22(日) 参加者11人
市民団体との共催イベント「横浜近代遺跡巡り」	94名	よこはま洋館付き住宅を考える会との共催企画。関内・山手地区の近代遺跡ツアー。 5/8(土) 参加者62名 1/29(土) 参加者32名
市民団体との共催イベント「明治の煉瓦・刻印探し大会」	33名	山下居留地遺跡の価値を考える会との共催企画。小学生とその親を対象に、山下居留地遺跡から出土した煉瓦を活用して「刻印探し」を実施。 12/18(土) 参加者33名
「ミュージアム・クイズラリーよこはま2010」への参加	252名	子ども向け夏休み企画として、神奈川県立歴史博物館を中心に関内・山手地区の博物館施設16館で実施。 7/17(土)～8/31(火) 来館者252名
「日本大通りミステリーラリー2010」への参加	41名	日本大通り活性化委員会主催のスタンプラリーに、加盟事業者として参加。 10/11(月・祝) 来館者41名。

放送大学連携授業	60名	放送大学神奈川学習センターとの協働講座「横浜近現代—都市形成のあゆみ」に講師を派遣。 8/7(土) 参加者60名
旧第一玄関でのパネル展示		(1)「モダン都市の風景 ～1930年代の横浜～」 10/1(金)～1/14(金) (2)「モダン横濱を写す」 1/15(土)～2/13(日)
横浜高速鉄道との共催パネル展の開催		日本大通り駅コンコースにて、みなとみらい開通7周年写真パネル展を横浜高速鉄道と共同で実施 3/3(木)～3/16(水)



夏休み子どもウォーク



煉瓦刻印探し大会

(4) 出版事業

項目	事業内容
ブックレットの刊行	横浜の都市形成の歴史、横浜の市民生活・文化を、豊富な図版と平易な文章でわかりやすく紹介する「都市横浜歴史ビジュアル」シリーズを製作した。 第1弾「『地図』で探る横浜の鉄道」 1500部作成、価格1,500円
DVDシリーズ「映像でたどる昭和の横浜」の制作	昭和20年代から40年代にかけてのニュース映像をもとにしたオリジナルDVDシリーズを制作、販売した。今年度は第3巻「子どもたち」の販売を開始し、さらに第4巻以降の内容の検討を行った。 第1巻「港とまちづくり」(完売) 第2巻「都市の交通」 第3巻「子どもたち」(各500部、価格1,500円)

(5) 学校連携事業

項目	事業内容
小学校の社会科見学プログラムの検討	前年度開催の「学校の博物館利用研究会」の結果を受けて、エディューケーターと協議し、市内小学校を対象に「吉田新田のその後」について解説付き見学を受け入れることとした。

常設展示クイズブックの作成	来館した子どもを対象に、常設展示を楽しく学んでもらうためのクイズブックを作成した。
教育委員会職員向けの研修会の実施	教育委員会生涯学習文化財課との共催で、教育委員会職員向けの都市発展記念館・ユーラシア文化館の施設見学会を実施。 12/8、9 参加者23名
職業体験の受け入れ	中学2年生2名を受け入れ、旧第一玄関での展示パネルの作成を体験してもらった。

(6) 広報

項目	事業内容
印刷物作成	横浜都市発展記念館企画展示ポスター・チラシ 横浜都市発展記念館催し物案内（リーフレット） 館報『ハマ発Newsletter』第14、15号（各10,000部）
優待カードの発行	リピーター誘致のため、オリジナルグッズ割引特典付きの年間パス「EAハマ発カード」の販売を継続した。 年会費 1,500円
その他広報	日本大通り駅改札外掲示板へのポスター掲出 市営地下鉄関内駅改札外掲示板へのポスター掲出 インターネットでの施設案内 テレビ、ラジオ等放送媒体による施設案内TVK「Hi! 横浜情報局」など） 新聞・雑誌への施設案内掲載（神奈川・朝日・読売・日経） タウン情報誌、旅行情報誌、広報誌等への施設案内掲載（「PLANET かながわ」「ヨコハマ・アートナビ」「ぱど」等） 市内観光案内所、ホテルへのチラシ訪問配布 県外都市旅行代理店への施設説明 フィルムコミッションへの協力による撮影場所としてのPR チャレンジラリー・シートの作成・配布 特別展「モダン横濱案内」にあわせてデジタルサイネージ（電子看板）をみなとみらい線側入口外に設置 配達地域指定ゆうメールによる近隣へのダイレクトメール発送

5 情報事業（寄附行為第4条第4・5・6号）

インターネット等を利用して、歴史資料及び展示等に関する情報を提供するために、データの入力等を行い、文化財情報の発信に関わる機器類の保守管理を行いました。

項 目	事 業 内 容
ホームページ運営	<p>新着情報の発信</p> <p>企画展示案内の更新</p> <p>館報『ハマ発Newsletter』の全文掲載</p> <p>ミュージアムショップの案内（刊行物・グッズ）</p> <p>「横浜絵葉書データベース」等収蔵資料の画像公開</p>
メールニュース配信	<p>希望者に対してメールニュースの配信を実施した。当館の催し物について担当者がわかりやすく記事を執筆し、情報の羅列ではなく、読みでのある内容とした。</p> <p>配信数 21号～27号+号外 計8回</p>
『横浜グラフ』貼付写真の高精細画像の公開と拡大縮小機能の付加	<p>ホームページ上で公開している『横浜グラフ』（当館蔵）の貼付写真306枚について、従来より解像度の高い画像へと切り替え、20段階での拡大縮小ができるようにした。</p>
「横浜歴史情報デジタルマップ」の公開	<p>デジタル化した過去の横浜の地図上に、各地点に関する歴史資料（画像）・歴史的情報を表示させる「横浜歴史情報マップ」の第1弾として、昭和初期の横浜中心地区を紹介する「モダン横浜歴史情報マップ」（32施設・画像111点）をホームページ上で公開した。</p>
ブログでの情報発信	<p>催し物案内や、企画展の見どころ、日常業務などを、各担当者が写真付きでタイムリーにブログで発信した。</p> <p>記事総数 55件</p>
インターネットによる新着情報発信	<p>ホームページ上で、財団各施設案内をはじめ、展示・催し物・刊行物等の紹介を行った。</p> <p>都市発展記念館 39, 337件（前年度33,239件）</p>

6 横浜都市発展記念館施設維持事業（寄附行為第4条第7号）

横浜都市発展記念館の維持管理及び運営を行いました。

管理対象施設	事業内容・所在地など
横浜都市発展記念館	<p>施設の維持管理</p> <p>・主な修繕：収蔵庫系統空調機の改修工事</p> <p>所在地：中区日本大通12</p>

事業別評価

事業名称	実施概要	評価
資料収集保管事業	埋蔵文化財センターとの共同発掘調査、歴史地図に歴史資料・情報を埋め込んだ「横浜歴史情報マップ」の製作等、上記三つのテーマにそった調査研究事業を予定どおり実施しました。調査の成果は、紀要や展示、HPを通じて公表しました。	B
調査研究事業	埋蔵文化財センターとの共同発掘調査、歴史地図に地点情報を埋め込んだ「横浜歴史情報マップ」の製作など、上記三つのテーマにそった調査研究事業を予定どおり実施しました。調査の成果は、紀要や展示、HPなどを通じて公表しました。	B
常設展事業	企画展未開催期間に常設展示のリレー解説を実施したほか、「掘り出し物コーナー」での展示更新を4回に増やし、コーナー展と改称して幅広いテーマで特集展示を実施するようにしました。年間の来館者数は当初の目標 17,000 人に対して、12,184 人と 71.6%でしたが、昨年度からは約 10%増加しました。	D
企画普及事業	今年度は特別展を1回開催し、統一テーマのもとで開港資料館・市史資料室と連携した広報・関連事業を進めたことで、来館者数は当初の目標を3%上回る結果となりました。普及事業では、市民団体との遺跡めぐりの共催や、日本大通り活性化委員会や横浜高速鉄道とのイベント共催など諸団体との連携が着実に進んでいます。出版事業では、調査研究の成果をわかりやすく紹介するブックレットシリーズを新規に製作しました。	B
情報事業	定期的なメールニュースの発行、ブログを利用した情報発信に加えて、HPを活用した資料公開として、新規に「横浜歴史情報デジタルマップ」を作成・公開しました。HPへのアクセス数は目標 30,000 に対し、39,337 と 131%であり、前年度からも 18%アップしました。	S
施設維持事業	収蔵庫系統空調機の不具合については、長年の懸案事項であった当該機の分解、クリーニング（拭き掃除）、断熱材貼り替えなど、徹底した修繕を行い改善しました。その他、施設設備について日常の維持管理を行いました。	B

8 ユーラシア文化館事業

横浜ユーラシア文化館は、国内外の関連機関と連携し、ユーラシア諸地域の人々や文化の交流に関する調査研究を行い、その成果を展示、出版、講演会、イベントなどを通して公開する施設です。

今年度については、企画展「遊牧世界の造形」、特別展「シャルジャ、砂漠と海の文明交流—アラビアの歴史遺産と文化—」の2つの企画展を実施し、**積極的な関連事業を実施して、普及啓発に努めた結果、猛暑による周辺観光客の激減や、震災による臨時休館等の影響もありましたが、平成21年度の来館者数減少に歯止めをかけることができました。**

各事業報告

1 資料収集保管事業（寄附行為第4条第1号）

ユーラシアの考古・美術・民族・歴史資料および文献等を分類・整理するとともに、良好な状態で保管するため、収蔵庫や展示室を常に適切な状態に保つよう環境検査を行いました。

(1) 資料収集・保存

項目	点数	事業内容
資料の寄贈・寄託	寄贈 605点 寄託 0点	主な収集資料：ベトナムの陶器および古窯址調査写真等、中国内蒙古自治区オロンスム遺跡等採集資料、トルコの写真、絵はがき等ほか
資料の購入	2点	主な収集資料：書籍 The Costume of Russian empire, London 1803、書籍 Wall Paintings from Ancient Shrines in Central Asia, Kyoto 2009
資料熟覧	2件	地理図等31点（九州国立博物館による展覧会のための資料調査）、青銅製鍍2点ほか（富山大学研究者による青銅製鍍鑄造方法の研究）
文献資料熟覧	1件	The Houghton Shahnamehなど（東京大学大学院生）
資料の貸出	1点	開港資料館「痛っ・・・歯が痛い」展への貸出
収蔵資料の画像利用	5点	自鑪庁至烏斯蔵程站輿圖1点（研究報告書東海大学文学部）、楔形文字粘土板文書2点（『よくわかる世界の神様』PHP総合研究所、『チャレンジ6年生 未来！発見Book』ベネッセコーポレーション）、青銅製鍍2点（『鍍の研究』雄山閣）

(2) 文献資料の整理

項目	目的・意図 及び 内容・成果
バジル・グレイ旧蔵書	書誌データの内容を確認した。 入力件数 378件
和図書	書誌データの入力を行い、OPAC 公開した。 入力件数 7件
雑誌	書誌データの <input type="checkbox"/> を行った。 入力件数 286件

(3) 資料収集実績

区 分	購入	複製	寄贈	寄託	合計	累計
考古・美術・民族・歴史資料	0 (-)	0 (-)	605 (397)	0 (-)	605 (397)	3,599 (2,994)
図書	12 (10)	0 (-)	33 (122)	0 (-)	45 (132)	19,643 (19,598)
雑誌	0 (4)	0 (-)	46 (207)	0 (-)	46 (211)	7,773 (7,727)
電子資料	0 (2)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (2)	16 (16)
合 計	12 (16)	0 (-)	684 (726)	0 (-)	696 (742)	31,031 (30,335)

※ () 内は、前年度点数。

(4) 資料の保管

項 目	目的・意図 及び 内容・成果
保存燻蒸処理	資料保全のため、受贈した民族資料および書籍の二酸化炭素燻蒸を実施し、収蔵庫へ納めた。
環境検査	虫菌による被害を未然に防ぎ、大気・塵埃・光線等の影響を最小限に抑えるため、年6回の環境検査を実施した。

(5) 資料保管施設

保管施設	保 管 資 料
横浜都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館収蔵庫 (200 m ²)	考古・美術・民族・歴史・文献資料を収蔵
外部倉庫 (大黒ふ頭)	図書 (江上文庫の重複本など)、販売用出版物などを収蔵

2 調査研究事業 (寄附行為第4条第1号)

収集資料の整理や、企画展や講演会の基礎的資料収集のための調査研究・資料整理を行いました。

(1) 基礎的調査研究

項 目	目的・意図 及び 内容・成果
平成22年度特別展「シャルジャ、砂漠と海の文明交流」開催のための調査研究 (1/1年次)	平成22年度特別展「シャルジャ、砂漠と海の文明交流」を当館で開催する上で資料の選択、展示設営などの工夫を図るために展示資料の調査及び、巡回展会場でのレイアウト調査を行った。
市内にあるユーラシア関連資料の調査 (1/1年次)	市民協働の一環として平成19年度より実施してきた「横浜市内にあるユーラシア関連資料の調査」を継続、市民から寄贈を受けた資料の調査と整理を進めるとともに、市民からの資料に関する質問・相談に対応した。市民寄贈申し出資料(トルコの剣)等の受贈を受けることができた。
収蔵絵図の調査 (1/1年次)	平成18年に第1の類品が、平成20年には第2の類品が北京で発見された当館所蔵絵図「 <small>ろちようよりうしどうにいたるでいたんよず</small> 自鑪序至烏斯蔵程站輿圖」について3回目の特別公開を実施、 これまでの調査成果と合わせて関連の未発

	表収蔵資料を公開した。今回の成果により、大学教育との連携は次年度も継続できる見込みとなった。
館蔵陶器資料の調査研究（1 / 1 年次）	平成 22 年度は、館外の古代エジプトのファイアンス（施釉陶器の一種）の調査研究を行った。その成果は、平成 23 年度特別展で公開する。
メソポタミア楔形文字粘土板文書の研究（8 / 8 年次）	当館所蔵の書籍から楔形文字粘土板文書やシュメールに関する文献資料を調査し、当館の所蔵する楔形文字粘土板文書全点を検索できるデータベースを新たに作成した。



大学連携特別公開「自鑿庁至烏斯蔵程站輿圖」



楔形文字粘土板文書データベースの検索画面

3 常設展事業（寄附行為第4条第2号）

常設展示室において、連続講座、収蔵資料の特別公開、企画展と連動した展示替え、学芸員による解説、各種クイズの実施、および市の広報施策であるテーマ月間に参加することで、常設展示室を積極的に活用しました。

(1) 常設展示室での実施事業

項目	事業内容
展示更新	<ul style="list-style-type: none"> ・6月は「フランス月間」に合わせ、ライブラリーでフランス関係の書籍を紹介。 ・収蔵絵図「自鑿庁至烏斯蔵程站輿圖」特別公開（12/11-26）。 会期中にギャラリートーク実施 12/19・23・26 参加者：17人
ミニイベント	<p>4月 クイズ関連展示資料のレプリカ（帯鉤）試着コーナー開設（2階エレベーターホール）（～12月）</p> <p>6月 フランス月間への参加（歴史紹介）</p> <p>7月 神奈川県立博物館主催「ミュージアム・クイズラリーよこはま」に協力、企画・実施（7月17日～8月31日）総参加人数 257人</p> <p>9月 ミュージアムで遊ぼう Part 7「クイズラリー 今日から君も名探偵」の開始（9/14～12/26） 参加者：一般34人、小中学生33人、未就学児2人、計69人</p> <p>1月 ミュージアムで遊ぼうPart8「クロスワードパズル in EurAsia」の開催（1/4～2/13） 参加者：一般22名、小中学生3人、未就学児2人、計27人</p>

連続講座	英語による東洋美術史講義を4月から8月まで隔月一回実施。参加者39人。
------	-------------------------------------

(2) 常設展示観覧者の推移

	有料入館者 (人)			無料入館者 (人)	合計 (人)	前年比	開館日数	1日平均入館者(人)
	大人	小中	計					
22年度	6,003	844	6,847	5,162	12,009	115.8%	304日	40
21年度	5,739	789	6,528	3,839	10,367	63.5%	304日	34
20年度	9,157	1,237	10,394	5,935	16,329	75.5%	303日	54

4 企画普及事業（寄附行為第4条第2・4・5・6・8号）

ユーラシア文化館ならではの広い視野で、ユーラシア諸文化紹介の企画展事業を実施し、関連した講演会、ギャラリートーク、参加型のイベント、コンサートやクイズを実施することで市民が国内外の歴史や文化をより身近で興味深く感じられるように工夫しました。ニーズの把握・顧客満足度を高めるためのアンケート調査も継続しました。

(1) 企画展の実施

企画展名/開催期間	観覧料	入館者数	目的・意図 及び 内容・成果
企画展「遊牧世界の造形一人と暮らす動物たち」 H22.5.22(土)～ 9.5(日) 会期92日	一般 500円 小中 250円	1,927人 1日あたり 21人	草原の5種類の主な家畜「五畜」の造形を展示、あわせて、展示解説、ワークショップ、近隣の博物館、動物園と連携した見学会等を行い、楽しくわかり易い内容で遊牧世界を紹介した。 ①展覧会図録の出版 1300部作成 定価：800円、販売冊数：158冊 ②イベント「ゲルに集まれ！」6/2～5 市民協働で、中庭にゲルを建ててイベントを開催。 ・モンゴル童話のお話し会 参加者：42人 ・コンサート 参加者：180人 ③展示解説「五畜蘊蓄」 5/29, 6/12, 6/26, 7/10, 7/24(全5回) 参加者：53人 ④ワークショップ「作ってみよう“人と暮らす動物たち”」8/7・21 参加者：31人 ⑤見学会「ウマ/ラクダ ミュージアムで会う！公園で会う！」 参加者：20人 ⑥ウェブクーポン「抽選で五畜グッズプレゼント」 利用者：14人
特別展「シャルジャ、砂漠と海の文明交流」 H23.2.19(土)～	一般 500円	1,988人	シャルジャ首長国の考古資料、首長の古地図コレクション、民族資料や現代アートなどの展示資料を通して、アラビア半島の歴史、文化を紹介した。

H23. 3. 27(日) 会期 32日 (内、東日本大震災のため、5日間の臨時休館)	小中 250円	1日あたり 74人	①オープニングイベントの実施 ②展覧会図録の販売 定価：1500円、販売冊数：105冊 ③ワークショップ「アラビア書道に挑戦！」 2/27 参加者：46人 ④ギャラリートーク3/13・26 参加者：104人 ⑤講演会(3/12)は東日本大震災により中止。 ⑥民族衣装試着 2/20以降の毎週土・日曜日 参加者：264人
企画展基礎調査			来年度開催予定企画展の基礎調査を行った。



企画展「遊牧世界の造形」
連続解説「五畜蘊蓄」



家族で参加夏休み見学会・市内動物園との連携事業



特別展「シャルジャ、砂漠と海の文明交流」ギャラリートーク

(2) 企画展示室観覧者の推移

	有料入館者 (人)	無料入館者 (人)	合計(人)	前年比	開館日数	1日平均 入館者(人)
22年度	1,902	2,014	3,915	132.2%	124	32
21年度	1,596	1,366	2,962	40.8%	104	28
20年度	3,944	3,312	7,256	74.0%	175	41

※ユーラシア文化館と都市発展記念館は企画展示室を共用しており、ユーラシア文化館は、20年度は2回、21年度は1回、22年度は2回の企画展示を開催しました。

(3) 普及啓発

項目	参加者数	事業内容
常設展関連ギャラリートーク	96人	常設展に対する興味と理解を深めることを目的として展示室内で作品解説を行った。予約日に実施。無料。
企画展・常設展関連アート&グルメ	63人	横浜中華街の店舗とのタイアップ企画。展示と食文化を連携させた広報で相乗効果を図った。

(4) 広報出版・情報発信

項 目	事 業 内 容
出版物発行	広報誌「News From EurAsia」13・14号 発行（各10,000部）
リーフレット類作成	横浜ユーラシア文化館展示チラシ作成・配布 横浜ユーラシア文化館催し物案内作成・配布
優待カードの発行	名称:「EAハマ発カード」、価格:1500円 リピーター誘致のため、オリジナルグッズ割引特典付きの年間パスを販売した。
その他の広報	中区との連携（英文広報誌に企画展情報を掲載） 日本大通駅改札外掲示板へのポスター掲出 市営地下鉄関内駅改札外掲示板へのポスター掲出 インターネットでの施設案内 当館ホームページ・携帯サイト・メールニュースでの情報配信 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等マスメディアによる企画展広報 タウン情報誌、旅情報誌への施設案内掲載 市内観光案内所、ホテルへのチラシ訪問配布 旅行代理店とのタイアップ広報 クイズラリー等による集客 チャレンジラリー シート作成配布 館入口設置ボード等によるショップ商品宣伝 フランス月間に参加し、広報でも連携 放送ライブラリーとの連携広報（特別展） 新聞販売店と連携し、招待券を首都圏に配布（特別展） デジタルサイネージ（電子看板）の設置（特別展） 映画配信会社との協働宣伝（特別展）
学校連携事業	・ハマアップの「授業づくり講座（図画工作）」に参加 ・小学校団体誘致を検討（次年度から実施）

(5) 実習生の受け入れ

項 目	事 業 内 容
博物館館務実習の受け入れ	博物館学芸員資格取得を目指す「博物館実習」受講生を受け入れ、指導を行った。 期間：6月～10月にかけて4回実施 受入数：12人（各回2～4名）
中学生職業体験の受け入れ	博物館での職業体験を希望する中学2年生を受け入れ、資料整理、広報活動、パネル作成などを体験してもらった。 洋光台第二中学校 2年生2名
市役所職員研修の実施	館の運営や学芸専門職の業務内容に対する市職員の理解を深め、意見交換をする場として展示の見学と研修を実施した。12月に2回実施、総参加者数23人

5 情報事業（寄附行為第4条第4・5・6号）

インターネット等を利用して、調査研究・展示・出版・講演会・ミュージアムショップなどに関する情報を提供するために、データの更新等を行い、情報の発信に関わる機器類の保守管理を行いました。

項目	事業内容
簡易検索端末・文献検索端末	資料：常設展示室に設置された端末で主な展示資料の検索が可能。 文献：館蔵文献の OPAC を公開することで、館外からのインターネット検索を可能にした。
メールニュースの配信	希望者に対するメールニュースの配信を行った。
インターネットによる情報公開	財団開設のホームページ上で、財団各施設案内をはじめ、展示・催し物・刊行物の広報や、収蔵資料・図書文献資料等の紹介を行った。 アクセス件数 合計 42,114 件（前年度 45,147 件）

6 ユーラシア文化館施設維持事業（寄附行為第4条第7号）

横浜ユーラシア文化館の維持管理及び運営を行いました。

管理対象施設	事業内容・所在地など
横浜ユーラシア文化館	施設の維持管理 ・主な修繕：収蔵庫系統空調機の不具合対応、光電アナログ式煙感知器交換 所在地：中区日本大通 1 2

事業別評価

事業名称	実施概要	評価
資料収集保管事業	市民からのユーラシア関連資料寄贈は数百点を超え、コレクションの拡充が進みました。定期的な環境調査を実施し良好な保全状態を維持しました。	B
調査研究事業	国内以外の関連機関と連携するとともに、市民所有のユーラシア資料の調査も進め、 最新成果を様々な手段で公開しました。	B
常設展事業	維持管理の他、連続講座、企画展に連動した展示替え、大学連携研究成果の特別公開、各種クイズラリー、市のテーマ月間への参加などを実施し、常設展示室を積極的に活用しました。観覧者数は	D

	目標 19,000 人に対し、12,009 人と 63.2%であった。	
企画普及事業	企画展「遊牧世界の造形」と特別展「シャルジャ、砂漠と海の文明交流」の 2 本を開催しました。前者では市民協働で企画した国際的なイベントや、小中学生が夏休みの課題として参加できるワークショップを実施しました。後者は世界初のアラビア文化紹介の展覧会として国内外関連機関との連携で企画・実施。関連事業として、市民協働でアラビア書道のワークショップを開催しました。来館者は目標 8,400 人に対し、3,915 人と 46.6%でした。猛暑や震災による観光客の激減に影響を受けましたが、平成 21 年度の来館者数減少に歯止めをかけることができました。	D
情報事業	HP やメールニュースによる情報発信を頻繁に行いました。財団総合オンラインショップを各館 HP 上に開設し、お客様への情報提供・サービスの拡充を図りました。	B
施設維持事業	収蔵庫系統空調機の不具合については、 当該機の分解、クリーニング（拭き掃除）、断熱材貼り替えなど徹底した修繕を行い、改善しました。 施設設備については日常の維持管理を行いました。東日本大震災・計画停電に伴う臨時休館日は、3月12日・15～18日、計5日間実施しました。	B

9 三殿台考古館事業

国指定史跡である三殿台遺跡への理解を一層深めるとともに、施設の特徴を發揮し、地域や市民により親しまれる施設を目指し、各種事業に取り組みました。

資料収集保管事業では、**整理ボランティアによる出土品基礎整理を継続**するとともに、平成23年度に歴史博物館で行う、三殿台遺跡発掘調査50周年の特別展のために土器の接合・復元・補修作業を行いました。また、記録類については分類整理・収納を行いました。資料調査については、**市域南部公共施設の資料収蔵状況調査を実施**しました。

常設展事業では、職員による学校団体などへの展示室の解説を行うとともに、管理棟事務所2階で公開した北側貝塚の剥ぎ取り資料の解説も実施しました。また、**常設展示室リニューアル**を準備しました。リニューアルにあたり、展示検討会の開催、北側貝塚剥ぎ取り資料の保存処理、展示ケース・常設展示室の修繕、出土遺物の整理・分類、土器の復元作業、展示パネル・キャプションの新規作成を行いました。リニューアルオープンに当たっては、地元向け内覧会を開催しました。

企画普及事業では、火起こし体験や勾玉作り、土器作り・土偶づくり教室、勾玉・拓本教室、キャンプ in 三殿台等を継続実施するとともに、学校や地域住民が行う行事への職員派遣も積極的に行い連携を図りました。**市民協働としては、市民ボランティアスタッフによる収蔵遺物の再整理を行うとともに、ボランティアによる常設展示・遺跡のガイドを実施**しました。

管理運営面では、事務棟・展示棟・竪穴住居保護棟・復元住居・擬木遺構の維持管理を適切に実施しました。

これらの事業を通して施設の有効利用と認知度・顧客満足度が高まったものの、真夏の猛暑等の影響により前年度比約87%の来館者数にとどまりました。今後もさまざまな工夫をし、市民サービスの向上、他施設・近隣学校などとの連携や市民協働による普及活動を継続していきます。

各事業報告

1 資料収集・保管事業（寄附行為第4条第3号）

保管資料について整理・分類等を行い、資料の保全を図り、適切に保管しました。また、市域南部の公共施設を対象に考古資料の所蔵状況の調査を実施しました。

（1）資料の整理、復元等

項 目	事 業 内 容
土器の接合・復元及び現展示品の補修	三殿台考古館保管の遺物を整理・分類する。土器の接合・復元及び現在展示されている資料の補修を行う。54個体（うち、10個体は整理ボランティアの実績）
測量図等の整理	保管する測量図・地形図等の分類整理・収納を行った。

図書資料の受入れ	寄贈された図書を整理分類し、287冊の受入れを行った。
市域南部公共施設の考古資料収蔵状況調査	市内公共施設の文化財の所在を調査し、今後の活用を図るため、市内南部の小中学校を中心とした163施設に土器等遺物の所蔵の有無をアンケート調査した。94施設から回答を得、「所蔵している」と回答したのは11施設。その後、埋蔵文化財センターと連携して、6校の小中学校に対して確認調査を行った。

(2) 資料保管施設

項 目	事 業 内 容
三殿台考古館収蔵庫 (86.2 m ²)	三殿台遺跡及び市内主要遺跡出土の考古資料の保管遺物を遺跡ごとに整理・分類したものを、収蔵庫及び3個の倉庫に収納した。

2 常設展事業 (寄附行為第4条第2号)

常設展示室の維持管理を行うとともに、**常設展示室リニューアルを準備しました(リニューアルオープン 平成23年4月1日)**。リニューアルにあたり、展示検討会の開催、北側貝塚剥ぎ取り資料の保存処理、展示ケース・展示室の修繕、保管する出土遺物の整理・分類、土器の復元作業、展示パネル・キャプションの新規作成、展示作業を行いました。オープン前日に地元向け内覧会を開催し、57人が参加しました。常設展示室・北側貝塚の剥ぎ取り資料の展示及び解説を行いました。

(1) 遺跡案内・展示解説の実施

項 目	事 業 内 容
遺跡案内・展示解説の実施	団体および一般来館者見学時に、遺跡・常設展示室・貝塚剥ぎ取り資料について遺跡案内と展示解説を行った。



北側貝塚剥ぎ取り資料設置状況



展示室リニューアル状況

3 企画普及事業 (寄附行為第4条第2・4・5・6・8号)

市民や来館者に遺跡への理解を深めてもらえるように、展示解説や体験学習を開催し生涯学習活動を支援しました。また、施設の有効利用と認知度・顧客満足度を高めるための事業を実施しました。

(1) 普及啓発

項 目	参加人数	事 業 内 容
体験教室の開催	331人	随時受け付けている火起こし・勾玉作り体験を開催した。 ・火起こし 265人、参加料 100円 ・勾玉作り 66人、参加料 300円
夏休み体験教室 火起こし H22. 7. 3～8. 21 毎土曜 全6回	38人	小学生の親子を中心に、火起こしの起源や方法などを解説しながら、楽しみながら歴史にふれられる教室を開催した。 参加料：100円
夏休み体験教室 勾玉作り H22. 7. 4～8. 29 毎日曜 全6回	92人	小学生の親子を中心に、勾玉作りをとおして、楽しみながら歴史にふれられる教室を開催した。 参加料：300円
キャンプ in 三殿台 H22. 7. 24・25 H22. 9. 11・12	13家族 47人	小学生とその親を対象に遺跡の住居跡で、火起こしや遺跡解説、原始・古代のお話しなど、宿泊する体験教室を行った。 参加料：テント一張り 2,000円
土器作り教室 H22. 9. 26～11. 13 H23. 1. 16～3. 5	27人	土器作り教室を秋・冬の2回開催した。 参加料：2,000円
「私たちが作った土器」展 の開催 H22. 11. 20～12. 5 H23. 3. 12～27	958人	土器作り教室の様子をパネルと作品で紹介する展覧会。秋と冬2回開催した。
土偶作り教室 H22. 7. 18・19	32人	小学生（親子可）を対象に土偶作りを行った。 参加料：300円
勾玉・拓本教室 H22. 10. 24	1人	大人から子供までを対象に勾玉づくりと土器の文様を写し取る拓本の体験を行った。 参加料：400円

(2) 学校・地域連携

項 目	参加人数	事 業 内 容
学校団体見学・一般団体 見学受入れ	4,823人	学校及び一般団体の受入れを行った。 学校団体 45団体 2,822人 一般団体 76団体 2,001人
岡村小学校地域交流クラブ	19人	地域交流クラブの「昔しらべクラブ」で、講師を務めた。 6/8(火)～11/16(火) 全9回
土器作り協力	55人	10/23、12/7・8 岡村小学校 全3回 土器作りに協力した。
サマースクール支援	56人	サマースクール活動支援で、講師を務めた。 7/28・29 上大岡小 参加者：40人 7/29 磯子小学校 参加者：16人

中学生の職業体験	3人	岡村中学校2年生の職業体験に協力した。 1/28
中学生の職業インタビュー	7人	岡村中学校1年生の職業インタビューに協力した。 2/28
博物館実習の受け入れ H22.8月	3人	大学の博物館実習生を受け入れた。

(3) 市民協働事業

項目	事業内容
三殿台遺跡出土遺物の水洗い・注記・土器の接合・復元の実施	遺物整理ボランティアの手で、三殿台遺跡出土遺物の水洗い・注記・土器の接合・復元を実施。接合・復元は10個体。延べ603人が参加した。
遺跡ガイドボランティアによる遺跡ガイドの実施	遺跡ガイドボランティアによる遺跡ガイドを実施した。延べ77人が活動し、983人をガイドした。



夏休み勾玉作り体験



整理ボランティア活動状況

(4) 広報出版

項目	事業内容
チラシ類の作成	埋蔵文化財センター・横浜市歴史博物館との連携で「よこはま古代人ワールド」チラシを作成 年間事業チラシ・土器づくり教室等のチラシを作成
その他広報	インターネットによる情報提供 一般新聞・雑誌等への広報掲載による広報 市報の区版への情報提供 FM・AM放送への情報提供

4 三殿台考古館施設維持事業（寄附行為第4条第7号）

三殿台考古館の諸施設を日々管理し、適切に維持するとともに来館者に不快感を与えないよう運営しました。

(1) 三殿台考古館の維持管理

管理対象施設等	事業内容・所在地など
三殿台考古館	事務棟管理 所在地：磯子区岡村四丁目

三殿台遺跡	国指定史跡「三殿台遺跡」の管理 展示棟・竪穴住居保護棟・復元住居・遺構表示用擬木の維持管理。遺跡内草刈り、植栽剪定
-------	--

(2) 三殿台考古館施設入場者の推移

項 目	平成22年度	平成21年度	平成20年度
横浜市三殿台考古館(人)	16,223	18,596	17,725

(3) 三殿台考古館施設自動販売機売り上げの推移

項 目	平成22年度	平成21年度	平成20年度
横浜市三殿台考古館(円)	38,780	37,142	43,048

(4) 記念品缶バッジの作成及び販売 1,000個作成 販売価格1個100円

22年度売上 1,053個 105,300円

(5) 土器片ペンダントの販売 販売価格1個700円

22年度売上 6個 4,200円

事業別評価

事業名称	実施概要	評価
資料収集・保管事業	三殿台考古館保管の遺物を整理・分類するとともに、土器の接合・復元及び展示資料の補修を行いました。平成23年度に横浜市歴史博物館にて開催する特別展（三殿台遺跡発掘50周年記念）の準備を兼ね、昨年度より多くの時間をかけて44個体の復元・修復を行いました。記録類の保管資料については、測量図面等の分類整理・収納を行いました。寄贈図書については、分類整理し、受入れを行いました。市域南部公共施設所蔵の考古資料について、状況調査を実施しました。	B
常設展事業	常設展示室の維持管理を行うとともに、学校団体などの見学者に展示解説を実施しました。また、年度末に管理事務所2階に展示していた北側貝塚の剥ぎ取り資料を含めて常設展示室のリニューアルを準備しました。 剥ぎ取り資料が展示室に移動したことで、管理事務所2階の活用に大幅な改善が見られました。 来館者数は16,223人であり、前年度比87%にとどまりました。	C
企画普及事業	年間を通して各種体験学習を実施 しました。また、学校との連携や地域支援にも講師を派遣するなど積極的に関わりました。市民協働としては 遺	B

	<p>物整理ボランティアの活動に延603人が参加し、土器10個体の復元・修復を行いました。遺跡ガイドボランティアは延べ77人が活動し、983人をガイドしました。さらに、物館館務実習等の受入れも行いました。各種事業は参加者の満足度も高く、好評を得ました。</p>	
<p>施設維持事業</p>	<p>遺跡内の事務棟・展示棟・竪穴住居址保護棟・復元住居・遺構表示擬木、芝生・樹木等の維持管理を適切に行いました。日常清掃・芝生の刈り込みや、トイレ清掃等については職員が行うなど経費の節減に努めました。自動販売機等の売り上げは、ほぼ前年並みで推移しています。</p>	<p>B</p>

Ⅲ 収益事業

財団の自主性・自立性を高めるため、収益事業を実施しました。

歴史博物館、開港資料館、都市発展記念館、ユーラシア文化館の各施設へ来館されるお客様により快適にお過ごしいただけるよう、ミュージアムショップ商品の見直しや特別セールの実施、自動販売機の設置などの事業を行いました。

今後はミュージアムショップ事業のさらなる魅力向上に積極的に取り組み、運営の効率化と収益の向上に努めていきます。

1 歴史博物館収益事業

1 歴史博物館収益事業（寄附行為第4条第8号）

（1）ミュージアムショップの経営

- ① 勾玉キット、火打石、絵葉書、ミニタオル、企画展図録等を販売した。
- ② 企画展・イベントにあわせた商品をそろえ、開館記念日の特別セールを実施した。
- ③ オリジナル商品を開発した。

（2）来館者駐車場の経営

（3）自動販売機（5台）の設置

2 開港資料館収益事業

1 開港資料館収益事業（寄附行為第4条第8号）

（1）ミュージアムショップの経営

絵葉書、バンダナ、ミニタオル、関連書籍等を販売した。

（2）自動販売機（1台）の設置

（3）喫茶室の委託

来館者サービスとして附属棟において、喫茶室の営業を実施した。

店名：Au jardin de Perry（ペリーの庭で）

3 都市発展記念館・ユーラシア文化館収益事業

1 都市発展記念館・ユーラシア文化館収益事業（寄附行為第4条第8号）

（1）ミュージアムショップの経営

- ① 絵葉書、メモ帳、企画展図録等を販売した。
- ② 吉田初三郎クリアファイル2種、DVD「映像でたどる昭和の横浜」シリーズ第3巻、ユーラシアの民族衣装をモチーフにしたクリアファイルなど、新商品を販売した。
- ③ 各企画展、フランス月間等に合わせ、商品のラインナップを大幅に変え、ショップの「目新しさ」を保つよう努めた。

（2）自動販売機（1台）の設置

<各事業の推移>

(1) ミュージアムショップ売上の推移

項 目	平成22年度	平成21年度	平成20年度
横浜市歴史博物館(千円)	7,900	9,296	8,999
横浜開港資料館(千円)	6,196	10,571	10,555
横浜都市発展記念館 横浜ユーラシア文化館(千円)	5,447	7,025	7,542

(2) 駐車場の経営

歴史博物館の来館者用駐車場を経営しました。(館内32台、屋外140台)

項 目	平成22年度	平成21年度	平成20年度
利用台数(台)	5,781	6,779	7,341
月あたり利用台数(台/月)	482	565	612
料金収入(千円)	2,397	2,684	3,014

(3) 自動販売機の設置

施設利用者の利便を図るため、各館に自動販売機を設置しました。

項 目	平成22年度	平成21年度	平成20年度
横浜市歴史博物館(千円)	386	459	430
横浜開港資料館(千円)	97	157	107
横浜都市発展記念館 横浜ユーラシア文化館(千円)	77	82	86

(4) 喫茶室の委託

施設利用者の利便を図るため、開港資料館附属棟において、喫茶室を営業しました。

項 目	平成22年度	平成21年度	平成20年度
喫茶室委託料収入(千円)	1,896	2,229	2,205

事業別評価

事業名称	実施概要	評価
歴史博物館事業	入館者数の減少に伴い、前年度に比してショップ売上・駐車場収入とも85%であり、収入予算に対して、77%であった。	D
開港資料館事業	入館者の減少にともないグッズ販売も減少したが、新商品の開発に着手するなど、新たな収益向上への取組を開始した。収入予算に対して、133%の売上となった。	S
都市発展記念館・ユーラシア文化館事業	DVD「映像でたどる昭和の横浜」シリーズ第3巻を発行し、販売も順調である。収入予算に対し、89%の実績であった。	C

<参考>主な事業実績の推移

項 目		単 位	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度	平成 18 年度
埋蔵文化財センター							
港北ニュータウン 文化財整備	遺跡整理数	件	3	4	4	4	4
	報告書刊行数	件	1	1	1	1	1
発掘受託	確認調査数	件	1	2	3	0	1
	本格調査数	件	2	0	1	2	0
	報告書刊行数	件	4	2	0	2	0
講座講演会	参加者数	人	518	614	735	539	691
体験学習	参加者数	人	314	388	262	136	—
諸施設利用							
八聖殿資料館利用者数		人	7,741	10,238	9,366	8,009	8,095
横浜市歴史博物館							
利用者数	館内施設総数	人	221,159	218,076	231,167	232,339	283,694
	野外施設総数	人	59,174	63,315	61,701	59,835	63,654
企画展	観覧者数	人	52,441	48,891	54,649	56,324	76,990
	1日あたり数	人	232	205	235	251	328
	有料観覧者数	人	38,951	10,700	14,790	19,900	30,671
常設展	観覧者数	人	70,501	74,045	76,478	76,080	90,567
	1日あたり数	人	231	238	246	246	293
	有料観覧者数	人	23,633	25,430	29,603	31,837	39,422
閲覧室	利用者数	人	7,871	7,520	8,131	9,774	10,569
講座講演会	参加者数	人	13,975	6,094	4,069	5,511	7,198
体験学習	参加者数	人	2,829	1,963	1,627	1,650	2,819
学校利用	学校数	校	415	393	452	425	506
	参加者数	人	39,984	38,132	41,639	37,695	44,741
横浜開港資料館（注1）							
資料収集	収集点数	点	1,193	799	885	1,753	7,582
	累計点数	点	253,069	251,876	251,077	250,192	248,439
展示	観覧者数	人	49,863	71,691	68,990	59,664	58,855
	1日あたり数	人	169	312	228	198	195
	有料観覧者数	人	33,105	50,867	50,858	44,076	43,712
閲覧室	利用者数	人	2,900	3,196	3,873	3,614	2,921
講座講演会	参加者数	人	541	1,988	543	884	764
横浜都市発展記念館							
企画展	観覧者数	人	6,290	5,588	10,476	9,805	12,891
	1日あたり数	人	42	33	60	98	85

	有料観覧者数	人	3,485	3,417	6,533	7,055	7,579
常設展	観覧者数	人	12,184	11,116	17,131	22,107	18,839
	1日あたり数	人	40	36	57	73	62
	有料観覧者数	人	7,014	7,143	10,923	16,367	11,691
講座講演会	参加者数	人	451	692	472	114	308
横浜ユーラシア文化館							
企画展	観覧者数	人	3,915	2,962	7,256	9,804	3,167
	1日あたり数	人	32	29	42	59	36
	有料観覧者数	人	1,902	1,596	3,944	7,136	1,722
常設展	観覧者数	人	12,009	10,367	16,329	21,635	18,631
	1日あたり数	人	40	34	54	71	61
	有料観覧者数	人	6,847	6,528	10,394	15,778	11,587
講座講演会	参加者数	人	1,011	534	726	300	388
三殿台考古館							
	三殿台考古館利用者数	人	16,223	18,596	17,725	15,225	16,178
収益事業							
	ショップ収入	千円	19,543	26,892	27,096	24,275	23,839
	駐車場収入	千円	2,397	2,684	3,014	3,850	4,939

(注1) 開港資料館は H21/12/28～H22/4/9 まで空調機器全面改修工事のため休館。

2

組織・施設概要

I 横浜市ふるさと歴史財団

1 運営

財団法人横浜市ふるさと歴史財団は、横浜に関連した歴史の理解に役立つ国内外の資料や文化財の調査・研究、収集・保管を行うとともに、児童・生徒や市民の求める「横浜の歴史」の学習意欲に応える展示・閲覧・出版等の普及啓発を行うことで、市民文化の発展に寄与することを目的として、横浜市の出資によって設立された公益法人です。

当財団はこの目的を達成するため、横浜市の指定管理者として、横浜市歴史博物館・横浜開港資料館・横浜都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館・横浜市三殿台考古館の5施設の管理運営をしています。

また、同時に横浜市の委託事業として、埋蔵文化財センター・横浜市八聖殿郷土資料館の管理運営、及び横浜市史資料室事業補助を行っています。

各施設は、それぞれ性格も主たる時代領域も異なりますが、市民の共有財産である「横浜の歴史」に関する資料や文化財を収集し、整理・保管と調査研究を進め、その成果を展示・閲覧・講座・出版・体験学習などの事業を通じて市民と共有できるようにするのが、当財団の使命だと考えます。

そのほか、国指定史跡称名寺境内・県指定史跡稲荷前古墳群・県指定史跡市ヶ尾横穴古墳群・上行寺東遺跡復元整備地の管理、及び横浜市歴史博物館の附属施設である大塚・歳勝土遺跡公園の管理を行いました。

2 沿革

当財団の設立は、横浜市の修史事業及び埋蔵文化掘調査事業と密接な関連をもっています。横浜市では、昭和29年（1954）に横浜開港百年を記念して横浜市史編集事業（第1期）が開始されました。この「横浜市史」第1巻（「開港以前の横浜」）の編纂を一つの機縁として、歴史資料や文化財の調査が活発となり、昭和37年（1962）に横浜市文化財研究調査会、昭和44年（1969）に横浜市埋蔵文化財調査委員会と横浜市文化財審議会が発足しました。

第1期の市史編集事業は、関東大震災の復興期（昭和初期）までで一区切りをつけましたが、市史編集室に蓄積された資料を公開する施設として、昭和56年（1981）に横浜開港資料館が開設され、その管理運営にあたる団体として財団法人横浜開港資料普及協会が設立されました。

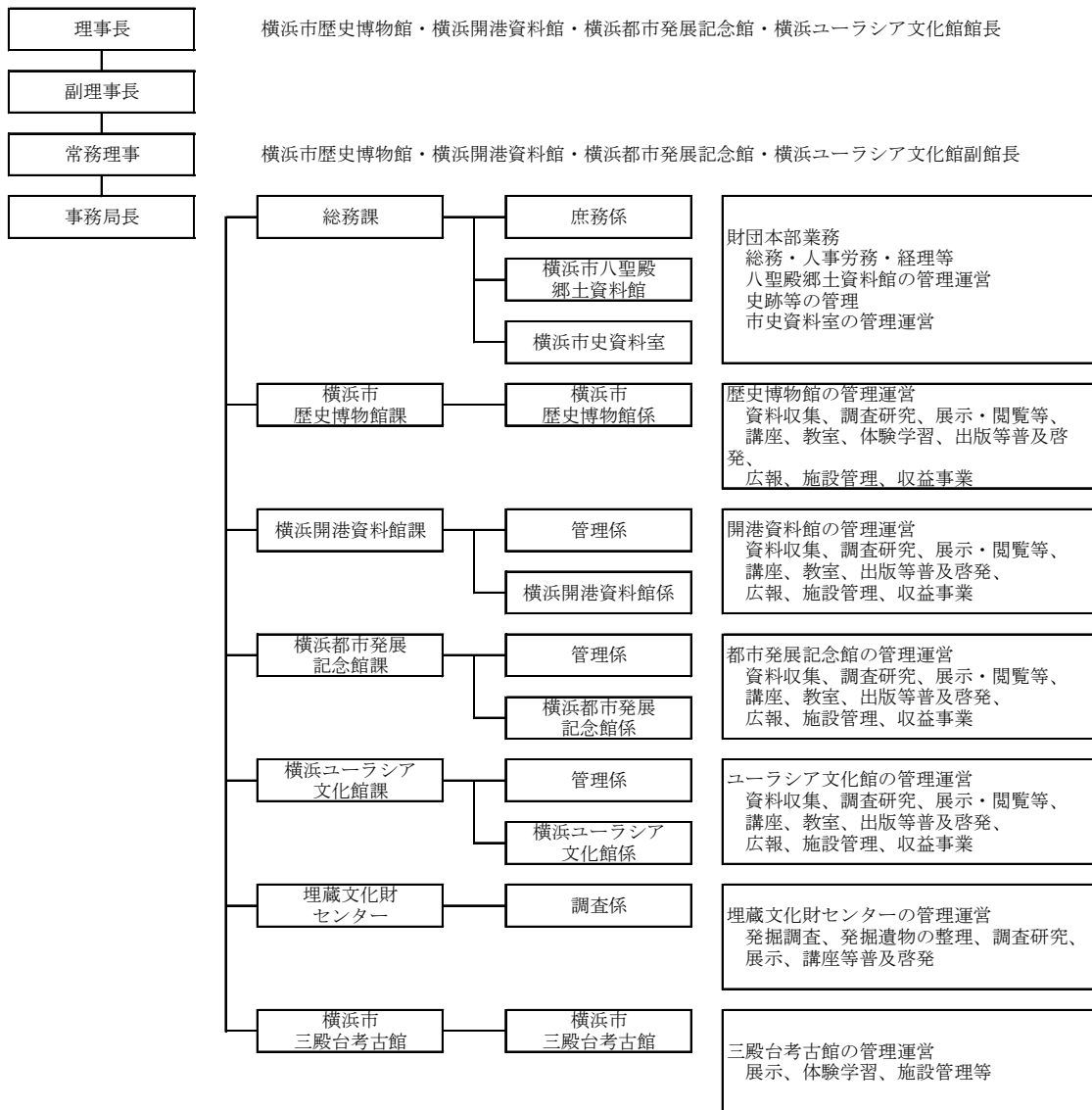
一方、昭和45年（1970）には、港北ニュータウンの造成工事の本格化にともなって港北ニュータウン埋蔵文化財調査団が結成され、発掘調査が開始されました。また、この地域に残る民俗や古民家についての調査も行われ、調査の進展とともに考古資料館と歴史博物館の設立要望が生まれ、両者を一体化し、「横浜市歴史博物館」の開館を目指すことになりました。

平成4年（1992）10月、歴史博物館を始め、既設の三殿台考古館、八聖殿郷土資料館、横溝屋敷等を管理運営する団体として、財団法人横浜市ふるさと歴史財団が発足、港北ニュータウン埋蔵文化財調査団を前身とする埋蔵文化財センターも統合しました。さらに平成10年（1998）、先の横浜開港資料普及協会との統合も行われました。平成15年（2003）3月には、新たに開館された横浜都市発展記念館と横浜ユーラシア文化館の管理運営を受託することになり、現在に至っています。

年	月	できごと
昭和29年（1954）	8月	横浜開港百年を記念して、横浜市史編纂事業（第1期）開始

昭和 42 年 (1967)	1 月	横浜市三殿台考古館 (縄文・弥生・古墳の三時代にわたる集落跡、国指定史跡) 一般公開
昭和 44 年 (1969)	6 月	横浜市埋蔵文化財調査委員会設立
昭和 45 年 (1970)	3 月	港北ニュータウン埋蔵文化財調査団結成
昭和 48 年 (1973)	3 月	横浜市八聖殿郷土資料館一般公開
昭和 52 年 (1977)	8 月	「横浜市史料館」(仮称) 設立に向け、横浜市史編集室が予備調査開始
	8 月	「横浜市新 5 カ年指標」で史料館設立計画を「近代史資料館」構想として具体化
昭和 56 年 (1981)	12 月	近代史資料館構想の一環として、横浜開港資料館を旧英国総領事館跡地に建設することを決定
	3 月	横浜開港資料館条例を制定 (施行は 6 月 2 日)
昭和 60 年 (1985)	4 月	横浜開港資料館の運営にあたる団体として、財団法人横浜開港資料普及協会設立
	6 月	横浜開港資料館開館 (2 日)
	12 月	「よこはま 21 世紀プラン」(第 1 次実施計画) に考古資料館構想が出る
	5 月	「よこはま 21 世紀プラン」(第 2 次実施計画) に歴史博物館構想が出る
昭和 61 年 (1986)	1 月	大塚・歳勝土遺跡が国指定史跡となる
平成 元年 (1986)	6 月	発掘調査を終了し、港北ニュータウン埋蔵文化財調査団解散
	11 月	横浜市農村生活館獅子ヶ谷横溝屋敷 (獅子ヶ谷村の名主横溝家の旧住宅、横浜市指定有形文化財) 一般公開
	12 月	横浜市埋蔵文化財センター設立
平成 4 年 (1992)	9 月	横浜市歴史博物館や三殿台考古館、八聖殿郷土資料館、横溝屋敷等を管理運営する団体として、財団法人横浜市ふるさと歴史財団発足 (理事長石原俊)、埋蔵文化財センターを統合
平成 6 年 (1994)	3 月	横浜市歴史博物館設置条例制定
	6 月	埋蔵文化財センター、全国埋蔵文化財法人連絡協議会に加盟
平成 7 年 (1995)	1 月	横浜市歴史博物館開館 (31 日)
平成 8 年 (1996)	3 月	大塚・歳勝土遺跡公園開園 (23 日)
平成 9 年 (1997)	3 月	都筑民家園 (旧長沢家住宅) 一般公開 (29 日)
平成 10 年 (1998)	10 月	横浜開港資料館の管理運営にあたってきた財団法人横浜開港資料普及協会と、横浜市歴史博物館や埋蔵文化財センター等の管理運営にあたってきた財団法人横浜市ふるさと歴史財団が統合 (名称は後者を踏襲)
平成 13 年 (2001)	4 月	第 2 代理事長に平野邦雄就任
平成 14 年 (2002)	9 月	横浜市都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館条例制定
平成 15 年 (2003)	3 月	横浜市都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館開館 (15 日)
平成 17 年 (2005)	4 月	横浜市農村生活館獅子ヶ谷横溝屋敷、都筑民家園が横浜市環境創造局へ移管
	7 月	第 3 代理事長に高村直助就任
平成 18 年 (2006)	4 月	横浜市歴史博物館・横浜開港資料館・横浜市都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館・横浜市三殿台考古館の指定管理者として管理運営

3 組織



4 役員

理事長	高村	直助
副理事長		
兼常務理事	金子	宣治
理事	飯田	助知
理事	壺岐	哲平
理事	大澤	正之
理事	小澤	重男
理事	加藤	祐三
理事	小玉	敏子
理事	五味	文彦
理事	齋藤	龍
理事	佐藤	希

理事 猿田 勝美
 理事 千葉 信行
 理事 西 和夫
 理事 馬場 真由美
 理事 藤井 紀代子
 理事 松澤 孝郎
 理事 山田 巧
 監事 土田 建二
 監事 中西 雅子

評議員 朝比奈 正彦
 評議員 石井 一也
 評議員 岩田 悦子
 評議員 鹿嶋 富美雄
 評議員 城所 恵子
 評議員 斎藤 寿臣
 評議員 篠崎 孝子
 評議員 下山田 伸一郎
 評議員 鈴木 由香
 評議員 永野 登益
 評議員 服部 宏
 評議員 藤木 幸太
 評議員 藤野 和子
 評議員 三橋 赫夫
 評議員 皆川 成夫
 評議員 森 慎互
 評議員 山口 友久
 評議員 鷺尾 智子

II 横浜市歴史博物館

1 沿革

年	月	できごと
昭和 56 年 (1981)	12 月	「よこはま 21 世紀プラン」(第 1 次実施計画)に考古資料館構想が出る
昭和 60 年 (1985)	5 月	「よこはま 21 世紀プラン」(第 2 次実施計画)に歴史博物館構想が出る
昭和 61 年 (1986)	1 月	大塚・歳勝土遺跡が国指定史跡となる
平成 元年 (1986)	3 月	博物館の基本計画を策定
平成 4 年 (1992)	2 月	博物館の建設が起工

平成 6 年 (1994)	9 月	横浜市歴史博物館や三殿台考古館、八聖殿郷土資料館、横溝屋敷等を管理運営する団体として、財団法人横浜市ふるさと歴史財団発足（理事長石原俊）、埋蔵文化財センターを統合
	2 月	博物館の建物が竣工
	3 月	横浜市歴史博物館設置条例制定
平成 7 年 (1995)	1 月	横浜市歴史博物館開館（31 日） 初代館長に東京女子大学名誉教授平野邦雄が就任
平成 8 年 (1996)	3 月	大塚・歳勝土遺跡公園開園（23 日）
平成 9 年 (1997)	3 月	都筑民家園（旧長沢家住宅）一般公開（29 日）
平成 10 年 (1998)	10 月	横浜開港資料館の管理運営にあたってきた財団法人横浜開港資料普及協会と、横浜市歴史博物館や埋蔵文化財センター等の管理運営にあたってきた財団法人横浜市ふるさと歴史財団が統合（名称は後者を踏襲）
平成 17 年 (2005)	4 月	横浜市農村生活館獅子ヶ谷横溝屋敷、都筑民家園が横浜市環境創造局へ移管
平成 18 年 (2006)	4 月	横浜市歴史博物館を指定管理者として管理運営

2 建物・設備

所在地	神奈川県横浜市都筑区中川中央 1 - 1 8 - 1
面積	敷地面積 7, 278. 52㎡ 延床面積 9, 269. 00㎡ 地上6階、地下1階 うち 展示部門 2, 333㎡、 収蔵部門 1, 901㎡、 研究部門 712㎡、 教育・普及部門 514㎡、 事務部門 424㎡、 サービス部門・その他 3, 385㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
事業費	93億円（設計、建築工事費、展示制作費等）
設備	駐車場（屋内42台分及び屋外バス6台分） エレベーター3基（来館者用、業務用、荷物用）
設計	株式会社 大高建築設計事務所

3 付属施設

大塚・歳勝土遺跡公園は、国指定史跡の大塚・歳勝土遺跡を中心として遺跡の保存・保護を図り、隣接する博物館と一体化した理解しやすい歴史の体感の場として、周辺の緑地や地形もふくめた空間を遺跡公園として整備し、平成8年（1996）3月23日一部公開しました。さらに、整備中であった旧長沢家住宅を、平成9年（1997）3月29日に都筑民家園として一般公開しました。また、遺跡公園も同日全面公開となりました。公園の中には、弥生時代のムラや墓地を復元した大塚・歳勝土遺跡、江戸時代の民家など、いろいろな時代のさまざまな空間があります。

所在地	神奈川県横浜市都筑区大塚西 1 番
面積	総面積 約 6. 6 h a うち 大塚・歳勝土遺跡 約 32, 882㎡、 その他 33, 118㎡

設 備	遺跡周辺地形模型、弥生時代復元竪穴式住居、弥生時代復元方形周溝墓、復元環濠・土塁・柵、型取り復元竪穴式住居跡、再現木橋、サイン・解説板 便所、工房、都筑民家園（旧長沢家住宅）、体験広場、草地広場、林間広場 ※ ただし、都筑民家園及び公園の一部は環境創造局の所管
-----	--

4 利用案内

所在地	〒224-0003 神奈川県横浜市都筑区中川中央1-18-1
TEL/FAX	045-912-7777（代）／045-912-7781
休館日	月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始
開館時間	9:00～17:00（入館は16:30まで）
常設展観覧料	一般400円、高校生・大学生200円、小学生・中学生100円
交 通	横浜市営地下鉄「センター北」駅下車徒歩5分
URL	http://www.rekihaku.city.yokohama.jp

Ⅲ 横浜開港資料館

1 沿革

年	月	できごと
昭和 52 年（1977）	8 月	「横浜市新 5 カ年指標」で史料館設立計画を「近代史資料館」構想として具体化
	12 月	近代史資料館構想の一環として、横浜開港資料館を旧英国総領事館跡地に建設することを決定
昭和 53 年（1978）	1 月	横浜開港資料館設立研究委貞会議が発足 座長：遠山茂樹（横浜市立大学教授）
	4 月	横浜開港資料館設立研究委員会「横浜開港資料館設立に関する中間報告」を発表（横浜市都市科学研究室『調査季報』第 58 号に掲載）
昭和 54 年（1979）	3 月	横浜開港資料館設立研究委貞会議「横浜開港資料館設立の基本的な方向」を発表（横浜市都市科学研究室『調査季報』第 62 号に掲載）
	4 月	横浜市が旧英国総領事館建物を買収
昭和 55 年（1980）	6 月	新館の建物と旧英国総領事館の改装に着工（翌 1981 年 3 月 31 日竣工）
	7 月	大蔵省から旧英国総領事館跡地を取得 横浜市総務局に横浜開港資料館設立準備担当を置く
昭和 56 年（1981）	3 月	横浜開港資料館条例を制定（施行は 6 月 2 日）
	4 月	横浜開港資料館の運営にあたる団体として、財団法人横浜開港資料普及協会設立
	6 月	横浜開港資料館開館（2 日）
昭和 60 年（1988）	11 月	たまくすの木が横浜市登録文化財に指定
平成 10 年（1998）	10 月	横浜開港資料館の管理運営にあたってきた財団法人横浜開港資料普及

平成 10 年 (1998)	11 月	協会と、横浜市歴史博物館や埋蔵文化財センター等の管理運営にあたってきた財団法人横浜市ふるさと歴史財団が統合 (名称は後者を踏襲)
平成 18 年 (2006)	4 月	旧英国領事館 (旧館) が横浜市指定文化財に指定 横浜開港資料館を指定管理者として管理運営

2 建物・設備

所在地	神奈川県横浜市中区日本大通 3
面積	敷地面積 3,026.35㎡ 延床面積 2,900.25㎡ 地上3階、地下1階 新館 1,690.73㎡、旧館 1,041.52㎡、附属棟 168.0㎡ うち 展示室 (3室) 348.1㎡、 収蔵庫 (6室) 309.7㎡、 閲覧室 119.3㎡、 講堂 106.3㎡
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
事業費	662,800千円 (設計、建築工事費、展示制作費等)
設備	エレベーター 2基 (来館者用、業務用)
設計	株式会社 浦辺建築事務所

3 利用案内

所在地	〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通 3
TEL/FAX	045-201-2100 (代) / 045-201-2102
休館日	月曜日 (祝日の場合は翌日)、年末年始ほか
開館時間	9:30~17:00 (入館は16:30まで)
常設展観覧料	一般 200円、小学生・中学生 100円
交通	横浜高速鉄道 みなとみらい線「日本大通り」駅下車徒歩 2分 JR線・横浜市営地下鉄線「関内」駅下車徒歩 15分 JR桜木町駅から市営バス「日本大通り駅県庁前」「大さん橋」下車徒歩 1分
URL	http://www.kaikou.city.yokohama.jp

IV 横浜都市発展記念館

1 沿革

年	月	できごと
平成 元年 (1986)		「よこはま 21 世紀プラン」の「第 3 次実施計画」に都市発展記念館建設の方針が記される、横浜市総務局に検討会設置
平成 3 年 (1992)	3 月	最初の「基本構想調査報告書」作成される
平成 7 年 (1995)		都市発展記念館 (仮称) 基本計画検討懇談会設置される
平成 10 年 (1998)		旧市外電話局の建物の活用を決定
平成 11 年 (1999)		設立準備事業が総務局から教育委員会事務局に移管される
平成 12 年 (2000)		都市発展記念館 (仮称) 展示検討委員会設置される

平成 13 年 (2001)	11 月	「旧横浜市外電話局」横浜市認定歴史的建造物に指定
	4 月	施設改修工事及び展示工事着手
平成 14 年 (2002)	1 月	都市発展記念館 (仮称) 名称検討委員会設置され、「横浜都市発展記念館」の名称に決定
	8 月	建物改修工事終了、搬入口増築その他工事着手
	9 月	横浜市都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館条例制定
平成 15 年 (2003)	12 月	搬入口増築その他工事終了
	1 月	展示工事終了
平成 18 年 (2006)	3 月	横浜市都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館開館 (15 日)
	4 月	横浜市都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館を指定管理者として管理運営

2 建物・設備

所在地	神奈川県横浜市中区日本大通 1 2
面積	延床面積 2, 906. 09㎡ 地上4階、地下1階、塔屋1階
構造	鉄筋コンクリート造
設備	エレベーター2基 (来館者用、業務用)
設計	横浜市建築局教育施設課、株式会社 日建設計

3 利用案内

所在地	〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通 1 2
TEL/FAX	045-663-2424 (代) / 045-663-2453
休館日	月曜日 (祝日の場合は翌日)、年末年始
開館時間	9:30~17:00 (入館は16:30まで)
常設展観覧料	一般200円、小学生・中学生100円
交通	横浜高速鉄道 みなとみらい線「日本大通り」駅3番出口0分 JR線・横浜市営地下鉄線「関内」駅下車徒歩10分 JR桜木町駅から市営バス「日本大通り駅県庁前」下車徒歩0分
URL	http://www.tohatsu.city.yokohama.jp

V 横浜ユーラシア文化館

1 沿革

年	月	できごと
平成 8 年 (1996)	5 月	横浜市と東洋学者江上波夫氏との間で、「江上コレクション」の寄贈契約を締結
	6 月	江上コレクション保存活用懇談会を設置
平成 9 年 (1997)	1 月	初公開展覧会「ユーラシア諸文明の交感」を開催
	4 月	保存活用懇談会長平山郁夫氏が市長に提言を報告

平成 10 年 (1998)	12 月	シンポジウム「ユーラシア：造形の伝播と交流」を開催
	10 月	江上コレクション追加寄贈 ユーラシア文化講演会を開催
平成 11 年 (1999)	3 月	旧市外電話局を活用して整備する方針決定
	12 月	専門家による展示計画検討委員会を設け、展示設計の考え方を検討 施設の基本設計、展示計画策定を実施
平成 12 年 (2000)	3 月	江上コレクション展示計画検討委員会が「江上コレクション展示基本計画書」を策定
	11 月	「旧横浜市外電話局」横浜市認定歴史的建造物に指定
平成 13 年 (2001)	4 月	施設改修工事及び展示工事着手
平成 14 年 (2002)	1 月	名称検討委員会は「横浜ユーラシア文化館」の名称を選定
	8 月	建物改修工事終了、搬入口増築その他工事着手
	9 月	横浜ユーラシア文化館条例制定
	11 月	寄贈者江上波夫逝去
	12 月	搬入口増築その他工事終了
平成 15 年 (2003)	1 月	展示工事終了
	3 月	横浜市都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館開館 (15 日)
平成 18 年 (2006)	4 月	横浜市都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館を指定管理者として管理運営

2 建物・設備

所在地	神奈川県横浜市中区日本大通 1 2
面積	延床面積 2, 906. 09㎡ 地上4階、地下1階、塔屋1階
構造	鉄筋コンクリート造
設備	エレベーター2基 (来館者用、業務用)
設計	横浜市建築局教育施設課、株式会社 日建設計

3 利用案内

所在地	〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通 1 2
TEL/FAX	045-663-2424 (代) / 045-663-2453
休館日	月曜日 (祝日の場合は翌日)、年末年始
開館時間	9:30~17:00 (入館は16:30まで)
常設展観覧料	一般200円、小学生・中学生100円
交通	横浜高速鉄道 みなとみらい線「日本大通り」駅3番出口0分 J R 線・横浜市営地下鉄線「関内」駅下車徒歩10分 J R 桜木町駅から市営バス「日本大通り駅県庁前」下車徒歩0分
URL	http://www.eurasia.city.yokohama.jp

VI 埋蔵文化財センター

1 沿革

埋蔵文化財センターは、財団法人横浜市ふるさと歴史財団の事業の中でも、特に埋蔵文化財に関する調査・研究と整理事業を専門とする機関であり、発掘調査報告書の刊行や調査成果の公開など、埋蔵文化財に関係する普及啓発活動を行い、埋蔵文化財の保護と継承の重要性についての市民の理解を深め、地域文化の振興に貢献しています。

年	月	できごと
昭和44年 (1969)	6月	横浜市埋蔵文化財調査委員会設立
昭和45年 (1970)	3月	港北ニュータウン埋蔵文化財調査団結成
昭和45年 (1970)	4月	予備調査開始
昭和59年 (1984)	8月	本格調査開始
平成 元年 (1986)	4月	横浜市上山町文化財研究保管所開設
平成 4年 (1992)	6月	発掘調査を終了し、港北ニュータウン埋蔵文化財調査団解散
平成 6年 (1994)	12月	横浜市埋蔵文化財センター、任意団体として設立
	9月	横浜市歴史博物館や三殿台考古館、八聖殿郷土資料館、横溝屋敷等を管理
	6月	運営する団体として、財団法人横浜市ふるさと歴史財団発足（理事長石原俊）、埋蔵文化財センター所属となる
平成21年 (2009)	11月	全国埋蔵文化財法人連絡協議会に加盟
		都筑区勝田760から栄区野七里2-3-1へ移転

2 建物・設備

所在地	神奈川県横浜市栄区野七里2-3-1
面積	延床面積 5,900㎡
構造	鉄筋コンクリート造 地上4階1棟、同 地上3階1棟、同 地上2階1棟
収蔵施設	併設

※

3 利用案内

所在地	〒247-0024 神奈川県横浜市栄区野七里2-3-1
TEL/FAX	045-890-1155 (代) / 045-891-1551
休日	土・日曜日、祝日、年末年始ほか
観覧	事前予約してください
交通	JR「港南台」からバス「上郷ネオポリス」下車
URL	http://www.rekihaku.city.yokohama.jp/maibun/index.html

Ⅶ 横浜市三殿台考古館

1 沿革

縄文・弥生・古墳の三時代にわたる貴重な集落跡として昭和41年（1966）4月に国の史跡に指定された三殿台遺跡に隣接して建てられており、昭和42年（1967）1月31日より一般公開されています。

年	月	できごと
昭和41年（1966）	4月	三殿台遺跡が国指定史跡に指定
	12月	横浜市三殿台考古館条例を制定
昭和42年（1967）	1月	横浜市三殿台考古館（縄文・弥生・古墳の三時代にわたる集落跡、国指定史跡）一般公開
平成4年（1992）	9月	横浜市歴史博物館や三殿台考古館、八聖殿郷土資料館、横溝屋敷等を管理運営する団体として、財団法人横浜市ふるさと歴史財団発足（理事長石原俊）、埋蔵文化財センターを統合
平成18年（2006）	4月	横浜市三殿台考古館を指定管理者として管理運営

2 建物・設備

所在地	神奈川県横浜市磯子区岡村4-11-22		
面積	本館 122㎡ うち収蔵庫 66㎡、展示室 56㎡	別館 150.96㎡ うち事務室権整理室（1階） 75.48㎡、資料保管倉庫（2階） 75.48㎡	住居跡保護棟 431㎡
構造	本館 鉄筋コンクリート造平屋建 別館 鉄筋プレハブ造2階建 住居跡保護棟 鉄筋コンクリート一部鉄骨平屋造		
施設	復元住居 縄文時代中期加曽利E式期	木造茅葺 竪穴式	床面積19.6㎡
	弥生時代中期宮ノ台式期	木造茅葺 竪穴式	床面積27.5㎡
	古墳時代後期鬼高式期	木造茅葺 竪穴式	床面積22.1㎡

3 利用案内

所在地	〒235-0021 神奈川県横浜市磯子区岡村4-11-22
TEL/FAX	045-761-4571 / 045-761-4603
休館日	毎月第3水曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始
開館時間	4～9月 9:00～17:00 10～3月 9:00～16:00
観覧料	無料
交通	横浜市営地下鉄線「弘明寺」駅から横浜市営バス「三殿台公園」下車徒歩5分
URL	http://www.rekihaku.city.yokohama.jp/shisetsu/sandd/sad02.html

Ⅷ 横浜市八聖殿郷土資料館

1 沿革

昭和 48 年（1973）建物の周辺一帯が本牧臨海公園となり市民の憩いの場として整備され、市民に郷土の歴史を伝える資料館として、幕末から明治にかけての本牧、根岸の写真や市内で使われていた農具や漁具を中心に展示しています。

年	月	できごと
昭和 48 年（1973）		横浜市八聖殿郷土資料館を一般公開
平成 4 年（1992）	9 月	横浜市歴史博物館や三殿台考古館、八聖殿郷土資料館、横溝屋敷等を管理運営する団体として、財団法人横浜市ふるさと歴史財団発足（理事長石原俊）、埋蔵文化財センターを統合

2 建物・設備

所在地	神奈川県横浜市中区本牧元町 7 6 - 1
面積	延床面積 8 9 2 m ² うち 展示室 3 2 9 m ² 、収蔵室 5 0 m ² 、研究室 1 5 m ² 、図書閲覧室 1 4 m ² 、事務室 1 3 m ² 、応接室 1 3 m ² 、屋外展示室 1 6 m ² 、その他 4 4 2 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建（塔屋、地下室付）

3 利用案内

所在地	〒 2 3 1 - 0 8 2 2 神奈川県横浜市中区本牧元町 7 6 - 1
TEL/FAX	0 4 5 - 6 2 2 - 2 6 2 4 / 0 4 5 - 6 2 2 - 2 6 5 7
休館日	毎月第 3 水曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始
開館時間	9 : 3 0 ~ 1 6 : 0 0
観覧料	無料
交通	J R 線桜木町駅または根岸駅から横浜市営バス「本牧市民公園前」「本牧車庫」下車徒歩 5 分
URL	http://www.rekihaku.city.yokohama.jp/shisetsu/hasei/has02.html

Ⅸ 横浜市域の管理史跡等

1 国指定史跡称名寺境内

(1) 所在地

横浜市金沢区金沢町 2 1 2

(2) 交通

京浜急行「金沢文庫駅」下車徒歩 1 0 分、または京浜急行「金沢文庫駅」から京浜急行バス「称名寺前」下車 0 分

称名寺は金沢北条氏一門の菩提寺で、北条実時が六浦荘金沢の居館内に営んだ持仏堂から発したと推定されています。称名寺境内は、「称名寺絵図並びに結界記」〈元亨 3 年（1323）、重要文化財〉にもとづき、大正 11 年（1922）、さらに昭和 47 年（1972）に周辺区域も含め、国指定史跡とされました。称名寺庭園は、苑池に橋を架け金堂へ達するという地割をもつ形式の浄土庭園としては、時代的に最後の遺例となることから、庭園史上、高い価値のあるものです。

当庭園は昭和 53 年度から 62 年度にかけて、称名寺絵図に基づく全面的整備が行われ、60 年度に平橋、61 年度に反橋が復元公開されました。

2 県指定史跡稲荷前古墳群

(1) 所在地

横浜市青葉区大場町 1 5 6 - 1 0 ほか

(2) 交通

東急電鉄 田園都市線「市が尾駅」から市営・東急バス「水道局青葉営業所前」下車徒歩 3 分

稲荷前古墳群は、「古墳の博物館」と呼ばれるほど、いろいろなタイプの古墳がつくられ、この地域の歴史を知る上できわめて重要な遺跡とされています。昭和 45 年（1970）3 月 24 日に神奈川県史跡に指定され、現在関東地方でもめずらしい前方後方墳を含む 3 基の古墳が保存・公開されています。この古墳群は、西暦 400 年前後からほぼ 600 年代を通じて造営されたもので、この地域の首長とそれに連なる人々の墓地とみられています。

3 県指定史跡市ヶ尾横穴古墳群

(1) 所在地

横浜市青葉区市ヶ尾町 1 6 3 9 - 2 市ヶ尾遺跡公園内

(2) 交通

東急電鉄 田園都市線「市が尾駅」下車徒歩 1 0 分、市ヶ尾小学校横

市ヶ尾横穴墓群は、6 世紀後半から 7 世紀後半にかけて造られたもので、関東地方南部の古墳文化を解明する上で貴重な横穴墓群として位置付けられています。横穴墓群は、昭和 32 年（1957）2 月 19 日に神奈川県史跡に指定され、保存・公開されています。横穴墓は関東地方では西暦 500 年代末境から 700 年前後まで行われた墓制の一つであり、被葬者はこの地域の有力な家族集団とみられています。

4 上行寺東遺跡復元整備地

(1) 所在地

横浜市金沢区六浦 2 丁目 4 1 9 5 ほか

(2) 交通

京浜急行「金沢八景駅」下車徒歩 1 0 分

上行寺東遺跡（東やぐら群遺跡）は、鎌倉から朝夷奈切通を通過して、金沢に向かう鎌倉道の一つである六浦道沿いの標高約 3 5 m ほどの台地上に所在します。

調査では、13～15 世紀に構築された 44 基の「やぐら」とよばれる横穴式の墳墓と、7 棟の建物跡な

どが発見されました。「やぐら」は、武士や僧侶などの墓と考えられ、内部からは、現在の墓石や塔婆にあたる五輪塔や板碑などの石塔類が出土しています。

本遺跡は、中世六浦の信仰を考えるうえで貴重な遺跡であることから、昭和62年（1987）、遺跡上段部の「やぐら」5基、2棟の建物跡がGRC（ガラス繊維強化樹脂セメント）で復元されるとともに、3基の「やぐら」が保存されています。

3

規程集

1 財団法人横浜市ふるさと歴史財団寄附行為

認 可 平成 4年 9月30日

最近改正 平成22年 7月 6日

目 次

- 第1章 総 則（第1条～第4条）
- 第2章 資産、事業計画等（第5条～第14条）
- 第3章 役員、評議員及び職員（第15条～第23条）
- 第4章 会 議（第24条～第31条）
- 第5章 寄附行為の変更及び解散（第32条～第34条）
- 第6章 雑 則（第35条・第36条）
- 附 則

第1章 総 則

（名 称）

第1条 この法人は、財団法人横浜市ふるさと歴史財団という。

（事 務 所）

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市都筑区中川中央一丁目18番1号に、従たる事務所を同県横浜市中区日本大通3番地及び同県横浜市栄区野七里二丁目3番1号に置く。

（目 的）

第3条 この法人は、横浜に関係した歴史（以下「歴史」という。）の理解に資する国内外の資料や文化財の調査、研究、収集、保管及び公開を行うとともに、歴史や文化財に関する普及啓発を行い、もって、ふるさと意識の醸成及び市民文化の発展に寄与することを目的とする。

（事 業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 歴史に関する資料及び文化財の調査、研究、収集及び保管
- (2) 歴史、歴史資料及び文化財に関する展示、閲覧、講座、講演会等の企画並びに実施
- (3) 横浜市域の埋蔵文化財の発掘、調査、研究及び保管
- (4) 歴史及び文化財の普及啓発事業の企画並びに実施
- (5) 歴史資料及びその研究成果に関する刊行物の編集、発行
- (6) 歴史資料及びその研究成果に関する説明、並びに歴史研究に関する助言及び指導
- (7) 歴史及び文化財関連施設の管理及び運営の受託
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業執行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に、教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告、収支決算書類等)

第12条 この法人の事業報告及び収支決算書類は、理事長が作成し、監事の意見を付し、理事会の承認を受けて毎事業年度終了後3月以内に、教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第3章 役員、評議員及び職員

(役員)

第15条 この法人には次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上20人以内(うち、理事長1人、副理事長2人以内及び常務理事1人とする。)

(2) 監事 2人

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で理事長、副理事長及び常務理事を定める。

2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第17条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 理事長に事故があるときは副理事長がその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副理事長が2人であるときは、あらかじめ理事長が定めた順序でこれを行う。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。

4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、日常業務を掌理する。

5 理事長及び副理事長ともに事故があるときは常務理事が理事長及び副理事長の職務を代理し、理事長及び副理事長がともに欠けたときは理事長及び副理事長の職務を行う。

6 監事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第18条 監事はこの法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを教育委員会、理事会及び評議員会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会を招集すること。

(役員任期)

第19条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

3 役員は辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第20条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において評議員現在数の4分の3以

上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第21条 役員は、有給とすることができる。

2 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員)

第22条 この法人には、評議員18人以上23人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。

3 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。

4 評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。

5 第19条及び第20条の規定は、評議員の任期又は解任について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と、「評議員会」とあるのは「理事会」と、「評議員現在数」とあるのは「理事現在数」と読み替えるものとする。

6 評議員は、評議員会を組織する。

(事務局)

第23条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の必要な職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 職員は有給とする。

第4章 会 議

(理事会の開催)

第24条 理事会は、理事長が必要と認めたとき又は理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(理事会の招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の4日前までに文書をもって通知しなければならない。

(理事会の議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数等)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決

し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席理事の氏名(書面表決者の場合にあつては、その旨を附記すること。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席理事のうちからその理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(評議員会の意見聴取)

第29条 理事会は、次に掲げる事項について決議しようとするときは、あらかじめ評議員の意見を聴かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 基本財産の処分又は担保の提供に関する事項
- (4) 長期借入金に関する事項
- (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項
- (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会)

第30条 評議員会は、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び理事会に対し必要と認める事項について建議する。

2 第24条、第25条、第27条及び第28条の規定は、評議員についてこれを準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事現在数」とあるのは「評議員現在数」と、「理事」とあるのは「評議員」と、「出席理事」とあるのは「出席評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会の議長)

第31条 評議員会の議長は、会議のつど、出席評議員の互選で定める。

第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第32条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、教育委員会の認可を受けなければ変更できない。

(解散)

第33条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、教育委員会の承認を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第34条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、教育委員会の許可を受けて、横浜市に寄附するものとする。

第6章 雑 則

(書類及び帳簿の備付け等)

第35条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 設立許可書等教育委員会の許可、認可、承認に関する書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 処務日誌
- (9) 官公署との往復書類
- (10) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第6号までの書類及び帳簿は永年、同項第7号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号から第10号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細 則)

第36条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成5年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第16条第1項の規定にかかわらず、別表第1のとおりとし、その任期は、第19条の第1項の規定にかかわらず、平成7年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の評議員は、第22条第2項の規定にかかわらず、別表第2のとおりとし、その任期は、第22条第5項の規定により準用する第19条第1項の規定にかかわらず、平成6年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立初年度及び設立次年度の事業計画及び予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 5 この法人は、横浜市埋蔵文化財センターに属した権利義務の一切を承継する。

附 則

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則

この定款は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

別 表 1 (附則 2 関係)

理 事 (理事長)	石 原 俊
理 事 (副理事長)	根 本 和 夫
理 事 (常務理事)	田 中 裕
理 事	足 立 光 生
理 事	岡 本 勇
理 事	河 北 倫 明
理 事	川 口 恭 一
理 事	川 本 讓 次
理 事	小 島 謙 一
理 事	小 山 千 賀 子
理 事	酒 井 真 喜 子
理 事	猿 田 勝 美
理 事	鈴 木 正 之
理 事	高 村 直 助
理 事	勅使河原 平八
理 事	成 田 頼 明
理 事	平 野 邦 雄
理 事	三 觜 勉
理 事	山 崎 洋 子
監 事	齋 藤 史 郎
監 事	土 田 建 二

別表 2 (附則3関係)

評議員	安藤和男
評議員	遠藤保成
評議員	河村外喜子
評議員	黒川澄夫
評議員	小林弘親
評議員	斉藤正勝
評議員	齋藤龍
評議員	椎名巖
評議員	篠崎孝子
評議員	下川清春
評議員	高井祿郎
評議員	鷹司綸子
評議員	高橋紀代子
評議員	竹本浩
評議員	田中常義
評議員	長谷川謙治
評議員	藤木幸太
評議員	藤野和子
評議員	村上治
評議員	望木周代
評議員	森英雄
評議員	森本敏男
評議員	モンドンミドリ
評議員	山田達治
評議員	渡部近司
評議員	渡部文興

2 横浜市歴史博物館条例

制定 平成 6年 3月 25日 条例第 8号
最近制定 平成 20年 7月 1日 条例第 36号

(設置)

第1条 開港期までを中心とする横浜の歴史に関する資料(以下「資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及び調査研究して市民の利用に供するとともに、その学習、調査研究等に資するため必要な事業を行うことにより、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、横浜市歴史博物館(以下「博物館」という。)を横浜市都筑区に設置する。

(事業)

第2条 博物館は、次の事業を行う。

- (1) 資料の収集、保管、展示等を行うこと。
- (2) 資料に関する調査研究を行い、その成果の展示、出版等を行うこと。
- (3) 歴史に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (4) 資料の利用に関し必要な説明、助言及び指導を行うこと。
- (5) 歴史に関する講演会、講習会、講座等を開催すること。
- (6) 野外施設等を利用する体験的学習等を行うこと。
- (7) 博物館の施設及び設備の提供を行うこと。
- (8) その他博物館の設置の目的を達成するために必要な事業
(施設)

第3条 前条に掲げる事業を行うため、博物館に次の施設を置く。

- (1) 常設展示室及び図書閲覧室
- (2) 企画展示室、体験学習室、講堂及び研修室
- (3) 野外施設
- (4) 駐車場

(職員)

第4条 博物館に、所要の職員を置く。

(開館時間等)

第5条 博物館の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

(指定管理者の指定等)

第6条 次に掲げる博物館の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 博物館の施設の利用の許可等に関すること。
- (2) 特別利用(第9条第1項に規定する特別利用をいう。)の許可等に関すること。
- (3) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (4) 博物館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) その他教育委員会が定める業務

2 指定管理者は、横浜市の文化財保護に関する施策の方針を理解し、高度な専門性をもって資料の調査研究等を行い、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、市民の横浜の歴史に関する学習、調査研究等のために必要な事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民による横浜の歴史に関する理解を深めるための活動に対する支援を行うものでなければならない。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、博物館の設置の目的を最も効果的に達成できると認められたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

第7条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したとき

は、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(利用の許可)

第 8 条 第 3 条第 2 号に掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に博物館の管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、博物館の施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。

(1) 博物館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(2) 博物館の設置の目的に反するとき。

(3) 博物館の管理上支障があるとき。

(4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

4 第 1 項の許可の手続について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(資料の特別利用の許可)

第 9 条 博物館の資料について、学術研究等のため、撮影、模写、模造、熟覧等(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に資料の保全上及び博物館の管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、特別利用が次のいずれかに該当する場合は、特別利用を許可しないものとする。

(1) 資料の保全上支障があるとき。

(2) 博物館の管理上支障があるとき。

(3) その他指定管理者が必要と認めたとき。

4 第 1 項の許可の手続について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(利用料金)

第 10 条 常設展示室に入場しようとする者又は駐車場を利用しようとする者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 講堂又は研修室の利用について、第 8 条第 1 項の規定により許可を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。

3 特別利用について、前条第 1 項の規定により許可を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。

4 第 1 項の利用料金にあっては別表第 1 に定める額の範囲内において、第 2 項の利用料金にあっては別表第 2 に定める額の範囲内において、前項の利用料金にあっては 1 点につき 1 回又は 1 日ごとに 2,000 円の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

5 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

(利用料金の減免)

第 11 条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場

合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不返還)

第 12 条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(許可の取消し等)

第 13 条 指定管理者は、第 8 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消し、又は施設の利用若しくは特別利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第 8 条第 3 項各号又は第 9 条第 3 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(入館の制限)

第 14 条 指定管理者は、博物館の入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) その他博物館の管理上支障があるとき。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成 6 年 11 月教委規則第 24 号により平成 7 年 1 月 31 日から施行する。ただし、第 3 条第 3 号の規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。)

(平成 8 年 3 月教委規則第 1 号により第 3 条第 3 号の規定は、同年同月 23 日から施行)

附 則(平成 10 年 3 月条例第 17 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際既にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき施設の使用の申請を行っている者に係る当該施設の料金の納付等に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附 則(平成 13 年 2 月条例第 7 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月条例第 90 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市歴史博物館条例第 13 条の

規定によりその管理に関する事務を委託している横浜市歴史博物館については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成19年2月条例第6号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月条例第36号)

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

別表第1(第10条第4項)

種別		単位	利用料金	
			個人	団体(20人以上)
常設 展示 室	一般	1人1回につき	400円	320円
	大学生・高校生		200円	160円
	中学生・小学生		100円	80円
駐車 場	大型車	1台1日1回につき	800円	
	その他のもの	1台1時間につき	200円	

(備考)

- 1 「一般」とは、「大学生・高校生」、「中学生・小学生」及び小学校に就学するまでの者以外の者をいう。
- 2 「大学生・高校生」とは、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校に在学する学生若しくは生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生・小学生」とは、中学校、中等教育学校の前期課程、小学校若しくは特別支援学校の中学部若しくは小学部に在学する生徒若しくは児童又はこれらに準ずる者をいう。
- 4 小学校に就学するまでの者が、常設展示室に入場する場合の利用料金は、無料とする。

別表第2(第10条第4項)

種別		単位	利用料金	
			平日	日曜日、土曜日及び休日
講堂	入場料等を徴収しない場合	1日につき	15,000円	18,000円
	入場料等を徴収する場合	同	26,000円	30,000円

研修室	同	8,500 円
附帯設備	1 式又は 1 台、1 日 につき	15,000 円

(備考)

- 1 「平日」とは日曜日、土曜日及び休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日をいう。
- 2 「入場料等」とは、利用者が入場者から徴収する入場料その他これに類する料金をいう。
- 3 「1 日」とは、午前 9 時から午後 9 時までをいう。
- 4 講堂、研修室及び附帯設備の利用が、午前 9 時から午後 9 時までの時間以外の時間(以下「時間外」という。)にわたった場合の当該時間外に係る利用料金の額は、時間外における利用 1 時間につき、3,000 円とする。この場合において、時間外における利用時間が 1 時間未満のとき、又はこれに 1 時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を 1 時間として計算する。

3 横浜市歴史博物館条例施行規則

制 定 平成 6 年 1 1 月 2 5 日教委規則第 2 5 号

最近制定 平成 1 7 年 7 月 5 日教委規則第 2 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市歴史博物館条例(平成 6 年 3 月横浜市条例第 8 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第 2 条 横浜市歴史博物館(以下「博物館」という。)に、館長を置く。

2 館長は、教育長の命を受け、博物館を統轄する。

(開館時間)

第 3 条 博物館の開館時間は、次のとおりとする。

(1) 常設展示室、企画展示室、体験学習室、図書閲覧室、駐車場及び野外施設(復元環濠内集落及び多目的利用施設に限る。) 午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 講堂及び研修室 午前 9 時から午後 9 時まで

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 4 条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、その日が、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは直後の日曜日、土曜日及び休日のいずれにも当たらない日とする。

(2) 1 月 1 日から 1 月 4 日まで及び 12 月 28 日から 12 月 31 日まで

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(指定管理者の募集)

第 5 条 教育長は、指定管理者を募集する場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(指定申請書の提出等)

第 6 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第 1 号様式)を教育長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第 6 条第 3 項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

(3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) 博物館の管理に関する業務の収支予算書

(5) その他教育長が必要と認める書類

(施設の利用許可申請書等)

第7条 条例第8条第1項の規定により博物館の施設の利用の許可を受けようとする者は、横浜市歴史博物館利用許可申請書(第2号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、企画展示室及び体験学習室については、指定管理者又は指定管理者と共催して博物館の設置目的に合致する事業を行うため当該施設を利用しようとする者に対し、利用を許可するものとする。

3 第1項の利用許可の申請は、当該施設を利用しようとする日の属する月の3箇月前の月の1日から、利用しようとする日の前日までにしなければならない。ただし、指定管理者が主催し、又は共催して利用する場合は、この限りでない。

4 条例第8条第1項の規定により許可を受けた者は、許可に係る施設を利用して展示会、講習会、講演会等を有料で行う場合は、当該料金の額について、指定管理者と協議しなければならない。

(特別利用の許可申請)

第8条 条例第9条第1項の規定により特別利用の許可を受けようとする者は、横浜市歴史博物館特別利用許可申請書(第3号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請は、特別利用をしようとする日の7日前までにしなければならない。

(観覧券の発行)

第9条 指定管理者は、博物館の常設展示室に入場しようとする者に対し、観覧券を発行するものとする。この場合において、観覧券の発行は、閉館時間の30分前まで行うものとする。

2 前項に規定する観覧券は、利用料金と引換えに交付する。

(利用料金の後納)

第10条 条例第10条第5項ただし書に規定する教育委員会規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(利用料金の減免)

第11条 条例第11条に規定する教育委員会規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(1) 教職員に引率された横浜市内の小学校(特別支援学校の小学部を含む。)若しくは中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)の児童若しくは生徒又は各種学校の小学校若しくは中学校に相当する課程に在学する者の団体及びそれらの引率者が、教育上の目的から常設展示室に入場する場合 利用料金の全額

(2) 教職員に引率された横浜市内の高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の生徒又は高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の高等学校に相当する課程に在学する者の団体及びそれらの引率者が教育上の目的から常設展示室に入場する場合 利用料金の半額

(3) 土曜日に、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)若しくは高等学校(中等教育学校の後期課程

及び特別支援学校の高等部を含む。)の児童若しくは生徒、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する課程に在学する者又はこれらに準ずると認められる者が、常設展示室に入場する場合 利用料金の全額

- (4) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条第 1 項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害との判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者が、常設展示室に入場する場合 利用料金の全額
- (5) 市長の発行する長寿のしおりの交付を受けている者が、常設展示室に入場する場合 利用料金の全額
- (6) 指定管理者と共催して博物館の設置目的に合致する事業を行うため当該施設を利用しようとする団体が講堂及び研修室を利用する場合 利用料金の全額
- (7) 国又は地方公共団体が講堂及び研修室を利用する場合 利用料金の全額
- (8) 国、地方公共団体及び博物館、図書館、学校、研究所等の公共的団体が特別利用する場合 利用料金の全額

(利用料金の返還)

第 12 条 条例第 12 条ただし書に規定する教育委員会規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 常設展示室への入場、講堂及び研修室の利用並びに資料の特別利用について、入場、利用及び特別利用をする者の責めに帰することができない事由によりこれらの行為ができなくなった場合 利用料金の全額
- (2) 講堂及び研修室の利用の許可を受けた者が利用日の 30 日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 利用料金の全額
- (3) 特別利用の許可を受けた者が利用日の前日までに特別利用の許可の取消しを申し出た場合 利用料金の全額

(委任)

第 13 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成 7 年 1 月 31 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項第 1 号のうち野外施設に係る規定及び第 4 条第 1 項のうち野外施設に係る規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。(平成 8 年 3 月教委規則第 2 号により、第 3 条第 1 項第 1 号のうち野外施設に係る規定(復元古民家に係る部分を除く。))及び第 4 条第 1 項のうち野外施設に係る規定(復元古民家に係る部分を除く。)は、同年同月 23 日から施行)

(平成 9 年 3 月教委規則第 4 号により、第 3 条第 1 項第 1 号のうち野外施設に係る規定(復元古民家に係る部分)及び第 4 条第 1 項のうち野外施設に係る規定(復元古民家に係る部分)は、同年 3 月 29 日から施行)

附 則(平成 7 年 3 月教委規則第 10 号)

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月教委規則第 12 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月教委規則第 5 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際既にこの規則による改正前の横浜市歴史博物館条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定に基づき申請を行っている者に係る観覧料等の納付等に関し必要な事項は、教育長が定める。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 11 年 3 月教委規則第 4 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月教委規則第 6 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月教委規則第 6 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月教委規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 7 月教委規則第 24 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市歴史博物館条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 19 年 3 月教委規則第 7 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 7 月教委規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 20 年 7 月 1 日から適用する。

第 1 号様式(第 6 条第 1 項) 略

第 2 号様式(第 7 条第 1 項) 略

第 3 号様式(第 8 条第 1 項) 略

4 横浜開港資料館条例

制 定 昭 和 5 6 年 3 月 3 1 日 条 例 第 1 6 号

最近制定 平成 1 7 年 6 月 2 4 日 条 例 第 9 1 号

(設置)

第 1 条 開港期を中心とする横浜の歴史に関する資料(以下「資料」という。)の収集、保存、調査研究等を行い、その成果を広く公開することにより、市民の横浜の歴史に対する理解を深め、もって市民文化の向上に寄与するため、横浜開港資料館(以下「資料館」という。)を横浜市中区に設置する。

(事業)

第 2 条 資料館は、次の事業を行う。

- (1) 資料の収集、整理、保存及び展示を行い、並びに資料を閲覧に供すること。
- (2) 資料に関する調査研究を行い、その成果を展示、出版等により利用に供すること。
- (3) 横浜の歴史に関する講演会、資料に関する講読会等を開催すること。
- (4) 資料館の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行うこと。
- (5) 前各号に掲げる事業に付帯する事業

(開館時間等)

第 3 条 資料館の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

(指定管理者の指定等)

第 4 条 次に掲げる資料館の管理に関する業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 資料館の利用に関すること。
- (2) 第 2 条に規定する事業の実施に関すること。
- (3) 資料館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定める業務

2 指定管理者は、横浜市文化財保護に関する施策の方針を理解し、高度な専門性をもって資料の調査研究等を行い、市民文化の向上に寄与するため、市民の横浜の歴史に関する理解を深めるための事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民による横浜の歴史に関する理解を深めるための活動に対する支援を行うものでなければならない。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、資料館の設置の目的を最も効果的に達成できると認められたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

第 5 条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(利用料金)

第 6 条 資料館の展示室に入場しようとする者又は閲覧室を利用しようとする者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。ただし、展示室において、期間を限り、特別の企画による展示を行う場合の利用料金は、500 円の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

(利用料金の減免)

第 7 条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不返還)

第 8 条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(利用の制限)

第 9 条 指定管理者は、資料館の利用者が次のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他の利用者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。

(2) その他管理上支障があると認められるとき。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 56 年 6 月 2 日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月条例第 17 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際既にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき施設の使用の申請を行っている者に係る当該施設の料金の納付等に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附 則(平成 14 年 9 月条例第 44 号)

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成 15 年 1 月教委規則第 3 号により同年 3 月 15 日から施行)

附 則(平成 17 年 6 月条例第 91 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜開港資料館条例第8条の規定によりその管理に関する事務を委託している横浜開港資料館については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

別表(第6条第2項)

区分	単位	個人・団体の別	金額	
			大人	小人
展示室及び閲覧室	1人1回につき	個人	200円	100円
		団体(20人以上)	150円	80円
閲覧室		＼	100円	

(備考)

- 1 小人とは、6歳以上16歳未満の者をいう。
- 2 6歳未満の者は、無料とする。

5 横浜開港資料館条例施行規則

制 定 平成10年 9月25日教委規則第18号
最近制定 平成17年 7月 5日教委規則第25号

(趣旨)

第1条 横浜開港資料館条例(昭和56年3月横浜市条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(休館日等)

第2条 横浜開港資料館(以下「資料館」という。)の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、その日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは直後の日曜日、土曜日及び休日のいずれにも当たらない日とする。

(2) 1月1日から1月3日まで及び12月28日から12月31日まで

(3) 資料特別整理期間(ただし、毎月の整理日は、閲覧室のみ休室する。)

2 前項第3号の期間は、教育長がその都度定める。

3 教育長は、第1項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日を開館しないことができる。

(開館時間)

第3条 資料館の開館時間は、別表のとおりとする。ただし、教育長が特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(指定管理者の募集)

第4条 教育長は、指定管理者を募集する場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(指定申請書の提出等)

第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(別記様式)を教育長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第4条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 資料館の管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他教育長が必要と認める書類

(入館券)

第6条 指定管理者は、資料館の展示室に入場しようとする者又は閲覧室を利用しようとする者に対し入館券を発行するものとする。

2 前項に規定する入館券は、条例第6条第1項に規定する利用料金と引き換えに交付する。

3 前2項の規定にかかわらず、条例第6条第3項ただし書の規定に該当する場合には、入館券を発行しない。

(利用料金の後納)

第7条 条例第6条第3項ただし書に規定する規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(利用料金の減免)

第8条 条例第7条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- (1) 教職員に引率された市内の小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)若しくは高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の児童若しくは生徒の団体又は高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する課程に在学する者の団体及びそれらの引率者が教育上の目的で利用する場合 利用料金の全額
- (2) 土曜日に、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)若しくは高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の児童若しくは生徒、高等専門学校、専修学校又は各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する課程に在学する者又はこれらに準ずると認められる者が利用する場合 利用料金の全額
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に

規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びそれらの介護者が利用する場合 利用料金の全額

(4) 市長の発行する長寿のしおりの交付を受けている者が利用する場合 利用料金の全額

(5) 子供会の責任者に引率された市内の子供会が利用する場合 利用料金の5割相当額

(利用料金の返還)

第9条 条例第8条ただし書に規定する規則で定める場合は、利用者の責めに帰することができない事由により資料館の利用ができなくなった場合とし、返還する利用料金の額は既納の利用料金の全額とする。

(資料の利用の制限)

第10条 次に掲げる資料は、利用することができない。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 貴重な資料であって、利用に供することによりその保存上支障が生ずると認められるもの

(2) その他指定管理者が不相当と認めるもの

2 資料は、館外に帯出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

(1) 指定管理者が主催し、又は共催して、資料館の設置の目的に合致する事業を行うために利用する場合

(2) 展示等の用に供する場合で、指定管理者が特に必要があると認めたとき。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成11年3月教委規則第4号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月教委規則第6号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月教委規則第6号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月教委規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年7月教委規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月教委規則第 7 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条)

区分	開館時間
展示室及び閲覧室	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

別記様式(第 5 条第 1 項) 略

6 横浜都市発展記念館条例

制 定 平成 1 4 年 9 月 3 0 日条例第 4 2 号

最近制定 平成 1 7 年 6 月 2 4 日条例第 9 2 号

(設置)

第 1 条 開港期以降の横浜の都市形成の歴史、市民生活の変遷及び横浜がはぐくんだ文化に関する資料(以下「資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及び調査研究して市民の利用に供するとともにその学習の調査等のため必要な事業を行うことにより、ふるさと意識の醸成、国際平和等に資するとともに、市民の学習、学術及び文化の発展に寄与するため、横浜都市発展記念館(以下「記念館」という。)を横浜市中区に設置する。

(事業)

第 2 条 記念館は、次の事業を行う。

- (1) 資料の収集、保管及び展示等を行うこと。
- (2) 資料に関する調査研究を行い、その成果の展示、出版等を行うこと。
- (3) 歴史に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (4) 資料の利用に関し必要な説明、助言及び指導を行うこと。
- (5) 歴史に関する講演会、講習会、講座等を開催すること。
- (6) その他記念館の設置の目的を達成するために必要な事業

(開館時間等)

第 3 条 記念館の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

(指定管理者の指定等)

第 4 条 次に掲げる記念館の管理に関する業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 記念館の利用に関すること。
- (2) 資料の撮影等(第 6 条第 1 項に規定する資料の撮影等をいう。)の許可等に関すること。
- (3) 第 2 条に規定する事業の実施に関すること。
- (4) 記念館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) その他教育委員会が定める業務

- 2 指定管理者は、横浜市の文化財保護に関する施策の方針を理解し、高度な専門性をもって資料の調査研究等を行い、ふるさと意識の醸成、国際平和等に資するとともに、市民の学習、学術及び文化の発展に寄与するため、市民の横浜の歴史等に関する学習、調査等のために必要な事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民による横浜の歴史等に関する理解を深めるための活動に対する支援を行うものでなければならない。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を教育委員会に提出しなければならない。
- 4 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、記念館の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

第5条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(資料の撮影等の許可)

第6条 記念館の資料について、調査等のため、撮影、模写、模造等(以下「資料の撮影等」という。)をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に資料の保全上及び記念館の管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、資料の撮影等が次のいずれかに該当する場合は、資料の撮影等を許可しないものとする。

- (1) 資料の保全上支障があるとき。
- (2) 記念館の管理上支障があるとき。
- (3) その他指定管理者が必要と認めたとき。

4 第1項の許可の手續について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、前条第1項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消し、又は資料の撮影等を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (3) 前条第2項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。

(入館の制限)

第8条 指定管理者は、記念館の入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) その他記念館の管理上支障があるとき。

(利用料金)

第9条 常設展示室に入場しようとする者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 資料の撮影等について、第6条第1項の規定により許可を受けた者は、指定管理者

に対し、利用料金を支払わなければならない。

3 第1項の利用料金にあつては別表に定める額の範囲内において、前項の利用料金にあつては1点につき1回又は1日ごとに2,000円の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

4 第2項の利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不返還)

第11条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成15年1月教委規則第1号により同年3月15日から施行)

附 則(平成17年6月条例第92号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜都市発展記念館条例第7条の規定によりその管理に関する事務を委託している横浜都市発展記念館については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

別表(第9条第3項)

区分	単位	利用料金	
		個人	団体(20人以上)
大人	1人1回につき	200円	150円
小人		100円	80円

(備考)

1 小人とは、6歳以上16歳未満の者をいう。

2 6歳未満の者は、無料とする。

7 横浜都市発展記念館条例施行規則

制 定 平成15年 1月15日教委規則第 4号

最近制定 平成17年 7月 5日教委規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜都市発展記念館条例(平成14年9月横浜市条例第42号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 横浜都市発展記念館(以下「記念館」という。)の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 記念館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは直後の日曜日、土曜日及び休日のいずれにも当たらない日とする。

(2) 1月1日から1月3日まで及び12月28日から12月31日まで

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(指定管理者の募集)

第4条 教育長は、指定管理者を募集する場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(指定申請書の提出等)

第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第1号様式)を教育長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第4条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

(3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) 記念館の管理に関する業務の収支予算書

(5) その他教育長が必要と認める書類

(資料の撮影等の許可)

第6条 条例第6条第1項の規定により資料の撮影等の許可を受けようとする者は、横浜都市発展記念館資料撮影等許可申請書(第2号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請は、資料の撮影等を行おうとする日の7日前までにしなければならない。

(入館券)

第7条 指定管理者は、記念館の常設展示室に入場しようとする者に対し、入館券を発行するものとする。

2 前項に規定する入館券は、利用料金と引換えに交付する。

(利用料金の後納)

第8条 条例第9条第4項ただし書に規定する教育委員・K則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(利用料金の減免)

第9条 条例第10条に規定する教育委員会規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(1) 教職員に引率された市内の小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)若しくは高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の児童若しくは生徒の団体又は高等専門学校、専修学校又は各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する課程に在学する者の団体及びそれらの引率者が、教育上の目的で常設展示室に入場する場合 利用料金の全額

(2) 土曜日に、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)若しくは高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の児童若しくは生徒、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する課程に在学する者又はこれらに準ずると認められる者が、常設展示室に入場する場合 利用料金の全額

(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びそれらの介護者が、常設展示室に入場する場合 利用料金の全額

(4) 市長の発行する長寿のしおりの交付を受けている者が、常設展示室に入場する場合 利用料金の全額

(5) 子供会の責任者に引率された市内の子供会が利用する場合 利用料金の5割相当額

(6) 国、地方公共団体及び博物館、図書館、学校、研究所等の公共的団体が資料の撮影等を行う場合 利用料金の全額

(利用料金の返還)

第10条 条例第11条ただし書に規定する教育委員会規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 常設展示室への入場、資料の撮影等について、入場、撮影等をする者の責めに帰すことができない事由によりこれらの行為ができなくなった場合 利用料金の全額

(2) 資料の撮影等の許可を受けた者が利用日の前日までに資料の撮影等の許可の取消

しを申し出た場合 利用料金の全額
(委任)

第 11 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 3 月 15 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月教委規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 7 月教委規則第 26 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜都市発展記念館条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 19 年 3 月教委規則第 7 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式(第 5 条第 1 項) 略

第 2 号様式(第 6 条第 1 項) 略

8 横浜ユーラシア文化館条例

制 定 平成 14 年 9 月 30 日条例第 43 号

最近制定 平成 17 年 6 月 24 日条例第 93 号

(設置)

第 1 条 ユーラシアの文化に関する資料(以下「資料」という。)を展示し、及び保管し、並びにこれらの資料を中心としてユーラシア諸地域の文化交流に関する調査研究等を行い、その成果を広く市民に公開することにより、国際文化都市横浜の発展に寄与するため、横浜ユーラシア文化館(以下「文化館」という。)を横浜市中区に設置する。

(事業)

第 2 条 文化館は、次の事業を行う。

- (1) 資料の展示及び保管等を行うこと。
- (2) 資料に関する調査研究を行い、その成果の展示、出版等を行うこと。
- (3) ユーラシアの文化に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (4) 資料の利用に関し必要な説明、助言及び指導を行うこと。
- (5) ユーラシアの文化に関する講演会、講習会、講座等を開催すること。
- (6) その他文化館の設置の目的を達成するために必要な事業

(開館時間等)

第 3 条 文化館の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

(指定管理者の指定等)

第 4 条 次に掲げる文化館の管理に関する業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 文化館の利用に関すること。
- (2) 資料の撮影等(第 6 条第 1 項に規定する資料の撮影等をいう。)の許可等に関すること。
- (3) 第 2 条に規定する事業の実施に関すること。
- (4) 文化館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) その他教育委員会が定める業務

2 指定管理者は、横浜市の文化財保護に関する施策の方針を理解し、高度な専門性をもってユーラシア諸地域の文化交流についての調査研究等を行い、国際文化都市横浜の発展に寄与するため、市民のユーラシア諸地域の文化に関する理解を深めるための事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民によるユーラシア諸地域の文化に関する理解を深めるための活動に対する支援を行うものでなければならない。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、文化館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

第 5 条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(資料の撮影等の許可)

第 6 条 文化館の資料について、調査等のため、撮影、模写、模造等(以下「資料の撮影等」という。)をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に資料の保全上及び文化館の管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、資料の撮影等か次のいずれかに該当する場合は、資料の撮影等を許可しないものとする。

- (1) 資料の保全上支障があるとき。
- (2) 文化館の管理上支障があるとき。
- (3) その他指定管理者が必要と認めたとき。

4 第 1 項の許可の手続について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(許可の取消し等)

第 7 条 指定管理者は、前条第 1 項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消し、又は資料の撮影等を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 前条第 3 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。

(3) 前条第2項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。

(入館の制限)

第8条 指定管理者は、文化館の入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。

(2) その他文化館の管理上支障があるとき。

(利用料金)

第9条 常設展示室に入場しようとする者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 資料の撮影等について、第6条第1項の規定により許可を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。

3 第1項の利用料金にあっては別表に定める額の範囲内において、前項の利用料金にあっては1点につき1回又は1日ごとに2,000円の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

4 第2項の利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不返還)

第11条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成15年1月教委規則第2号により同年3月15日から施行)

附 則(平成17年6月条例第93号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜ユーラシア文化館条例第7条の規定によりその管理に関する事務を委託している横浜ユーラシア文化館については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

別表(第9条第3項)

区分	単位	利用料金	
		個人	団体(20人以上)
大人	1人1回につき	200円	150円
小人		100円	80円

(備考)

- 1 小人とは、6歳以上16歳未満の者をいう。
- 2 6歳未満の者は、無料とする。

9 横浜ユーラシア文化館条例施行規則

制 定 平成15年 1月15日教委規則第 5号
最近制定 平成17年 7月 5日教委規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜ユーラシア文化館条例(平成14年9月横浜市条例第43号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 横浜ユーラシア文化館(以下「文化館」という。)の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 文化館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは直後の日曜日、土曜日及び休日のいずれにも当たらない日とする。

(2) 1月1日から1月3日まで及び12月28日から12月31日まで

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日を開館しないことができる。

(指定管理者の募集)

第4条 教育長は、指定管理者を募集する場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(指定申請書の提出等)

第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第1号様式)を教育長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第4条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

(3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) 文化館の管理に関する業務の収支予算書

(5) その他教育長が必要と認める書類

(資料の撮影等の許可)

第6条 条例第6条第1項の規定により資料の撮影等の許可を受けようとする者は、横浜ユーラシア文化館資料撮影等許可申請書(第2号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請は、資料の撮影等を行おうとする日の7日前までにしなければならない。(入館券)

第7条 指定管理者は、文化館の常設展示室に入場しようとする者に対し、入館券を発行するものとする。

2 前項に規定する入館券は、利用料金と引換えに交付する。

(利用料金の後納)

第8条 条例第9条第4項ただし書に規定する教育委員会規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(利用料金の減免)

第9条 条例第10条に規定する教育委員会規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(1) 教職員に引率された市内の小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)若しくは高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の児童若しくは生徒の団体又は高等専門学校、専修学校又は各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する課程に在学する者の団体及びそれらの引率者が、教育上の目的で常設展示室に入場する場合 利用料金の全額

(2) 土曜日に、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)若しくは高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の児童若しくは生徒、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する課程に在学する者又はこれらに準ずると認められる者が、常設展示室に入場する場合 利用料金の全額

(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びそれらの介護者が、常設展示室に入場する場合 利用料金の全額

(4) 市長の発行する長寿のしおりの交付を受けている者が、常設展示室に入場する場合 利用料金の全額

(5) 子供会の責任者に引率された市内の子供会が利用する場合 利用料金の 5 割相当額

(6) 国、地方公共団体及び博物館、図書館、学校、研究所等の公共的団体が資料の撮影等を行う場合 利用料金の全額

(利用料金の返還)

第 10 条 条例第 11 条ただし書に規定する教育委員会規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 常設展示室への入場、資料の撮影等について、入場、撮影等をする者の責めに帰すことができない事由によりこれらの行為ができなくなった場合 利用料金の全額

(2) 資料の撮影等の許可を受けた者が利用日の前日までに資料の撮影等の許可の取消しを申し出た場合 利用料金の全額

(委任)

第 11 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 3 月 15 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月教委規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 7 月教委規則第 27 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜ユーラシア文化館条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 19 年 3 月教委規則第 7 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式(第 5 条第 1 項) 略

第 2 号様式(第 6 条第 1 項) 略

10 横浜市三殿台考古館条例

制 定 昭和 4 1 年 1 2 月 1 5 日 条例第 5 4 号

最近制定 平成 1 7 年 6 月 2 4 日 条例第 9 4 号

(目的及び設置)

第 1 条 三殿台遺跡及びその他の市内の遺跡からの出土品等を市民に公開することにより郷土文化の向上並びに教育及び学術の発展に資することを目的とし、横浜市磯子区に横浜市三殿台考古館(以下「考古館」という。)を設置する。

(事業)

第2条 考古館は、次の事業を行なう。

- (1) 三殿台遺跡の保存及び研究並びに入館者の観覧に関すること。
- (2) 市内の遺跡の出土品及び考古学上の資料(以下「資料」という。)の収集、整理、保存、研究及び展示に関すること。
- (3) 市内の遺跡の案内書、解説書、目録、研究報告書等各種の印刷物の作成頒布に関すること。
- (4) その他教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めること。

(観覧料)

第3条 考古館の観覧は、無料とする。

(指定管理者の指定等)

第4条 次に掲げる考古館の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 考古館の利用に関すること。
- (2) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (3) 考古館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他委員会が定める業務

2 指定管理者は、横浜市の文化財保護に関する施策の方針を理解し、高度な専門性をもって国指定の史跡の保存及び資料の調査研究等を行い、郷土文化の向上並びに教育及び学術の発展に寄与するため、市民の歴史に関する理解を深めるための事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民による歴史に関する理解を深めるための活動に対する支援を行うものでなければならない。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を委員会に提出しなければならない。

4 委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、考古館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

第5条 委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(入館の制限等)

第6条 指定管理者は、次のいずれかに該当すると認める者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 泥酔者
- (2) 保護者の伴わない幼少者
- (3) 遺跡又は出土品、資料その他考古館の設備等を滅失し、もしくははき損し、又は滅失し、もしくははき損するおそれのある者
- (4) 犬その他の動物又は他人に危害を及ぼし、もしくは迷惑となる物品を携帯する者
- (5) その他考古館の管理上支障がある者

2 指定管理者は、考古館の管理上必要があると認めるときは、入館者の観覧を制限することができる。

3 50人以上の団体で考古館を観覧しようとする場合には、その代表者は、観覧しようとする日の1週間前までに指定管理者に届け出なければならない。この場合において指定管理者は、考古館の管理上必要があると認めるときは、観覧日の変更を求めることができる。

(休館日等)

第7条 考古館の休館日及び開館時間については、教育委員会規則で定める。

(寄贈または寄託)

第8条 考古館は、出土品及び資料の寄贈または寄託を受けることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、昭和42年1月31日から施行する。

附 則(昭和51年5月条例第37号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和51年7月規則第80号により同年同月26日から施行)

附 則(昭和56年3月条例第5号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年9月条例第55号)

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成4年9月教委規則第19号により同年10月1日から施行)

附 則(平成17年6月条例第94号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市三殿台考古館条例第8条の規定によりその管理に関する事務を委託している横浜市三殿台考古館については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

1 1 横浜市三殿台考古館条例施行規則

制 定 昭和42年 1月10日教委規則第 2号

最近制定 平成17年 7月 5日教委規則第28号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市三殿台考古館条例(昭和 41 年 12 月横浜市条例第 54 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 横浜市三殿台考古館(以下「考古館」という。)の開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 4 時までとする。ただし、火曜日については、午前 9 時 30 分から正午までとする。

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条 考古館の休館日は、1 月 1 日から 1 月 4 日まで及び 12 月 28 日から 12 月 31 日までとする。

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(指定管理者の募集)

第 4 条 教育長は、指定管理者を募集する場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(指定申請書の提出)

第 5 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第 1 号様式)を教育長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第 4 条第 3 項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 考古館の管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他教育長が必要と認める書類

(寄贈又は寄託の申出)

第 6 条 考古館に出土品及び考古学上の資料を寄贈又は寄託しようとする者は、品目、数量、形態、寄託の期間、住所、氏名その他必要な事項を記入した文書をもって教育長に申し出るものとする。

2 寄託者に対しては、考古館から受託証(第 2 号様式)を交付するものとする。

(受託品の取扱)

第 7 条 受託品は、寄託について特別の条件がある場合のほか考古館所蔵のものと同じ取扱をする。

(委任)

第 8 条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和 42 年 1 月 31 日から施行する。

付 則(昭和 48 年 3 月教委規則第 3 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和 48 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 5 月教委規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 2 年 3 月教委規則第 4 号)

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 9 月教委規則第 20 号)

この規則は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月教委規則第 11 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則、横浜市教育委員会が管理する電子計算機処理等に係る個人情報保護に関する規則、横浜市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則、横浜市立学校施設使用規則、横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則、横浜市奨学条例施行規則、横浜市婦人会館条例施行規則、横浜市文化財保護条例施行規則、横浜市三殿台考古館条例施行規則、横浜市青少年野外活動センター条例施行規則、横浜市少年自然の家条例施行規則、横浜市スポーツセンター条例施行規則、横浜市教育文化センター条例施行規則及び視聴覚教材機材の貸出に関する規則の規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から 1 年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 14 年 3 月教委規則第 6 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 7 月教委規則第 28 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市三殿台考古館条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

第 1 号様式(第 5 条第 1 項) 略

第 2 号様式(第 6 条第 2 項) 略

1 2 横浜市八聖殿郷土資料館規則

制 定 昭和48年 3月27日教委規則第 3号

最近制定 平成14年 3月25日教委規則第 6号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、横浜市八聖殿郷土資料館(以下「館」という。)の管理及び運営について必要な事項を定める。

(事業)

第2条 館は、文化財の保存、研究及び公開を行う。

(開館時間)

第3条 館の開館時間は、休館日を除き、毎日午前9時30分から午後4時までとする。

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで

(2) その他館務の都合により教育長が休館することを必要と認めた日

(入館の拒否等)

第5条 教育長は、館の管理上支障があると認められる者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(委任)

第6条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和48年3月28日から施行する。

附 則(昭和54年5月教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年5月教委規則第15号)

この規則は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則(平成4年9月教委規則第20号)

この規則は、平成4年10月1日から施行する。

附 則(平成14年3月教委規則第6号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。